

第3次 てだこ親子プラン

浦添市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
沖縄県 浦添市



はじめに



次代を担う、大切な子どもたちの心身のすこやかな成長は、私たち市民の願いです。こうした子どもたちの成長を見守り、そしてその子どもたちを主体的に育てておられる親御さんの子育てをサポートし、子育て環境の整備、支援を行うことが行政と地域の役割だと考えております。

こうしたなか本市では、平成 17 年に「てだこ親子プランー浦添市次世代育成支援行動計画（前期計画）ー」、平成 22 年に「第 2 次てだこ親子プランー浦添市次世代育成支援行動計画（後期計画）ー」を策定し、「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」「てだこ・結プラン」「第 2 次てだこ障がい者プラン」などの関連計画と合わせて、子育て支援の充実、母子の健康増進、子どもの安全の確保、育児と仕事の両立が図れるような仕組みや制度づくりに積極的に取り組んで参りました。

このような取り組みの集大成として平成 20 年に「子どものまちてだこ宣言」も行っております。

今回策定されます「第 3 次てだこ親子プランー浦添市子ども・子育て支援事業計画ー」は、これまで積み上げて参りました計画や取り組みと合わせて、新たに設けられました国の子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえつつ、子育て世帯の幅広いニーズに対応するための方針を定めております。

子育てを頑張っておられる世帯が、孤独感や疲労感を抱えることなく、「子どものまちてだこ宣言」にある“平和と笑顔のあるまちをめざして”いくには、当事者のみならず、自治会や企業、学校、保育所、職場も含めた地域づくりが欠かせません。

本市はこれからも、子どもを育てることの楽しさや難しさに共感し、子どもたちのすこやかな成長を温かく見守っていくことのできる社会の実現を目指します。また、そのような社会の中で、たとえどのような環境のもとにおかれていたとしても、全ての子どもたちがひとしく幸せを感じ、笑顔で過ごすことのできる社会を実現できるよう全力で取り組んでまいります。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご審議等を賜りました市民の皆さま並びに浦添市福祉保健推進協議会子ども・子育て支援事業計画専門部会の委員の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年（2015 年）3 月
浦添市長 松本 哲治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
第2章 浦添市のめざす親子プラン	5
1. 計画の基本理念	5
2. 計画の基本的視点	7
3. 基本目標	9
4. 施策の体系	11
第3章 浦添市が進める子育て支援（施策の展開）	13
基本目標1 子どもの豊かな心を育む教育の充実	13
基本目標2 すべての子どもと子育て家庭を応援する環境づくり	19
基本目標3 子どものための安全・安心なまちづくり	31
基本目標4 ひとり親家庭等の自立支援の充実	35
基本目標5 子どもを安心して生み育てる健康づくり	39
第4章 健やか親子うらそえ 21(浦添市母子保健計画)	41
第5章 浦添市子ども・子育て支援事業計画	53
1. 本市が定める教育・保育の提供区域	53
2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	54
3. 確保方策について	59
第6章 計画の推進にあたって	73
参考資料（浦添市の子育てを取り巻く現状）	75
1. 子ども・子育て家庭の環境やひとり親家庭の現状	75
2. 浦添市子ども・子育てに関するニーズ調査結果から	93
3. 第2次でだこ親子プラン、 第2次浦添市ひとり親家庭自立促進計画の評価と課題	103
4. 浦添市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	114
5. 計画策定の体制・経緯等	116
6. 用語解説	130

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と目的

国においては、平成6年12月の「エンゼルプラン」の策定から始まり、次世代育成支援対策推進法に基づく取組まで20年余にわたる子育て対策において、保育環境の充実等一定の成果をあげる一方、改めて待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実等の課題が確認され、平成22年1月に子ども・子育て支援の総合的な方向性を示す「子ども・子育てビジョン」を策定しました。

「子ども・子育てビジョン」では、子どもが主人公（チルドレンファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すとしました。同ビジョンに基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システムの基本制度」についての検討がなされ、それを基本とした「子ども・子育て支援法」等関連3法が平成24年8月に成立しました。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

また、ひとり親家庭の自立促進については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正や平成24年の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法の制定等により、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援、相談支援等に取り組んでいくこととし、市町村計画の策定を促進してきたところです。

母子保健計画については、平成17年度以降、次世代育成支援行動計画に包括されておりましたが、平成26年に母子保健計画策定指針が示されたことにより、子育て支援計画等と一体的に取り組むだけでなく、母子保健計画に係る部分を取り出して状況把握、評価等が確実にできるよう工夫し、母子保健の一義的な目的である、母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図ることを念頭においた計画づくりが求められています。

浦添市においても、「浦添市次世代育成支援行動計画」、「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」等を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応、ひとり親家庭の就業支援等自立促進に向けた取り組みを進めてきました。そうした中で、両計画とも、平成26年度で最終年度を迎えることから、新たな計画として「浦添市子ども・子育て支援事業計画」、「浦添市次世代育成支援行動計画」、「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」、「健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）」を策定します。

参考：子ども・子育て関連3法と制度のポイント

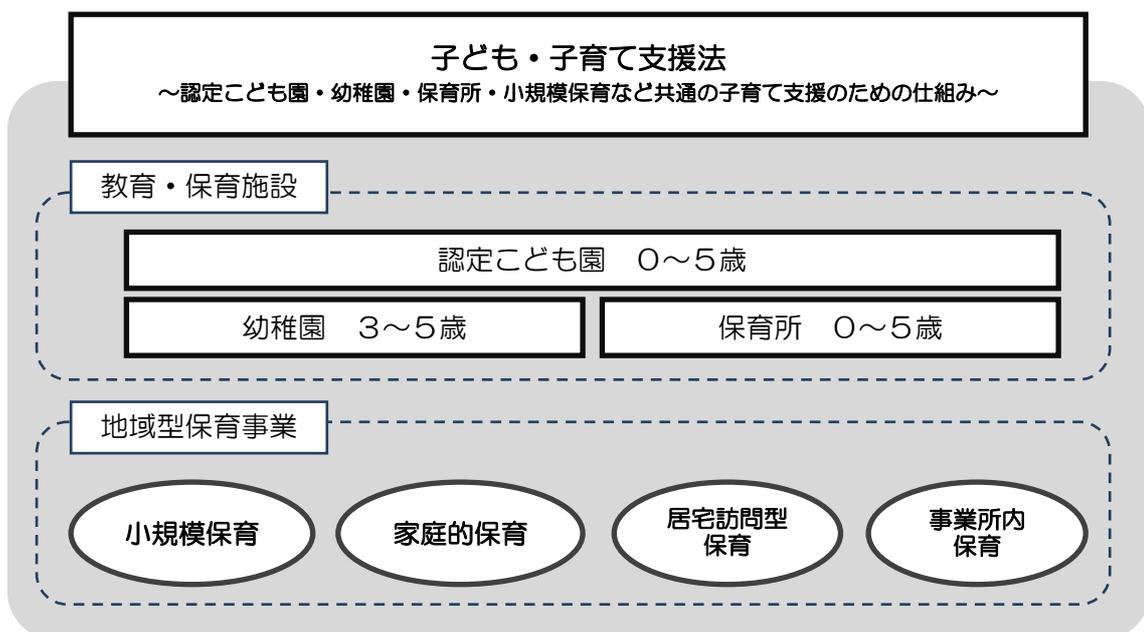
<p>「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付、地域型保育給付の創設 ・地域の子ども・子育て支援の充実 	子ども・子育て関連3法
<p>「認定こども園法の一部改正法」(平成24年法律第66号) ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園以外のこども園の充実 ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の一本化 	
<p>「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号) ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55の関係法律について規定を整備 	

※1 正式名称 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

※2 正式名称 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

子ども・子育て支援新制度の柱

- ①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
 - ・「認定こども園」制度の改善
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・施設型給付、地域型保育給付の創設
- ③地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・地域子ども・子育て支援事業の充実

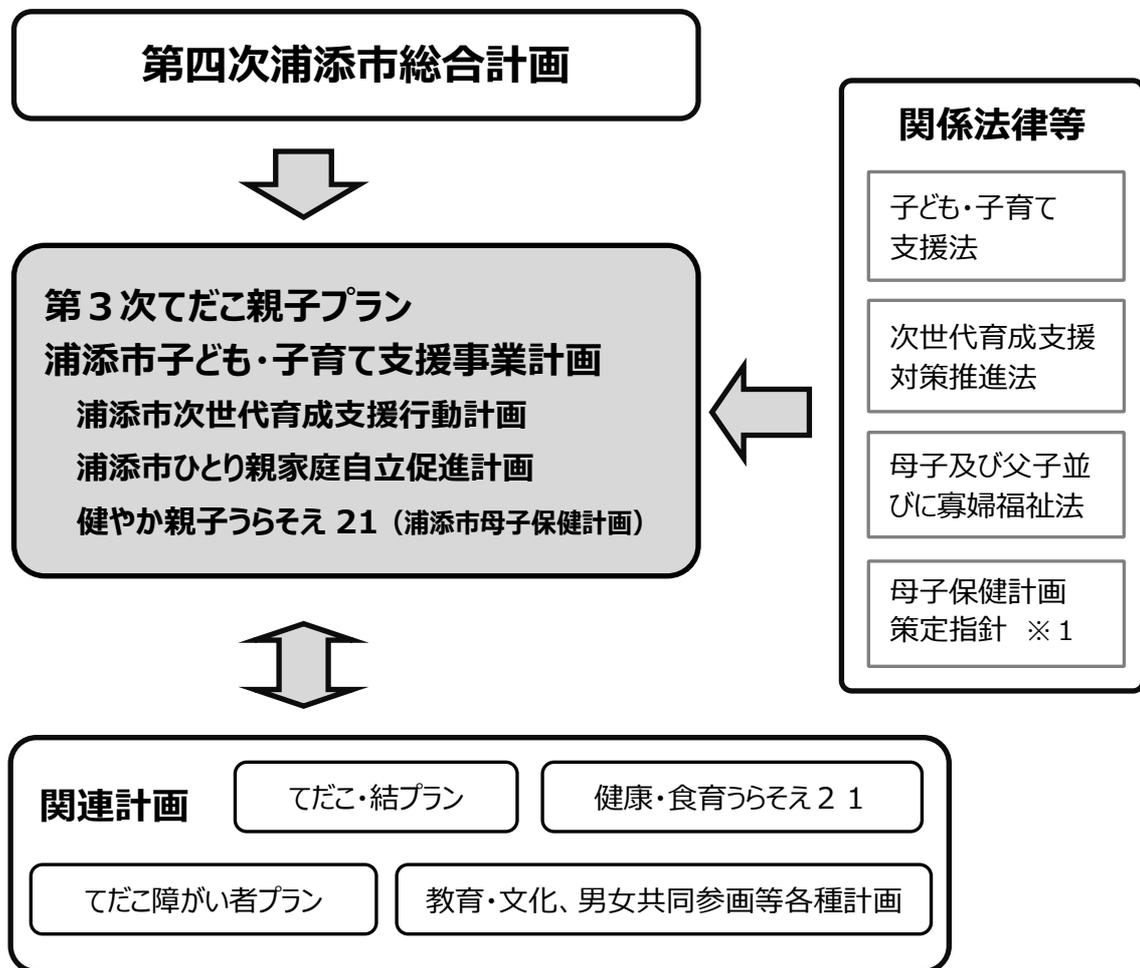


2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」及び母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」を一体のものとして策定したものです。

また、浦添市のまちづくりの総合的な指針である「第四次浦添市総合計画」を上位計画とし、てだこ・結プラン（浦添市地域福祉計画）や健康・食育うらそえ21など、関連計画との整合性を図り策定したものです。

この計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、社会情勢の変化や新たな課題にも対応できるよう、点検評価をしながら計画を進めるものとします。



※1 母子保健計画策定指針

(平成26年6月17日付け雇児発0617第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、国の制度改革や社会経済情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度				
			計画策定		第3次てだご親子プラン 浦添市子ども・子育て支援事業計画 浦添市次世代育成支援行動計画 浦添市ひとり親家庭自立促進計画 健やか親子うらそえ21(浦添市母子保健計画)								
浦添市次世代育成支援行動計画(後期計画)													
第2次浦添市ひとり親家庭自立促進計画													

【関係法律の条文】

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

※下線部分は改正後の条文です(平成27年4月1日施行)。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第2章

浦添市のめざす親子プラン

第2章 浦添市のめざす親子プラン

1. 計画の基本理念

キャッチフレーズ（[子どものまち宣言]の一環として）

「 “てだこ^{うまんちゅ}万人” や ^{とぅむ}共に^{すだ}育てらな
 “^{うや}親” ^{ちゅ}ぬ^{ぐる}清ら心 ^{かな}愛し^{わらび} “童” 」

大意：浦添みんなで共に育てよう。親の親としての心。いとおいしい子。

赤ちゃんのつぶらな瞳や幼い子どもたちの無垢な笑顔に出会うと誰でも微笑まずにはいられません。それが自分の子となるとなさらぬことです。子どもが欲しいと願うのは人間として自然なことではないでしょうか。

近年、社会情勢が大きく変化する中、核家族化や地域の連帯意識の低下、子どもが巻き込まれる事件・事故の多発等、子育てを取り巻く環境は大きく変容しています。そうした中、次世代を担う存在として、これまで以上に子育てに力を注ぎ、社会全体で子どもの成長を温かく見守っていくことが求められます。

そのためにも、性別役割分担意識などにとらわれることなく、子どもに最も身近な存在である『親』自身が主体的・積極的に子育てを行っていく必要があります。同時に、親が子育てを主体的に行うことを前提としながらも、『家庭やその他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子どもを産み育てる喜びが実感されるように配慮したまちづくり』を進めていく必要があります。また、そうしたまちづくりに向け、「条件を整え、子育てをサポートする」ことが行政と地域の役割だと考えます。

本市においては、今後こうした考え方を踏まえ、子どもの誕生を祝福し、その生命の大切さを尊ぶ社会を構築していくとともに、子どもを育てる難しさと喜びに共感し、温かく包み込む地域づくりを進めます。また、子どもの心身の成長を中心に据え、それとともに親が強く優しく生きていけるように、あらゆる面での支援を行います。さらに子どもたちが心身共に健やかで伸び伸び育つよう、子どもたちにより宣言された「子どものまちてだこ宣言」を実現するため、市民ぐるみで子育てを支えていけるまちづくりをめざします。

てだこについて：浦添市は基本構想のなかで都市像を「てだこの都市・浦添」と謳っています。「てだこ」とは、浦添で栄えた三王統のひとつ・英祖王の「神号：えそのてだこ」で、直訳すれば「太陽の子」という意味です。いまでは「てだこ」が「浦添市」を指す代名詞のように県内では知れ渡っています。

沖縄方言の表現：紅型や舞踊、三味線のように沖縄方言もまた沖縄の貴重な文化であると信じます。沖縄の風土で培われてきた子育ての文化を次の世代にも伝えていきたいとの意味をもたせ琉歌風（8.8.8.6）に基本理念をまとめてみました。

万人（うまんちゅ）＝ひとびと 清ら（ちゅら）＝美しい 愛し（かなし）＝いとおいしい

子どものまちでだご宣言

(子どもたちによる子どものまち宣言)

～みなぐえがおの うらそえのこどもたちへ～

み…みんなとともに 未来にむかって歩んでいる
な…なにごとにもめげず
が…がんばっている私たちには夢がある
え…笑顔あふれるエネルギッシュなこのまちの
が…がんじゅうな 心と体 をもつ私たちが
お…おうごんに輝くティードにむかって
の…のびゆくステキな浦添をつくること

う…うたごえ ひびかせ
ら…らしんばんがさししめす未来に
そ…その笑顔がつづくことをねがい
え…えがく未来予想図を
の…のどかな音のあるまちへつなげていこう
こ…このてだこのまちではぐくまれていくキセキ
ど…どんなあしたがあるのか
も…もうじゅんぴはできている
た…たのしいステージの始まりだ
ち…ちいさな手と手をつなぎあい
へ…平和と笑顔のあるまちをめざして

平成20年11月1日
浦 添 市

2. 計画の基本的視点

基本的な視点として、3つの視点を以下に示します。なお、本計画を地域に根差した計画としていくとともに、先人達から受け継がれる子育ての知恵の継承、沖縄が旧来から持つ地域の子育て支援力の再生等を図る意味において、“沖縄らしさ”を意識した視点のとりまとめを行っています。

① 「^{うやふあーふじ}先祖^{くわうまが}から^{ぬち}子孫^{ていわたし}んかい、生命ぬ手渡し」(親育ち)

私たちがいまここに生きていることは、遠い祖先に遡り、人類や民族の苦難と発展に無縁ではありません。私たちの生命、生きるための知識や知恵は、こうした先人達から引き継がれてきたこのうえなく尊いものです。近年、社会情勢が大きく変貌する中、その流れに淀みが生まれつつあり、家族観や人生観といった価値観までもが大きく変わりつつあります。

子を産んだ親、あるいはこれから産みたいと願っている人の中には、子育てに自信が持てない、仕事や自分の夢を追い求めることと子育てとが両立しないといった悩みを抱えている方も少なくありません。同時に、子どもを産むことに対する社会的・経済的不安を解消するためにも、子を産み・育てやすい環境整備に向けた諸施策を展開していく必要があります。また、子育てをする過程において、時には迷いや不安を感じながらも、様々な経験を積むことにより、子育てを行う者自身の成長と親としての義務を促していく必要があります。同時に、親自身が地域の子育てを支え、かつその中で地域との連帯感や子育ての実感を伴うことで、日常的・持続的に地域での子育てを先導・継承していくことが期待されます。

安心して子どもを産み育てられる社会、子育てをしながらでも働きやすい社会を構築し、親として一人の人間として自己実現できるよう、子どもとともに親も親として育つような子育てを支援します。

② 「^{うや}親^ゆの言^{ぐうと}し^{ちむ}事^すや肝に染みり」(子育ち)

沖縄に昔からある歌謡「ていんさぐの花」では親子の在り方を説いています。

いったん親となったものは、言葉の意味さえわからない赤ちゃんに懸命に呼び掛けます。でもそれはもっとも自然なことのようには思われます。呼び掛けずにはいられない可愛らしさと愛おしさがそこにはあるからです。子どもは十分な愛情とふれ合いがあるとすくすくと育っていきます。かけがえのない生命として認められることを望んでいるのです。親の教え、先生の教え、そしてまわりの人々との交わりの中で、幼い子は多くのことを敏感に

学んでいきます。そのため、ひとつの人格が形成されていく過程には、より良い家庭環境とそれを取り巻く人々の温かい眼差しが求められるといえるでしょう。子どもの頃のいろいろな経験や思い出は、心の奥に深く刻まれていきます。温かい故郷を心の中に持つことができる人は、それだけでも幸せであるといえるかもしれません。

全ての子どもが家庭環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなどによって差別されることなく幸せに育つ権利を持っています。市民一人ひとりがそうした認識を持ち、かけがえのない個人として全ての子どもを尊ぶとともに、次代を担う存在として豊かな人間性の形成と自立を地域全体で支援します。

③ 「^{しゅれい}守^{くに}礼^いの邦^{ちから}かい生ちちゆる力を」(地域育ち)

私たちの故郷・沖縄を「守礼の邦・琉球」と呼ばれると、ある種の誇らしさを感じます。実態はどうであれ私たちの根底には「礼を重んじる」という印象が受け継がれているからでしょう。「礼」、その基本は敬意と愛情です。

都市化が進展する中、人間関係の希薄化が進み、地域の連帯感が失われつつあります。そうした中、“地域で子どもを育てる”といった、かつては当たり前だった意識も薄れつつあります。目上の方にはもちろんのこと、幼い子や児童・生徒への、朝夕のあいさつのように声を掛け合うことで地域の人々という認識も芽生えます。相手の顔が見えることで親しみがわき、声をかけあうことで心が通じ合います。そのためには人々が集える場の提供が必要となってきます。その中で敬意と愛情をこめた「礼」を尽くすことで共に生きる意義を見出しうるのではないのでしょうか。

私たち市民は「守礼の邦に生きる」ことを自覚し、すべての子どもたちを「私たちの子」として慈しみ、歴史的・文化的な素養と世界へ羽ばたく「生きる力」を培い、その成長を地域全体で温かく、かつ積極的に見守っていく地域づくりを目指します。

3. 基本目標

浦添市全体で、子どもや子育てに関する課題に取り組み、子どもたちが心身共に健やかに伸び伸び育つよう、次の基本目標を設定し、子育て支援の施策や事業を展開します。

基本目標1：子どもの豊かな心を育む教育の充実

子どもたち一人ひとりが自己を確立し、思いやりや豊かな心を持った人間へ成長できるよう、幼児期の保育・教育の充実を図ります。学校教育においては、自ら学び、主体的に判断して行動する力をつけるために、さまざまな体験機会、交流機会を提供するなど、教育内容の充実を図ります。思春期は、子どもから大人へと成長し、心も変化する時期でもあるため、心に悩みや不安を抱えたときには気軽に相談できるよう、相談体制を強化します。

基本目標2：すべての子どもと子育て家庭を応援する環境づくり

子育てを取り巻く環境が変化する中、安心して子育てができるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。また、共働き家庭も増えつつあり、子育てと仕事を両立し充実した生活をおくるために、保育サービス等の確保や男女共同参画の推進、働きやすい環境づくりの促進に努めます。

障がいや疾病のある子どもや虐待により支援を必要としている子ども、配慮が必要な子ども、そしてその家庭への支援を充実し、すべての子どもが大切に見守られ健やかに成長できる環境づくりをめざします。



基本目標3：子どものための安全・安心なまちづくり

子どもたちをはじめその家族などが安心して暮らすことができるよう、引き続き子育て家庭を支える快適な生活環境の充実を図り、住みよいまちづくりを進めます。そして、子どもたちが事故や事件に巻き込まれないよう、防犯意識の普及に努めるとともに、地域や学校との連携による見守り体制の強化を行い、子どもたちの安全の確保に努めます。

基本目標4：ひとり親家庭等の自立支援の充実

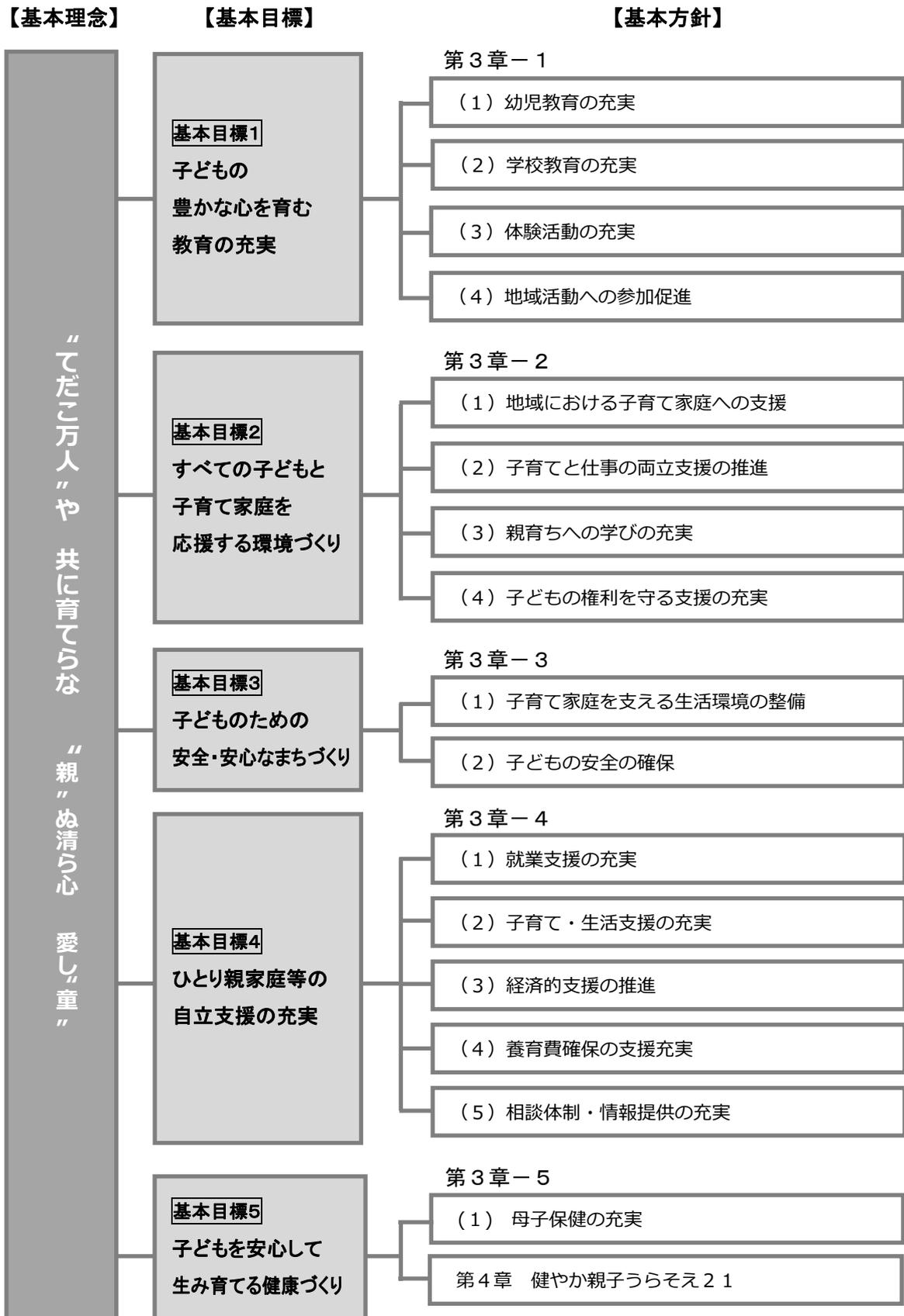
ひとり親家庭等が、安定した生活をおくることができるよう、これまでの経済的支援を継続するとともに、就業支援の拡充に努めます。また、ひとり親家庭の多くが子育てや家事と仕事を両立するうえで直面している問題を解消するため、相談の機会の充実をはじめ、保育や教育支援、健康づくりといった各分野と連携した子育て・生活支援の取り組みを推進します。

基本目標5：子どもを安心して生み育てる健康づくり

安心して妊娠・出産・子育てができるには、心身ともに良好な健康状態であることが大切です。妊娠前から健康管理に気を配り、出産や子育てに関する不安を軽減できるよう母子等への切れ目のない支援を行います。また、正しい知識のもと、子どもの健やかな成長・発達を促すため、相談体制や情報提供の充実を行います。

さらに、次代を担う子どもたちへの生命の尊さや望ましい生活習慣などに関する学習機会の充実を図ります。

4. 施策の体系



第3章

浦添市が進める子育て支援 (施策の展開)

第3章 浦添市が進める子育て支援(施策の展開)

基本目標1 子どもの豊かな心を育む教育の充実

(1) 幼児教育の充実

近年、少子高齢化の進展や家庭環境の多様化、自然や遊び場の減少など、幼児を取り巻く社会環境や子どもたちの育ちが大きく変化してきている中、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性はますます高まっています。

このため、遊びを通して社会生活上のルールや道徳性を身につけ、豊かな心を育むことのできる、幼児教育の充実に努めます。また、就学前の子どもたちに、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育園、小学校や地域が相互に連携を深める環境づくりを促進します。そして、保護者の就労の有無にかかわらず、教育・保育を一体的に提供する認定こども園の普及や、教育・保育施設と地域型保育事業者との相互の連携のあり方について検討を行います。

幼児教育を充実させるためには、幼稚園教諭や保育士をはじめとする教育・保育を担う人材の確保が重要となります。このため、県や関係機関等と連携して教育・保育従事者の処遇改善や労働環境の改善に取り組み、人材の確保に努めます。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
教育環境の整備促進	3歳は自我の芽生え、周囲の様々な人、物に対する興味関心が高まる時期であることから、発達段階に即したよりきめ細かな指導を行えるよう、少人数学級の推進による教育環境の整備を図ります。また、集団生活の中で、直接的・具体的な体験を通して幼児の心身の育ちの支援を図るため、幼稚園における3年保育の実施に向けて取り組みます。	学校教育課
幼児教育の質の向上	幼児教育における教師の果たす役割は大きく、幼児の成長にも様々な影響を与えることから、幼稚園教育要領等の内容理解を図るとともに、保育経験年数に応じた研修の実施により教師・保育士の資質及び専門性の向上を図ります。また、園長・副園長等連絡協議会等の実施による園運営の充実に努めます。 さらに、保護者や地域社会から信頼される開かれた幼稚園づくりを進めるため、学校評価を実施するとともに、学校評価に基づいた教育計画及び教育課程の見直しを行います。加えて、保護者や地域、学校評議員等の幼稚園教育に対する理解が深まるとともに	学校教育課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
	<p>協力が得られるよう働きかけの工夫を行います。</p> <p>保育においては、子どもの健全な心身の発達にむけて、保育所保育指針のもと創意工夫ある取り組みや、養護と教育の一体的な展開を促進します。</p> <p>特色のある教育・保育が提供できるよう、保育士等職員の専門知識の向上や技能を習得するため、研修会などの実施に努めます。</p> <p>子ども・子育て支援新制度にもとづき、幼稚園・保育所等の運営基準を確認するとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った内容以上の教育・保育が提供されるよう取り組みます。</p>	保育課
連携教育の促進	<p>幼児期における学びの芽生えが、その後の教育における学習意欲の向上につながることから、幼稚園、保育所、小学校における相互理解に向けた研修等の充実を図るとともに、各幼稚園・小学校における推進委員会設置の促進、接続期のカリキュラム作成に取り組みます。</p> <p>また、小学校に幼稚園が併設されている沖縄の良さを活かし、公立幼稚園が中心的に役割を担いながら、認可外保育施設も含めた保幼小連携教育の促進を図ります。</p>	学校教育課 保育課
特別支援教育の充実	<p>一人一人の発達の特性に応じた特別支援教育を推進するため、各種研修会の実施や具体的な支援方法について理解を深める保育実践の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育巡回指導員による支援を行います。</p> <p>就学前の保育所（園）や私立幼稚園と小学校をはじめ、関係機関との連携による特別支援教育の充実を図ります。</p>	学校教育課
<p>預かり保育・子育て支援活動の促進</p> <p>事業計画</p> <p>⇒P68④</p>	<p>保護者の就労などにより、午後の保育を必要とする在園児について、幼稚園での預かり保育を実施します。4歳児の長期預かり受け入れ、給食の導入等、保護者・地域のニーズに応じた預かり保育の拡充に取り組むとともに、幼児の情緒の安定や活動のさらなる充実を図るため、預かり保育専用教室の設置に取り組みます。</p> <p>幼稚園における教育は、家庭教育を基盤としているため、子育て講演や講座の開催等により、家庭との連携強化による基本的な生活習慣の確立を図ります。また、未就園児交流やその保護者の交流の場である家庭教育学級の開設や、自然や行事、人材など地域資源を活用した保育活動の充実を図ります。</p>	学校教育課

(2) 学校教育の充実

学校教育においては、個に応じた指導のもと基礎的な学力の向上と個性をのばす教育をめざします。また、児童生徒にとって、学校が楽しく魅力的な場と感じられるように保護者や地域と意見交換をしながら、開かれた学校づくりをすすめます。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
学習指導の改善・充実	児童生徒の実態把握による「浦添市学力向上推進要項」への反映を行うとともに、学校・家庭・地域・行政が連携した取り組みを行います。 PDCA サイクル ^{*1} の構築による学力向上の推進を図ります。また、ICT 機器 ^{*2} を活用し児童生徒の理解・思考力の伸長を図る「わかる授業」の展開を進めるとともに、ICT 機器の充実を図ります。	学校教育課
不登校などの対策強化	幼児児童生徒が心身ともに健やかで、目標や目的意識を持って努力し、自己実現が図られるよう援助します。また、「いじめ」や諸問題に対し、組織的・継続的な対応を図るとともに、教育相談支援員やスクールカウンセラーなどの活用充実を図ります。 多様化する不登校児童生徒への対応については、「不登校等児童生徒対策実務者会議」や「校内適応指導教室（不登校および学級不適応児童生徒対応）」等の充実による、児童生徒への個別的・継続的な対応を図るとともに、発達障がいや課題を抱える生徒のための居場所づくり・絆づくりの取り組みを強化します。さらに、家庭・地域・関係機関との連携を強化します。	こども青少年課 教育研究所
適応指導教室の内容充実	不登校児童生徒の自立性、集団生活への適応性を育て、学校への適応を支援します。 「不登校等児童生徒対策実務者会議」の活用や「不登校児童生徒保護者交流会 てだこのきずなの会」の開催を通して、不登校児童生徒の減少を目指すとともに、指導内容の充実を図ることで、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援の充実に努めます。	教育研究所

^{*1} PDCA サイクル：業務プロセスの管理手法の一つのこと。

Plan=(計画)、Do=(実行)、Check=(評価)、Action=(改善)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく。

^{*2} ICT 機器：パソコン、デジカメ、DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン、テレビ、電子黒板等。

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
学校評議員との連携強化	学校経営に保護者や地域住民等の意向を反映させるため、引き続き全小中学校に地域からの参加による学校評議員を設置するとともに、学校評議員会の開催に取り組みます。今後とも地域のより多くの方々から意見が聴取できるよう、評議員の確保、開催回数増加に努め、より開かれた学校づくりを目指します。また、学校が保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域と協力して魅力ある教育活動を展開するために、学校評議員との連携を強化します。	学校教育課
教育相談活動の充実	児童生徒及び保護者・学校等からの教育上の問題や悩みについて、電話や来所による相談に応じる等、問題解決に向けた援助を行います。また、「不登校等対策推進委員会」等での連携を強化しながら、様々な相談に対応できるよう相談体制の充実に努めます。	こども青少年課

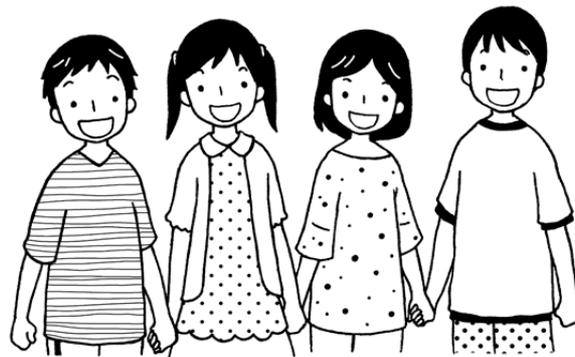
(3) 体験活動の充実

近年、社会の変化にともない、子どもたちが自然体験や世代間交流、文化継承などに関わる機会が少なくなっています。このため、子どもたちが演劇等の文化活動や子ども会活動など、様々な人との関わりや経験を通して、他者への思いやりや豊かな心を育む教育の充実に努めます。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
エコアイランドに向けた人材育成及びキャリア教育事業の充実	児童が豊かな自然環境の中で、宿泊生活や様々な体験学習を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな情操を培い、個性の伸長を図るとともに、調和のとれた健全な児童の育成及びたくましく生きる力の育成を図ります。全児童の民泊体験の実施や事前・事後学習の充実を図るとともに、自然体験、感動体験を重視した学習内容の充実に努めます。 ※旧事業名称「セカンドスクール事業」（平成23年度まで）	学校教育課
図書館に親しむきっかけづくり	おはなし会などの「文化体験」、職場体験などの「業務体験」、手作り教室などの「ものづくり」、「施設見学」、「図書集配サービス」などの事業を展開し、本や図書館に親しむきっかけづくりを進めています。今後は、関係課と連携協力しながら「おはなし会」を	浦添市立図書館

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
	はじめとする子ども向けの事業のほか、多文化サービスの拡充、「読書講演会」についても継続して実施していきます。あわせて、広報等の充実を図り、事業への参加促進に努めます。	
美術館に親しむきっかけづくり	美術や工芸に親しむことにより、子どもたちの豊かな感性と限りない創造力を引き出すことや、沖縄の伝統工芸品との触れ合いを通して郷土の文化に親しむ機会の提供となるよう、子ども、親子、一般を対象とした各種体験教室を実施します。引き続き、夏休みや秋休み、冬休みにおける子ども・親子向け講座の充実を図るとともに、学校や児童センターとの連携講座の開催に取り組みます。	浦添市美術館
小中学生音楽コンクール	児童生徒の情操教育の一環として取り組んでいる事業です。音楽の演奏や歌唱を通して相互に交流し、音楽能力を発表する機会を提供することで、小中学生の音楽や文化に対する関心を高め、音楽能力の技術向上を図ります。	文化課(浦添市文化振興事業実行委員会)
子供演劇ワークショップ	子どもたちが演劇的な活動を通して、表現力や想像力の開発向上を図るとともに、創造性やコミュニケーション能力、人間関係の認知能力の向上による自主性や社会性の醸成に資する子供演劇ワークショップの開催を行います。子どもたちの舞台発表等の充実を図るとともに、関係機関等の連携を強化します。	文化課(浦添市文化振興事業実行委員会)



(4) 地域活動への参加促進

子どもたちが地域の一員としての自覚や社会性を身につけられるよう、地域人材を活用した体験の機会の拡充を図ります。

また、子どもたちにとって、よりよい環境づくりをすすめるため、地域全体で協力しあい、社会環境浄化活動を展開します。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
環境浄化活動の推進	青少年にとってよりよい社会環境を整えるため、青少年相談員・青少年指導員により、関係機関・団体との連携を密にしながら、公園遊具、危険個所等のチェックや注意喚起を行うとともに、有害図書、たばこ・酒類等の自動販売機、空き家、カラオケ、ゲームセンター、たまり場などの調査を実施し、必要に応じて改善依頼を行う等、適切な対応を行います。	こども青少年課
子ども会等活動の推進及び支援	子ども会や空手、エイサー等の異年齢集団での仲間活動を通して、ジュニアリーダー、シニアリーダー及び指導者の育成を行うとともに、浦添市子ども会育成連絡協議会への未加入団体の加入促進や掘り起しを行う等、地域と密着した活動の充実に努めます。 また、青少年が自発的、主体的に学習などができるよう、そのきっかけづくりの場として、浦添市子ども会リーダー学級、ジュニアリーダー学級を開催することで、ジュニアリーダーの育成を図ります。	こども青少年課
中学生海外短期留学生派遣事業	「てだこの都市・浦添」に誇りを持ち、人間性豊かで、国際社会に適応する資質・能力を備えたグローバル社会で活躍できる人材の育成を図るため、中学生海外短期留学生派遣事業を行います。現在、各中学校から1名の派遣となっていることから、派遣人員の増加に向けて検討します。	学校教育課
学校支援地域本部事業	学校教育における地域の社会人、学生等の活用（ボランティア）をすすめ、学校・地域が連携・協働し、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と活性化を図るため、学校支援地域本部事業を推進します。	生涯学習振興課

基本目標2 すべての子どもと子育て家庭を応援する環境づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

子育ての不安や悩みを抱える保護者が孤立せず、ゆとりをもった子育てができるよう、親子が集い、仲間づくりや地域の人と交流ができる場をつくとともに、子育て支援センターなど、地域の子育て拠点の利用を促進します。保育所や幼稚園が地域に向けて行う子育て相談や講座、交流などの取り組みを支援します。さらに、関係団体等と連携し、地域での子育てにおける支え合いの仕組みを構築します。

すべての子育て家庭に必要な情報が届くよう、多様な場面での情報発信を心がけるとともに、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう利用者支援事業を実施します。

ア. 地域とつながる子育て支援の充実

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
地域子育て支援拠点事業の推進 事業計画 ⇒P67③	育児不安を抱える子育て家庭への相談指導、子育てサークル等への支援、地域の育児ニーズに応じた子育ての指導、育児講座など、を実施する事業です。「子育て支援センター」及び「つどいの広場」において事業を実施していますが、家庭保育の保護者等への事業の周知と利用の促進に努めます。また、民生委員・児童委員など地域ボランティアとの情報交換など連携による事業の推進を行います。	保育課
浦添市立児童センターの機能の充実と利用促進	児童センターは、児童に健全な遊びを与えて健やかな成長を図るとともに、異年齢児童の交流の場、子育て親子の交流の場としての機能をあわせ持つ施設です。児童健全育成や地域の子育て拠点のひとつとして、各種団体・地域住民との連携強化を図り、魅力的なプログラムを提供していきます。また、多様化するニーズに対応するため、サービスの充実、人材の育成・配置に努めます。	保育課
ファミリー・サポート・センター事業の充実と利用促進 事業計画 ⇒P68④	子どもの保育や送迎などの子育てを援助してほしい人（おねがい会員）と子育てを援助したい人（まかせて会員）とを結び、保育等の助け合いを行う事業です。保護者の就労の有無に関わらず、サポートを必要とする方への利用を促進するため、事業の周知を行います。また、多様なニーズに対応できるよう、まかせて会員の増員と、専門性の向上および保障等の充実に努め、より柔軟で手厚いサービス提供を行います。	保育課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
保育所や幼稚園における地域に開かれた子育て支援の推進	保育所において、地域に開かれた社会資源として、保育所の機能を地域住民のために活用する「地域活動事業」を実施します。地域の子育て拠点として、地域や保護者のニーズに応じて、世代間交流、異年齢児交流、育児講座等を行います。	保育課
	幼稚園において、未就園児交流や保護者同士の子育ての悩みを話し合う場として、地域や保護者との連携のもと、地域における子育て相談・支援の機能の充実を図ります。	学校教育課
福祉コミュニティの構築による身近な子育て支援のネットワークづくり	子育ては、保護者だけでなく地域全体で取りくんでいくことが大切です。このため、浦添市地域福祉計画に基づき、地域特性等を活かした支え合いの仕組みの構築をめざすとともに、日頃から隣近所同士で積極的にコミュニケーションを図ることや、できる範囲でボランティア活動等に参加していくことを市民へ呼びかけます。困りごとを抱えた子育て家庭を支える地域住民、民間事業所、保育に関わる関係団体のネットワークづくりを進めます。	福祉総務課
地域における各相談員の確保	地域で活動している子育てや子どもの成長に関連する各相談員等（民生委員・児童委員、食生活改善推進員、母子保健推進員、地域相談協力員）について、地域における相談相手として活動内容を周知し、相談員の確保に向けた取り組みを行います。また、多岐にわたる子育てに関する問題に対応できるよう、より一層のスキルアップをめざすため、研修会等への参加を促進します。	福祉総務課 こども健康課 児童家庭課

イ. 子育てに関する相談支援・情報提供の充実

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
相談窓口の充実	市民からの相談について適切に対応できるよう、家庭児童相談室、女性相談室、子育て支援センター、保健相談センター、地域保健福祉センター、教育相談室、市民相談室などの各種相談窓口の充実を図るとともに、相談ネットワークを強化します。相談窓口の周知や利用しやすい体制の整備に努めます。	子育て等の相談対応をする各課
子育て支援情報の提供の充実	子育て情報については、親子が集う身近な場所での発信など、効果的な方法を検討し、様々な手段や媒体を活用して、子育てに関する情報を提供します。 市のホームページの子育てに関する情報の充実を図ります（定期的な更新）。	保育課 児童家庭課 こども健康課 学務課 学校教育課
利用者支援事業の推進 事業計画 ⇒P72①	子育て中の親子などが、幼稚園・保育所や、一時預かり、放課後児童(学童)クラブ等の各種事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じるなどの支援を行います。	保育課



(2) 子育てと仕事の両立支援の推進

平成25年度に実施したニーズ調査結果から、共働き家庭の増加が見込まれ、これに伴い、保育サービスの利用ニーズも高まることが予測されています。家庭に代わり安心して子どもが過ごすことができるよう、保育園の定員増や保育園の整備（創設・分園）、認可外保育施設の認可園などへの移行、小規模保育事業等の実施による受け入れ体制の拡充や保育サービスの質の向上をめざします。さらに日中、保護者のいない小学生の健全育成を図るため、放課後の児童対策に取り組みます。

市民、地域、事業者に対し、仕事と生活の調和を実現する働き方や意義についての周知活動を行います。また、男女がともにバランスのとれた働き方ができるよう、事業主へ雇用環境の整備を求めています。家庭では父親、母親等の保護者がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう男女共同参画についての意識啓発に努めます。

ア. 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
認可保育所による通常保育事業の充実 事業計画 ⇒P61①②	保育ニーズに対応するため、①分園・増改築、②認可保育所の創設、③認可外保育施設からの認可化移行、④定員数の見直しにより、児童の受け入れの拡充を図ります。	保育課
認定こども園の移行・創設 事業計画 ⇒P63⑤⑥	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保護者の就労の状況などに応じて、0歳から5歳までの児童を預かります。 認定こども園の周知を図るとともに、認定こども園への移行・創設に向けた支援を行います。	保育課
小規模保育事業の促進 事業計画 ⇒P64⑧	0歳から3歳未満の児童を対象として、少人数（定員6人～19人）で保育を行う事業です。 多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できることから、認可外保育施設等からの小規模保育事業への移行に向けた働きかけを行います。卒園したあとの3歳児の受け入れ場所としての連携施設の確保に関する情報提供等に努めます。	保育課
事業所内保育事業の促進 事業計画 ⇒P64⑩	企業が従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。事業所内保育施設の設置を促進するため、企業に対して沖縄県の実施する事業所内保育総合推進事業等について周知するなど、設置支援に関する情報提供に努めます。	保育課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
障がい児保育事業の推進	集団保育が可能な軽・中程度の障がい児を受け入れる保育事業です。障がいのある児童の健やかな成長を図るため、全ての認可保育所で実施します。また、気になる子や発達障がい児についても最適な保育が提供されるよう、臨床心理士による巡回相談を実施し、子どもや保育士のサポートを行います。	保育課
認可外保育施設への支援の充実	保護者が認可外保育施設を円滑に利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。 ミルク代等の助成を実施するほか、臨床心理士による巡回相談を行うとともに、保育士の研修会の実施、保育所・幼稚園・小学校等との連携強化に努め、保育の質の向上を図ります。 また、市独自の取り組みとして、保育料の多子世帯負担軽減事業を実施します。	保育課
時間外保育事業（延長保育事業）の充実 事業計画 ⇒P66①	保護者の多様な勤務時間に対応できるよう、市内全ての認可保育所において延長保育を実施しており、うち1か所は4時間の延長保育（他は1時間の延長保育）を行っています。利用者数に増加傾向がみられることから、新規に整備する保育所においても1時間延長を実施していく等、充実を図ります。	保育課
休日保育の実施	1法人認可保育園で実施しており、継続して実施していくものとします。	保育課
一時預かり事業 事業計画 ⇒P68④	一時的に保育を必要とする需要は今後増えると予想されることから、各保育園での事業実施の促進に努めます。	保育課
病児・病後児保育の推進 事業計画 ⇒P69⑤	ファミリー・サポート・センター事業の活用等、サービスの提供の検討を行いながら、ニーズに対応していきます。	児童家庭課
子育て短期支援事業の実施 事業計画 ⇒P70⑦	母子生活支援施設浦和寮で実施しており、一時的に養育が困難となった家庭の児童又は緊急一時的に母子を保護するため、継続していくものとします。	児童家庭課
幼稚園における預かり保育の推進 事業計画 ⇒P68④	全ての幼稚園で午後の預かり保育を実施します。平成27年度、一部の園で預かり保育の時間延長を試行するとともに、全園での時間延長をめざしていきます。	学務課

イ. 放課後児童の健全育成の充実

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
放課後子ども教室推進事業の実施	<p>放課後や週末に学校や社会教育施設等を活用し、地域の方々の参画のもと、学習支援やスポーツ、文化活動などのさまざまな体験活動を実施し、子どもの居場所づくりを行います。</p> <p>また、運営や活動を支える地域ボランティアの確保に努め、地域独自で事業が実施できるような支援の仕組みをつくりまします。</p> <p>平成31年度までに市内すべての小学校での実施をめざします。</p>	生涯学習振興課
放課後児童健全育成事業（放課後児童（学童）クラブ）の推進 <u>事業計画</u> ⇒P66②	<p>昼間、仕事などで保護者のいない家庭の小学生に、放課後の適切な遊び・生活の場を確保し、健全な育成を図るため、放課後児童（学童）クラブの充実に努めます。</p> <p>一部の大規模放課後児童（学童）クラブに対して、運営者・利用者等への理解を求めつつ、分割・新設等規模の適正化を促進します。</p> <p>また、活動の場の充実に向けて、公的施設（児童センター及び小学校や幼稚園等）への併設や、引き続き、既存放課後児童（学童）クラブの環境改善に向けた取り組みを支援します。</p> <p>また、地域の実情に応じた放課後児童（学童）クラブの開所時間の延長に係る取り組みについて支援します。</p> <p>平成31年度までに42か所での実施をめざします。</p>	保育課
放課後子ども総合プランの推進	<p>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童（学童）クラブおよび放課後子ども教室の立地条件を考慮しつつ、平成31年度までに9か所での一体型実施をめざします。</p> <p>一体型を推進するため、放課後子ども教室のコーディネーターが連携役となり、放課後子ども教室運営者と放課後児童（学童）クラブ指導者がともに共通で行なうプログラムの内容や実施日等を検討できるよう、小学校区ごとの定期的な打合わせの場を設けます。</p> <p>小学校の施設利用にあたり、学校関係者への事業実施に対する理解・協力を促します。</p> <p>安全・安心な居場所づくりや、魅力あるプログラムを提供するため、放課後子ども教室や放課後児童（学童）クラブ等の放課後事業に携わる関係者の資質向上を目的とした研修会等を実施します。</p>	生涯学習振興課 保育課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
	事業の実施主体である教育委員会と福祉部の連携を強化し、放課後対策について協議する場を設けます。	
ひまわり学童クラブ（障害児児童健全育成事業）の充実検討	<p>昼間、保護者のいない家庭の障がいをもつ児童の放課後の生活を保障するとともに、遊びを通して健全な育成を図る事業。小学生が対象。</p> <p>障がい児の放課後の居場所づくりに取り組みます。今後、障がい福祉サービスの実施状況や利用ニーズを把握しながら、事業をすすめます。</p>	保育課
日中一時支援事業の推進	障がい児の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息などを目的として保護者の支援を図るため、事業の周知を行います。	福祉給付課
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、放課後等の居場所を提供します。 当サービスの利用を促進するため、情報提供に努めます。	福祉給付課



ウ. 仕事と生活の調和と男女共同参画の推進

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及	ワーク・ライフ・バランスの考え方などへの理解を促進するため、関係機関と連携し、事業主や市民などへ意識啓発を行います。 仕事と育児等の両立が図られるよう、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児休業に関する法律等の広報や情報提供を行い、法律や制度の一層の定着を促進します。	商工産業課 男女共同参画推進ハートモニターセンター
男女平等意識の啓発	家庭や職場などにおいて、男女が共に支え合う男女共同参画社会の実現に向けて、自治会や学校等との連携を図りつつ、出前講座等の開催により、男女平等の意識啓発を行います。	男女共同参画推進ハートモニターセンター
男性の家事・育児等参加のための啓発	家事や育児は、男女の共同責任であることを周知するとともに、父親の家事・育児等への積極的な参加を促進します。 男性の家事習得のため、『男の料理教室』や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点を盛りこんだ講座や事業を展開していきます。子育て支援センターや児童センター等の関係機関と連携を図りながら啓発活動を行います。	男女共同参画推進ハートモニターセンター
育児学級・両親学級への参加促進	夫婦が協力して出産・育児に臨めるよう、マタニティスクール等への参加を促進するため、各学級の情報を発信します。父性を育てる場としての内容や開催の工夫、父親の役割についての啓発に努めます。	こども健康課



(3) 親育ちへの学びの充実

本市においても核家族の増加や地域のつながりの希薄化に加え、ライフスタイルの多様化などに伴い、保護者が地域で子育ての方法を学ぶ機会の減少など、親子を取り巻く環境が変化する中で、家庭での育児力・教育力の低下が懸念されています。教育力の低下を、家庭の問題としてとらえるのではなく、地域や社会全体で子育てや家庭教育を支援していく必要があります。

子どもの健やかな育ちを支え、保護者が「親」として成長し、育児力や教育力が向上するように、学習の機会を拡充するとともに、次世代の親となる児童生徒の育成に努めます。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
社会教育学級の推進	家庭教育、子育て、親育ち（親学）など、地域での市民の主体的な学びの場として活性化し、日頃学んだ知識や成果を地域の子育て支援やまちづくりにいかされるよう社会教育学級の各学習活動の充実を図ります。 また、広く市民に社会教育活動への理解と参加の促進に努めます。	生涯学習振興課
ふれあい出前講座の利用促進	市民等の要請を受け、市職員が講師として出向き、わかりやすく市政などの説明を行います。市民の多様な子育てニーズに応えた講座メニューの充実を図ります。 気軽に利用してもらうよう、出前講座のチラシの配布先を拡大するなど、市民への周知、広報活動の強化を行い、利用を促します。	生涯学習振興課 講師については各課職員
中央公民館講座の利用促進	子ども力、大人力の向上をめざす講座を開催し、講座の利用促進に努めます。 社会ニーズに沿ったテーマや課題を取り上げるなど、講座を通して社会貢献のためのボランティア活動等へ関心が高まるよう、講座内容の充実を図ります。	中央公民館
児童生徒等の乳幼児ふれあい体験の推進	次世代の親となる児童生徒が、乳幼児とふれあうことにより子どもを生き育てることの意義や、生命や家庭の大切さを学ぶことができるよう、職場体験の一環として幼稚園や保育所での職場体験を通じたふれあい体験を行います。また、家庭科や総合的な学習の時間などでも体験学習の推進を図っていきます。	学校教育課

(4) 子どもの権利を守る支援の充実

地域での活動や各部局における事業との連携により、養育支援が必要な家庭を早期に発見し、適切な支援につなげるなど、虐待を未然に防ぐための相談支援や、関係機関とのネットワークを強化します。市民に対して虐待防止に関する意識啓発を行います。

虐待を受けた児童、DV被害者世帯の児童については、関係機関との連携のもと、精神的なケア等を行います。

ア. 児童虐待防止対策の推進

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
浦添市要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関の連携協力のもと、県などの専門機関からアドバイスを受けながら、要保護児童対策地域協議会に設置している各会議（代表者会議・実務者会議・個別支援会議）の充実を図り、相談・支援の取りやすい協議会の運営・機能充実に努めます。	児童家庭課
家庭児童相談室の強化	多様化、複雑化する児童の養育問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見のため、充実した取り組みができるよう、相談対応などの職員のスキルアップを進めるとともに、相談体制の強化をめざします。	児童家庭課
児童虐待防止に向けた啓発活動の推進	11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせたオレンジリボンの配布や、児童虐待防止に関する講演会や学習会を行います。 また、浦添市要保護児童対策地域協議会と調整を図りながら児童虐待防止の効果的な啓発活動をすすめます。	児童家庭課
新生児訪問事業の推進	周囲に支援者が少なく、出産後に育児等へ不安を抱く母親や産後うつなどの母親の早期支援が行えるよう医療機関との連携や広報活動等により事業の充実を図ります。	こども健康課
はぐはぐていだっ子事業（乳児家庭全戸訪問事業）の推進 事業計画 ⇒P71⑧	訪問を担当する母子保健推進員への研修の充実、関連機関との連携を図るなかで全戸訪問に努めます。子育て中の保護者が地域社会で孤立しないよう、子育てに関する情報や相談窓口の周知を行うなど、育児不安の軽減や虐待防止に努めます。	こども健康課
養育支援訪問事業 事業計画 ⇒P71⑨	養育支援が特に必要な家庭に対してホームヘルパーや保健師等の支援員を派遣し、家事・育児の支援を行います。関係機関等との連携のもと、対象となる家庭の早期発見に努め、本事業の利用を促進します。	児童家庭課

イ. 障がい等のある子どもと家庭への支援充実

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
居宅介護等事業の推進	本事業の周知を行うとともに、利用者・保護者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスを提供します。	福祉給付課
短期入所（ショートステイ）事業の推進	自宅で介護を行っている保護者などが病気等の理由により介護することが困難になった場合に、適切な支援が可能な施設への短期間の入所ができるよう、事業を推進します。利用者とその保護者など、家族の生活環境を整えるため、きめ細やかなサービスの提供に努めます。	福祉給付課
補装具給付事業の推進（障がい児）	補装具が必要な障がい児に対して今後も継続して交付・修理を行います。事業の周知や利用を促進し、日常生活の便宜を図り、家族など介護者の負担軽減に努めます。	福祉給付課
日常生活用具給付事業（障がい児）	日常生活用具が必要な障がい児（難病患者を含む）に対し継続して給付事業を実施するとともに、新たな用具にも適切に対応できるように努めます。	福祉給付課
日中一時支援事業の充実検討【再掲】	障がい児の家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息などを目的として保護者の支援を図るため、事業の周知を行います。	福祉給付課
放課後等デイサービス【再掲】	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、放課後等の居場所を提供します。 当サービスの利用を促進するため、情報提供に努めます。	福祉給付課
相談業務の実施	基幹相談支援センターや一般相談支援を委託する相談事業所（4事業所）を活用した障がい児の相談体制の充実を図ります。 「浦添市障害者自立支援協議会」において、障がい児の具体的支援等の協議を行い、きめ細かな相談対応の充実を図るとともに関係機関との連携強化に努めます。	福祉給付課
発達障がい児（者）支援体制の構築	障がい者を有する又はその疑いのある児童等及びその家族の支援をすすめるとともに、乳幼児健診後のフォロー等、早期発見、早期支援の体制づくりを図ります。 支援拠点の整備、包括的な支援システムを構築するため、今後も関係部署や関係機関等と具体的な支援計画を検討協議します。	こども健康課 福祉給付課
発達支援保育事業の推進【再掲】	集団保育が可能な軽・中程度の障がい児を受け入れる保育事業。全ての保育所で実施しており、障がいのある児童の健やかな成長を図るためにも引き続き実施していきます。また、気になる子や発達障がい児についても最適な保育が提供されるよう、臨床心理士による巡回相談を実施し、子どもや保育士のサポートを行います。	保育課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
ひまわり学童クラブ（障害児児童健全育成事業）の充実検討【再掲】	<p>昼間、保護者のいない家庭の障がいをもつ児童の放課後の生活を保障するとともに、遊びを通して健全な育成を図る事業。小学生が対象。</p> <p>障がい児の放課後の居場所づくりに取り組みます。今後、障がい福祉サービスの実施状況や利用ニーズを把握しながら、事業をすすめます。</p>	保育課
小児慢性特定疾病児童支援の推進	<p>関係機関と連携しながら、地域の小児慢性特定疾病児に対する支援を行います。ホームページや広報誌などによるサービスなどの周知を行い、引き続き事業を実施し、家族などの介護の負担軽減等を行います。</p>	福祉給付課



基本目標3 子どものための安全・安心なまちづくり

(1) 子育て家庭を支える生活環境の整備

子どもたちをはじめ、その家族が安心して暮らしていくには、安全で快適な生活環境が欠かせないものです。平成25年度に実施したニーズ調査をみると、子どもの遊び場に関して、「近くに公園が無い」、「公園が狭い」等の意見が寄せられています。また、子どもとの外出時に困ることとして、「交通量が多く心配」、「歩道や信号、ガードレールが少ない」等の意見があるなど、公園や道路等の生活環境の充実が求められています。

このようなことから、子どもたちやその保護者をはじめ、全ての人に優しい生活環境の整備を推進します。

また、子育て世帯の住まいの確保支援や、住宅確保の配慮が必要なひとり親世帯などへの入居機会の確保を図ります。

【具体的施策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
安全で快適な公園の整備・活用	都市公園は、今日の社会状況を踏まえ防犯面にも配慮しつつ整備を進めていますが、未整備地域があり、整備が求められています。また、子どもたちの公園利用が促進されるよう、一部の公園では子ども会等との連携のもとにワークショップによる公園づくりや公園の有効利用（プレイパーク）等を進めています。市内各地で取り組まれていくよう、子ども会等との連携を強化していく必要があります。 今後とも、安全で快適な公園整備を進めるとともに、その有効活用にむけての支援等を行っていきます。	美らまち推進課
安全でうれしいのある道路空間の整備	道路については、安全で人に優しい空間とするために、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいた歩道の確保、バリアフリー化の整備や緑化推進事業等を実施します。 子どもたちの交通安全の確保等を図り、安全でうれしいのある道路空間の整備を進めます。また、自治会単位の地域緑化の計画に対して、整備に向けた支援を行います。	道路課 美らまち推進課
交通安全施設の設置促進	浦添警察署に対し、市内通学路を中心に信号機や横断歩道の設置について、地域と連携し要請を継続的に行い、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。 今後とも地域からのニーズに応えるべく、信号機設置等の交通対策について、警察署に継続的に要請していきます。	市民生活課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
子育て世帯の住まいの確保支援	市営住宅における多子世帯向け住戸の確保を検討するなど、子育て世帯の住まいの確保への支援を行います。	建築営繕課
市営住宅における入居選考時の優遇措置の継続	住宅の確保に配慮が必要なひとり親世帯などに対し、入居選考時の優遇を継続し、入居機会の確保を図ります。	建築営繕課

(2) 子どもの安全の確保

ア. 事件・事故対策等の推進

子どもの安全を確保するうえで、交通面や防犯面での環境整備を行うことも重要ですが、併せて子どもたち自身が危険を予測し、回避する能力を身につけていく必要があります。そこで、園児や児童生徒を対象とした交通安全教育を実施するほか不審者からの避難訓練等の防犯教育を推進します。また、情報配信メールの活用による情報共有化を充実させ、学校、家庭及び関係機関と連携しながら、事件・事故の未然防止を推進します。

【具体的施策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
交通安全教室の開催	浦添地区交通安全協会において、各小学校・特別支援学校、保育所、幼稚園等を対象に、「交通安全教室」を新学期に開催し、交通安全の啓発活動を行っています。今後もニーズの把握に努めながら、引き続き実施していきます。	市民生活課 学校教育課
子どもが事件・事故に遭わないための地域安全マップの充実	各小学校で小学校区の危険箇所や安全な遊び場などを示した地域安全マップを作成していきます。関係機関と連携を強化しながら、子どもたちが事件・事故に巻き込まれることがないようにマップの内容を充実させていきます。 多くの児童生徒は、安全に気をつけた行動を取ることができていますが、一部、意識の低い児童生徒もいるため「自分の身は自分で守る」という意識を持たせるために継続した指導や取り組み内容を工夫して啓発に努めます。	学校教育課
子どもが犯罪等に遭わないための情報配信メールの充実	各小学校では地域や関係機関との連携のもと、不審者情報や学校行事等を配信する「情報配信メール(ていーだメール)」の活用を継続実施しています。 現在「ていーだメール」が抱える使いにくさの改善や関係課及び関係機関と連携しながら、利用促進を図るための対策を	学校教育課 生涯学習振興課

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
	<p>講じていくことで、子どもの危機回避能力の育成、監視性の強化（地域の防犯意識の高揚）に努めます。</p>	
<p>サイバー犯罪防止教育の充実</p>	<p>児童生徒の携帯・スマートフォン等の所持率が高まる中、インターネットを介して事件・事故に巻き込まれる可能性も高くなることが予想されます。各学校においては、警察等と連携し、児童生徒や教師、保護者を対象とした「サイバー犯罪防止」に関する講演会や学級指導を実施し、犯罪の未然防止に向けた取組の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「携帯電話の利用は夜10時まで」等を盛り込んだ「我が家の携帯電話ルール10カ条」の推進 ・正しいネット利用法やフィルタリングの啓発など 	<p>学校教育課 こども青少年課</p>
<p>子どもや学校を対象とした防犯指導・対応訓練の実施</p>	<p>「いかのおすし」下敷きの配布をはじめ、浦添警察署による各小学校単位での防犯指導・対応訓練を引き続き実施します。また、不審者からの避難訓練を推進します。</p> <p>「いかのおすし」は今後も継続していくとともに、不審者からの避難訓練について、全小学校が実施できるよう推進していきます。</p>	<p>市民生活課 学校教育課</p>



イ. 地域の防犯体制等の充実

子どもたちが生きる社会は、安全で安心できる環境でなければなりません。子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、災害に遭遇することがないように、地域における防犯体制等を充実させていく必要があります。

「子ども110番の家」の拡充や防犯パトロールによる監視等を強化し、子どもたちが安全に安心して暮らしていけるよう地域や関係機関等と連携し、防犯体制の充実に取り組みます。

【具体的施策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
「子ども110番の家」の推進	<p>浦添警察署及び浦添地区防犯協会が、PTAやボランティア（個人・団体）に対し、子どもたちの事件・事故からの避難場として、委嘱・設置している「子ども110番の家」については、今後も新規の委嘱先を確保し、校外生活の安全確認の強化に努めます。</p> <p>学校や事業所等及び関係機関と連携しながら、引き続き、避難場等の拡充に取り組みます。一方、一部、実態が把握できない状況も見受けられるので、委嘱中の「子ども110番の家」の状況確認を実施し、安全マップの充実及び周知により、実効性のある「子ども110番の家」を推進します。</p>	<p>こども青少年課 学校教育課</p>
小学校早朝安全管理及び防犯パトロール隊結成に向けた取り組み	<p>小学校において、登校する児童の安全確保を目的として、早朝の交通安全管理や校門においての校内への出入り者の確認を行っています。引き続き、児童生徒の安全確保に取り組みます。</p> <p>一部の自治会で「防犯パトロール隊」を結成し、夜間の繁華街やたまり場などの巡回指導を行っています。引き続き、自治会、保護者、学校等と連携を図り、新たな組織結成に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>教)総務課 市民生活課</p>
防犯ステッカーの活用促進	<p>「防犯パトロール実施中」のマグネットステッカーを各自治会に配布し、車両に貼り付けることにより、監視体制を強化させ、犯罪抑止や防犯意識の向上を図ります。</p> <p>防犯ステッカー活用による監視体制を継続的に行うことで、市民の安全・安心の確保に努めます。</p>	市民生活課
ちゅらまちづくりの推進	<p>沖縄県が実施している「ちゅらさん運動」中、「ちゅらまちづくり」の推進に向け、公共施設（道路や公園等50か所程度）の防犯・安全点検を行います。</p> <p>公共施設の防犯・安全点検等を継続実施し、子どもたちが安全・安心に公共施設を利用できるように努めます。</p>	市民生活課

基本目標4 ひとり親家庭等の自立支援の充実

(1) 就業支援の充実

ひとり親家庭の保護者の就労に向けた各種支援策の実施に取り組むとともに、沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターをはじめとした関係機関との連携強化により、就業面での支援を行います。また、各人の状況に応じた自立・就業支援のプログラムの作成を行い、様々な支援を実施します。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭における経済的自立を支援するために、資格取得等に要する費用の一部の助成を行う自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業の利用を促進します。 また、就労支援セミナー等、就労に結び付く技能講座の開催を行うとともに、受講の優遇を図ることで、就労支援を実施します。	児童家庭課 商工産業課
就労支援体制の充実	求人情報の迅速かつ円滑な提供と効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携強化を図ります。 また、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活就労支援に取り組めます。	児童家庭課
母子・父子自立支援プログラムの作成支援	母子家庭等就業・自立支援センターとの連携により、児童扶養手当受給者を対象に、「母子・父子自立支援プログラム」の作成支援を行います。また、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連携し、各人の状況に応じ確実な就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業（児童扶養手当受給者対象）」の効果的実施に努めます。	児童家庭課



(2) 子育て・生活支援の充実

保護者の就労による自立をめざすために、子育てとの両立を図ることができるよう、認可保育所への入所選考における優先的取扱いや母子生活支援施設での保育支援を継続的に実施するとともに、ファミリー・サポート・センターや放課後児童(学童)クラブの利用者負担の軽減策に取り組みます。

また、離婚等により生活環境が一変することから、母子生活支援施設において安心して生活できる生活環境の提供を行うとともに、地域社会で自立した生活が営めるよう、住宅の確保をはじめ、各種支援を行います。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
保育サービスの充実	未就学児がいるひとり親家庭が安心して就労・求職活動が行えるよう、保育所入所時に優先的に入所可能な優遇措置を行います。 また、母子生活支援施設で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育支援を行うことで、入寮者の子育てと就労の両立の支援を行います。	児童家庭課 保育課
母子生活支援施設での子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の実施	保護者の疾病等、社会的な事由により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期的(原則7日間)に預かることで、母子家庭等への支援を行います。	児童家庭課
保育サービス等の利用料等の支援	ひとり親家庭が安心して子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童(学童)クラブ利用者の保育料やファミリー・サポート・センターの利用費の補助を行います。	児童家庭課 保育課
母子生活支援施設(浦和寮)事業の充実	配偶者のいない女子又は、これに準ずる事情にある女子とその者の監護すべき児童を入寮させ、安心して生活できる環境を整え、地域社会への自立支援を行うため、母子生活支援施設(浦和寮)事業の充実を図ります。 退寮後の住まいの確保や就職の際に、施設長等を身元保証人とする等、自立支援を行います。さらに、退寮後においても関連機関との連携によるフードバンクを通し交流を行う等、継続的に支援します。	児童家庭課
ひとり親家庭の自立を促す各種支援の充実	市営住宅の入居選考時にひとり親世帯の優遇措置を行うことで、住まい確保に向けた支援を行います。 障がい児(者)を抱えるひとり親家庭の通所・通学等の支援を行うため、リフト付きバス運行事業による移動支援を行います。	建築営繕課 福祉給付課

(3) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立の助長につながるよう、児童扶養手当制度や母子・父子家庭等医療費助成制度に関する情報提供等により、周知徹底・利用促進を図ります。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
児童扶養手当の支給	児童を扶養するひとり親家庭の児童福祉の増進を図るとともに、生活の安定と自立促進を支援するため、児童扶養手当の支給を行います。	児童家庭課
母子・父子家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の疾病の早期発見と経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部助成を行います。 給付方法については、利用者のニーズを踏まえつつ、県の動向をみながら検討を進めます。	児童家庭課

(4) 養育費確保の支援充実

養育費の確保に向け、法律相談や当事者同士の調整支援に努めるとともに、養育費確保の重要性について社会的な気運を高めるため、広く市民に広報します。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
養育費の取り決めの促進	ひとり親家庭においても安定した市民生活が行えるよう弁護士による法律相談の実施による養育費の確保に向けた支援を行います。 離婚前の相談・支援がより重要であることから、女性相談室において関連機関と連携し、情報提供等の支援を行います。	市民生活課 児童家庭課
養育費についての広報・啓発活動の充実	子どもの当然の権利を守るためにも、ホームページやパンフレット等の広報媒体を活用し、広く市民に養育費確保の重要性について意識啓発を図ります。	児童家庭課

(5) 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭等の抱える多岐にわたる課題にきめ細やかな対応ができるよう、母子・父子自立支援員をはじめとした相談対応職員の技術向上等による相談窓口及び情報提供の充実を図ります。

【具体的支援策】

施策・事業名	事業概要・取り組みの方向	主管課
相談・支援体制の充実	多様化する相談内容に対応するために、相談員等のさらなる資質向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援及び各種相談への対応を行います。	児童家庭課
子育て全般に関する相談・支援体制の充実	ひとり親家庭であっても児童が健全に育成されるよう、家庭相談員4名を配置し、諸々の問題について相談対応による指導助言を行います。 引き続き、訪問指導や要保護児童対策地域協議会をはじめ、関係機関との連携を通し、児童の養育支援・虐待の未然防止に努めます。	児童家庭課
各種相談室の活用	日常生活で発生する悩みごとや困りごとについて、問題の解決促進を図り、安定した市民生活が行えるよう、市民相談（開庁日）のほか司法書士（週1日）、弁護士（週1日）、消費生活相談（週3日）を実施します。 その他、各種相談室の活用を促します。	市民生活課

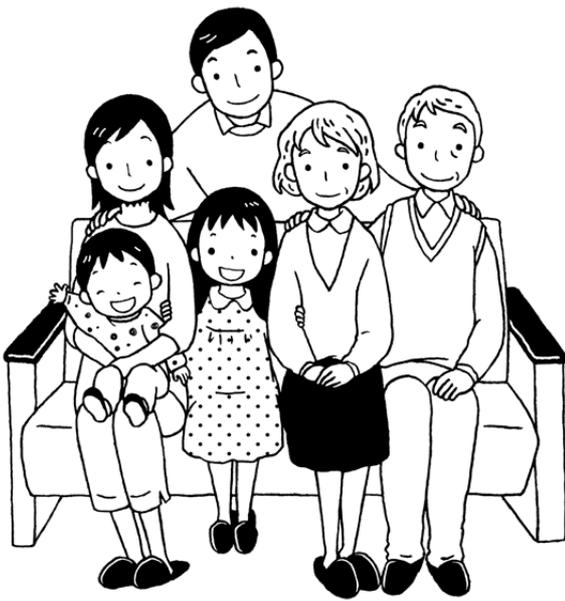
基本目標5 子どもを安心して生み育てる健康づくり

(1) 母子保健の充実

母子保健の充実に向けた各種施策の実施に取り組むとともに、医療機関、学校、その他の関係機関等との連携を図り、子どもが健やかに成長できるよう継続して支援を行います。また、子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、各種情報の発信等を通して、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりに取り組みます。

なお、母子保健の充実に関する具体的な施策については、母子保健計画策定指針（※1）に基づく母子保健計画として、次章において定めるものとします。

※1 平成26年6月17日 雇児発0617第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知



第4章

健やか親子うらそえ 21 (浦添市母子保健計画)

第4章 健やか親子うらそえ21 (浦添市母子保健計画)

1. 基本理念

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となります。

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との地域での連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。

健やか親子うらそえ21 (浦添市母子保健計画) は21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、その達成に向けて取り組む国民運動計画である「健やか親子21 (第2次)」で示された課題(5つ)や指標を基本とし策定します。下記の基盤課題A・B・Cと重点課題①・②を重点的に取り組む必要があるものとして設定し、当市の母子保健水準や状況に応じた具体的な目標を掲げ、この計画を推進することで『すべての子どもが健やかに育つ社会』の実現を目指します。



健やか親子21 (第2次)
シンボルマーク

2. 計画の期間

この計画は、平成27年度からの5年間を計画期間とします。

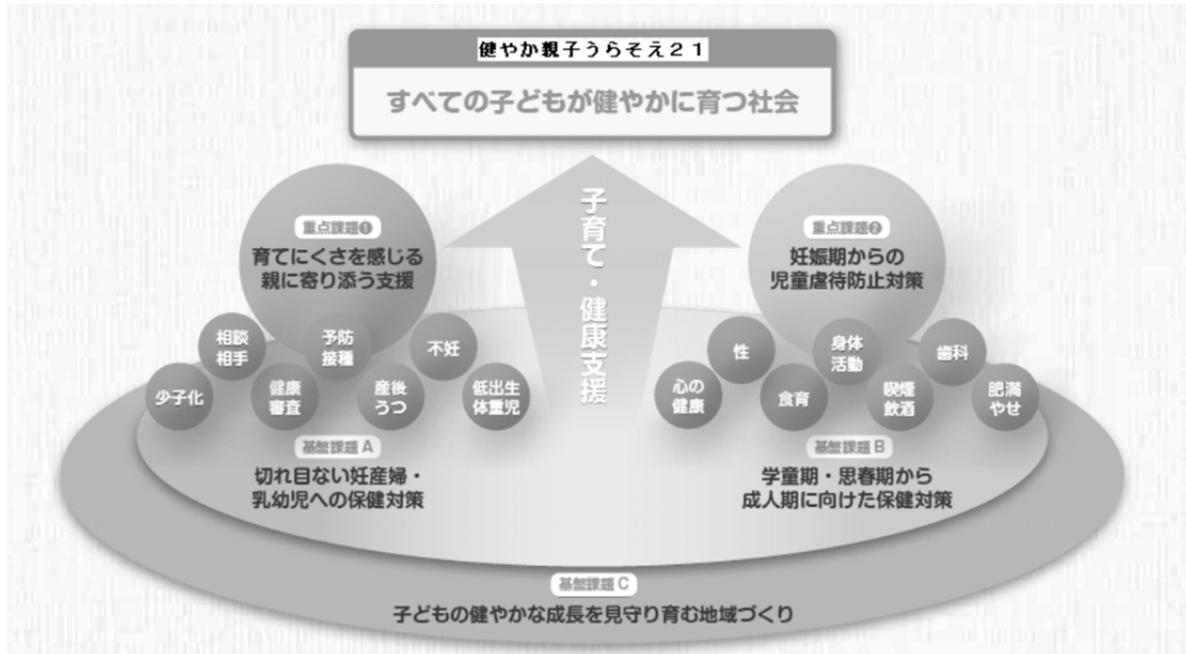
また、計画期間中においても、国の制度改革や社会経済情勢や市の状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の基本的視点 (5つの課題)

基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指します。
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自ら、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ ^(※) のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実に図ることを目指します。

重点課題②妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、発生予防には、妊娠届出時などの妊娠期から関わることで、また、早期発見・早期対応には、新生児訪問などの母子保健事業と関係機関の連携強化を図ることを目指します。
---------------------	--

(※) 育てにくさとは：子育てに関わるものが感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障がい等が原因となっている場合等もある。



4. 基本目標

- 目標1 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実
- 目標2 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実
- 目標3 妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり
- 目標4 親や子どもの多様性を尊重し、それを支える支援の充実
- 目標5 妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援の充実

5. 課題に対する施策の展開

(1) 基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

目標 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

主な取組	展開方向
①妊娠届出・親子健康手帳(母子健康手帳)交付時の保健師による健康相談・保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産についての市民の相談に応じます。 ・母子保健事業や母子保健サービスの情報提供をします。 ・妊娠糖尿病（GDM）、妊娠性高血圧症候群（PIH）、歯周病の病態について説明し、妊婦自身が体重管理、食事管理など健康管理が出来るよう指導します。 ・アンケートや面談によって把握したハイリスク妊婦（妊娠糖尿病（GDM）、妊娠性高血圧症候群（PIH）、若年者、精神疾患既往歴あり、双胎、支援を要する妊婦など）には、関係機関の情報を提供するとともに、妊娠経過を地区保健師ともに確認できるよう支援します。 ・市民が親子健康手帳を積極的に活用できるよう周知・説明します。 ・妊婦自身が喫煙者・禁煙中もしくはパートナーが喫煙者・禁煙中の方には赤ちゃんに与える影響などを説明し、禁煙・禁煙継続できるように支援します。
②妊婦一般健康診査の推進 事業計画 ⇒P71⑩	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査（14回分の公費負担）の受診票について、使用方法及び対象項目などを説明し、健診を受診するよう勧奨します。 ・早期に初回の妊婦健診が受診できるよう、妊娠11週までには親子健康手帳・妊婦健康診査受診票を受け取るよう周知します。 ・妊婦健診の結果、支援が必要な妊婦に対し保健指導を行います。 ・県外・離島等の医療機関と連携し、里帰り先でも妊婦健康診査を受診するよう勧奨します。
③マタニティスクールの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児出生率の減少や小児・成人肥満の減少等を目指し、スクール内容を主に「妊娠中の身体のおしくみ・食」について講話し、妊婦の健康を自己管理できるよう指導します。 ・妊婦同士の交流をする場、また妊娠中の不安や疑問などを解消出来る場として活用し、安心して充実したマタニティライフを送れるよう支援します。 ・パートナーの妊婦体験や赤ちゃん人形抱っこ体験を行い、父性が育まれるよう支援します。 ・多くの妊婦が本事業に参加できるよう開催日等を工夫し、また親子健康手帳（母子健康手帳）交付時における個別案内や広報等での周知を図ります。
④新生児訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児、乳児及び産婦家庭を訪問することにより、成長・発達、栄養摂取状況、生活環境など育児を行う上で必要な事柄について観察し、異常の早期発見・疾病予防に努め育児が順調に行えるように支援します。 ・母子保健事業や母子保健サービスの情報提供を行います。 ・訪問活動がスムーズに行えるよう、関係機関と連携し事業の周知を図ります。 ・里帰り先市区町村による新生児訪問を受けることができるよう、県外・離島等の市区町村と連携を図るとともに、情報交換を行います。
⑤乳児一般健康診査の推	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期における保護者の子育て不安、疑問等が解決できるよう保健師、栄養士、歯科衛生士による相談業務を通して支援を行います。

主な取組	展開方向
進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児が健全に発育・発達できるよう必要に応じて、生活習慣・栄養面等に関する保健指導・栄養指導を行います。 ・乳児期における疾病の早期発見・早期治療を行えるように、医師の診察により要精密検査と判断された乳児の保護者には医療機関を受診することの重要性や初回の検査料が公費負担となることなどを十分に説明し、早期受診をうながします。 ・支援を必要とする乳児およびその保護者に対して、地区保健師が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や未受診者全戸訪問による受診勧奨を行います。 ・保育所等へはたらきかけ、健診の普及・啓発を図ります。 ・乳児の健全な発育・発達を保護者に十分説明できるよう、保健師等の専門職に対する研修会、学習会等を通して、質の向上を図ります。
⑥1歳6か月児・3歳児健康診査の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における保護者の子育て不安、疑問等が解決できるよう保健師、栄養士、歯科衛生士による相談業務を通して支援を行います。 ・幼児が健全に発育・発達できるよう必要に応じて生活習慣・栄養面等に関する保健指導・栄養指導を行います。 ・幼児期における疾病の早期発見・早期治療を行えるように、医師の診察により要精密検査と判断された幼児の保護者には医療機関を受診することの重要性や初回の検査料が公費負担となることなどを十分に説明し、早期受診をうながします。 ・発達面において支援を必要とする幼児およびその保護者に対して、健診受診時に心理士による発達相談を実施します。また、必要に応じて心理士による継続支援を行います。 ・支援を必要とする幼児およびその保護者に対して、地区保健師が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や未受診者全戸訪問による受診勧奨を行います。 ・保育所等へはたらきかけ、健診の普及・啓発を図ります。 ・乳児の健全な発育・発達を保護者に十分説明できるよう、保健師等の専門職に対する研修会、学習会等を通して、質の向上を図ります。
⑦乳幼児歯科保健の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児・3歳児健康診査において歯科医師による診察を行います。そして、むし歯のある幼児の保護者には早期受診をうながします。 ・1歳6か月児・3歳児健康診査において歯科衛生士による仕上げ歯磨き指導・フッ素塗布を行い、幼児のむし歯予防を図ります。 ・乳児健診後期（月齢9～10か月）に歯科指導をすることで歯の生え始め、離乳食開始時期から口腔ケアの必要性を意識啓発します。 ・2歳児歯科健診事業を推進し、3歳児のむし歯有病率の低下に努めます。 ・食事のリズム、おやつとの与え方等必要に応じむし歯予防の観点から食生活について栄養指導します。 ・必要に応じ、保育園や子育て支援センター、公民館等へ出向き、歯科保健の講話を行います。 ・かかりつけ歯科医を持つことを推奨します。

主な取組	展開方向
⑧母子歯科講演会の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師・栄養士等による講演会にて、乳幼児の口腔ケアの必要性等を意識啓発します。 ・ 早産のリスクでもある妊婦の歯周病を予防するため、妊娠期からの口腔ケアの必要性について意識啓発を図ります。 ・ かかりつけ歯科医を持つことを推奨します。
⑨ベビースクール(離乳食講座)等での食育の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低出生体重児出生率の減少や小児・成人肥満の減少等を目指し、スクール内容を主に「食」とし、保護者が食に興味を持ち、乳幼児の健康管理に取り組めるよう指導します。 ・ 離乳食の開始や進め方に関する講話を行い、保護者がスムーズに離乳食に取り組めるように支援します。 ・ 育児中の不安や疑問等を解消できるように支援します。 ・ 保護者同士の交流の場として情報交換できるよう推進します。 ・ 多くの市民が事業に参加できるよう本事業の周知案内を図ります。
⑩乳幼児定期予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の効果と副反応を十分に周知し、予防接種を勧奨します。 ・ かかりつけ医のもと、多くの乳幼児が予防接種を受けられるよう関係機関との連携を図ります。
⑪(新規)未熟児養育医療給付の充実・未熟児教室の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育を必要とする乳児に対し、指定養育医療機関においてその養育に必要な医療の給付を行います。 ・ 未熟児を持つ保護者同士の交流の場として、未熟児教室を開催し、育児不安の軽減を図るとともに、親子の愛着形成や児の発達をうながす関わりを支援します。

(2) 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

目標 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

主な取組	展開方向
①地域保健と学校保健の連携	<p>【学童期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校およびその他関係機関と連携し、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。(健康・食育うらそえ21に基づく) ・ 肥満傾向にある子どもの割合の減少を目指し、学校およびその他関係機関との連携を図ります。(健康・食育うらそえ21に基づく) <p>【思春期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校およびその他関係機関と連携し、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣について自らが正しい知識を獲得し実践することができるよう意識啓発を図ります。(健康・食育うらそえ21に基づく)
②学校教育での思春期教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒または保護者等に対し、保健や家庭科のほかに、関連教科や特別活動(学級活動)と結びつけ、その学校及び生徒の実態に応じた性教育・思春期教育を実施します。 ・ 学校教育活動を通して、男女それぞれが人権を尊重し、相手を思いやる心を育みます。

主な取組	展開方向
③学校教育等での喫煙、飲酒等防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科や総合的な学習の時間などあらゆる学校教育活動を活用し、喫煙や飲酒、薬物乱用の害についての正しい知識や、たばこやお酒等を勧められた時の対処方法などが学べるよう、防止教育を推進します。 ・保健師や養護教諭、関係機関と連携し、外部講師を招いての授業や講話を行います。（主管課：学校教育課）
④喫煙、飲酒等の防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に喫煙、飲酒等をさせない地域づくりに向け、学校行事や掲示版などを活用し、保護者や地域住民への意識啓発を行います。 ・保護者や地域と連携し、市内全幼稚園、小学校、中学校における敷地内全面禁煙をめざします。（主管課：学校教育課）

（3）基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

目標 妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

主な取組	展開方向
①妊産婦・親子と地域の資源をつなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳（母子健康手帳）の交付時にマタニティマーク※の啓発に努めます。 ・市内外の相談機関の紹介を行い、必要に応じて連携します。 ・子育て支援センターや児童センター、ファミリー・サポート・センター事業などの情報提供や紹介を行います。 ・地域の子育てに関する様々な悩みや不安を、行政につなぐパイプ役として母子保健推進員の活動の充実に努めます。
②保護者同士の自助及び共助の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティスクールやベビースクール、未熟児教室において、保護者同士の交流を行い、仲間づくりを推進します。 ・育児サークル等自助グループの情報提供や紹介を行います。
③事故防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等において子どもに多い事故内容と事故防止に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。

※マタニティマークとは：妊産婦が交通機関を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするものです。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。（厚生労働省）



(4) 重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

目標 親や子どもの多様性を尊重し、それを支える支援の充実

主な取組	展開方向
①保健師等による相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師等が親子健康手帳交付時の相談や、マタニティスクール等を通して、支援が必要な妊婦とその家族の早期発見と支援を図ります。 ・保健師、助産師、心理士等が乳幼児の月齢、年齢に応じた発育・発達、その他の子育てに関することについて相談支援を行います。 ・必要に応じて、医療機関、障害児通所支援事業所、福祉サービス等に関する情報提供を行います。 ・必要に応じて、医療機関、障害児通所支援事業所、福祉サービス施設、その他の関係機関との連携を図ります。

(5) 重点課題②妊娠期からの児童虐待防止対策

目標 妊娠期からの関わりによる児童虐待の発生予防と早期支援の充実

主な取組	展開方向
①妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳（母子健康手帳）交付時のアンケートの結果および面談により、保健師、助産師等が、身体的・精神的・社会的状況について把握します。 ・支援を必要とする妊婦に対して、地区保健師が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・必要に応じて、医療機関や関係機関と情報共有し、連携を図ります。
②乳幼児健康診査の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の結果、身体状況、問診、保健相談により異常の早期発見に努め、必要に応じて保健師、助産師、心理士等が健診後の継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や未受診者全戸訪問による受診勧奨を行うとともに、親子の状況把握に努めます。
③新生児訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児、乳児及び産婦家庭を訪問することにより、成長・発達、栄養摂取状況、生活環境など育児を行う上で必要な事柄について観察し、異常の早期発見・疾病予防に努め育児が順調に行えるように支援します。 ・産婦自らが求めて相談できるような関係づくりに努め、孤立化を防いでいきます。 ・産後うつや育児不安が強い母親に対し、関係機関と連携し早期の対応を図ります。
④はぐはぐていだっ子事業（乳幼児全戸訪問事業の推進） 事業計画 ⇒P71⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安が高くなる生後4か月未満の乳児を持つ子育て家庭に対して、家庭訪問を実施し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。 ・乳児家庭の孤立化を防ぎます。 ・産後うつや育児不安が強い母親に対し、関係機関と連携し早期の対応を図ります。 ・研修会等により母子保健推進員等、訪問員の質の向上を図ります。

主な取組	展開方向
⑤保健師等による相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師等が親子健康手帳（母子健康手帳）交付時の相談や、マタニティスクール等を通して、虐待の早期発見に努めるとともに、必要な支援を図ります。 ・保健師、助産師、心理士等が、来所、電話、乳幼児健康診査や、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）において、子どもの発育・発達・疾病、その他子育てに関することについて相談・支援します。 ・関係機関との連携を図ります。
⑥浦添市要保護児童対策地域協議会の充実 【再掲】	・関係機関の連携協力のもと、県などの専門機関からアドバイスを受けながら、要保護児童対策地域協議会に設置している各会議（代表者・実務者・個別支援会議）の充実を図り、相談・支援の取りやすい協議会の運営・機能充実に努めます。（主管課：児童家庭課）
⑦養育支援訪問事業 【再掲】 事業計画 ⇒P71⑨	・養育が困難な家庭に対してホームヘルパーや保健師等の支援員を派遣し、家事・育児の支援を行います。関係機関等との連携のもと、養育が困難な家庭の早期発見、本事業の利用を促進します。（主管課：児童家庭課）



6. 計画指標

厚生労働省の『「健やか親子21（第2次）の最終評価等に関する検討会」』において、計画の指標及び目標が示されました。

この指標を参考に浦添市として具体的指標を掲げ、目標達成に向け取り組みを強化します。

＜基礎課題A：切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策＞

	指標	浦添市の現状 (H25年度)	浦添市の 目標値 (H29年度)	浦添市の 目標値 (H31年度)	国の目標値 (H31年度)	浦添市の 目標値 (H36年度)	国の目標値 (H36年度)
1	全出生数中の低出生体重児の割合 (人口動態調査)	10.6% (153人) (H25年)	減少	減少	減少	減少	減少
2	☆妊娠・出産について満足している者の割合	—	65.0%	70.0%	70.0%	85.0%	85.0%
3	むし歯のない3歳児の割合	67.8%	73.0%	75.0%	85.0%	80.0%	90.0%
4	☆妊娠中の妊婦の喫煙率	3.3%	2.0%	0%	0%	0%	0%
5	☆育児期間中の両親の喫煙率	父親 前期:43.5% 後期:43.6% 1歳6か月児: 43.7% 3歳児:40.5%	父親 前期:41.0% 後期:41.0% 1歳6か月児: 41.0% 3歳児:40.0%	父親 前期:40.0% 後期:40.0% 1歳6か月児: 40.0% 3歳児:35.0%	30.0%	父親 前期:30.0% 後期:30.0% 1歳6か月児: 30.0% 3歳児:25.0%	20.0%
		母親 前期:4.8% 後期:5.7% 1歳6か月児: 6.2% 3歳児:7.2%	母親 前期:4.4% 後期:5.4% 1歳6か月児: 6.1% 3歳児:7.0%	母親 前期:4.0% 後期:5.0% 1歳6か月児: 6.0% 3歳児:6.5%	6.0%	母親 前期:3.0% 後期:4.0% 1歳6か月児: 4.0% 3歳児:4.0%	4.0%
6	☆妊娠中の妊婦の飲酒率	—	—	0%	0%	0%	0%
7	乳幼児健康診査の受診率	・乳児 94.6% ・1歳6か月児: 89.9% ・3歳児: 87.8%	・乳児 95.0% ・1歳6か月児: 91.0% ・3歳児: 90.0%	・乳児 96.0% ・1歳6か月児: 93.0% ・3歳児: 92.0%	・3~5か月児 97.0% ・1歳6か月児: 96.0% ・3歳児: 94.0%	・乳児 97.0% ・1歳6か月児: 96.0% ・3歳児: 95.0%	・3~5か月児: 98.0% ・1歳6か月児: 97.0% ・3歳児: 95.0%
8	☆小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合	—	—	75.0%	75.0%	90.0%	90.0%
9	☆子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合	〈医師〉 ・乳児: 90.8% 1歳6か月児: 96.4% ・3歳児:97.1%	〈医師〉 ・乳児: 91.0% ・1歳6か月児: 96.6% ・3歳児 97.3%	・乳児: 92.0% ・1歳6か月児: 96.8% ・3歳児 97.5%	・3・4か月児: 80.0% ・3歳児:90.0%	・乳児: 92.0% ・1歳6か月児: 96.5% ・3歳児:97.5%	・3・4か月児: 85.0% ・3歳児:95.0%

	指標	浦添市の現状 (H25年度)	浦添市の 目標値 (H29年度)	浦添市の 目標値 (H31年度)	国の目標値 (H31年度)	浦添市の 目標値 (H36年度)	国の目標値 (H36年度)
		〈歯科医師〉—	—	3歳児:45.0%	3歳児:45.0%	3歳児:50.0%	3歳児:50.0%
10	仕上げ磨きをする 親の割合	1歳6か月児: 65.5%(毎日) ・3歳児: 77.2%(毎日)	1歳6か月児: 68.0%(毎日) ・3歳児: 77.7%(毎日)	1歳6か月児: 70.0%(毎日) ・3歳児: 78.0%(毎日)	75.0%	1歳6か月児: 75.0%(毎日) ・3歳児: 80.0%(毎日)	80.0%

〈基礎課題B：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策〉

	指標	浦添市の現状 (H25年度)	浦添市の 目標値 (H29年度)	浦添市の 目標値 (H31年度)	国の目標値 (H31年度)	浦添市の 目標値 (H36年度)	国の目標値 (H36年度)
1	十代の自殺死亡率 (内閣府 自殺統計)	20歳未満 0人	20歳未満 0人	20歳未満 0人		20歳未満 0人	
2	児童・生徒における 肥満傾向児の割合 (健康・食育うらそえ21より・小学5年生 ローレル指数160以上 (肥満傾向)の割合)	男子 7.83% 女子 4.61% (平成23年度)	減少	減少		減少	
3	朝食を毎日食べる 子どもの割合 (生活実態調査)	小学生 92.7% 中学生 86.0%	増加	増加		増加	

〈基盤課題C：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり〉

	指標	浦添市の現状 (H25年度)	浦添市の 目標値 (H29年度)	浦添市の 目標値 (H31年度)	国の目標値 (H31年度)	浦添市の 目標値 (H36年度)	国の目標値 (H36年度)
1	☆この地域で子育て をしたと思う親の割合	※平成27年度 から調査開始	—	93.0%	93.0%	95.0%	95.0%
2	☆妊娠中、仕事を 続けることに対して 職場から配慮され たと思う就労妊婦の 割合	※平成27年度 から調査開始	—	93.0%	93.0%	95.0%	95.0%
3	☆マタニティマーク を妊娠中に使用し たことのある母親の 割合	※平成27年度 から調査開始	—	60.0%	60.0%	70.0%	70.0%
4	☆積極的に育児を している父親の割 合	※平成27年度 から調査開始	—	50.0%	50.0%	55.0%	55.0%
5	☆乳幼児のいる家 庭で、風呂場のドア を乳幼児が自分で 開けることができな いよう工夫した家庭 の割合	※平成27年度 から調査開始	—	—	—	—	—

<重点課題①：育てにくさを感じる親に寄り添う支援>

	指標	浦添市の現状 (H25年度)	浦添市の 目標値 (H29年度)	浦添市の 目標値 (H31年度)	国の目標値 (H31年度)	浦添市の 目標値 (H36年度)	国の目標値 (H36年度)
1	☆ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	※平成27年度から調査開始	—	・3・4か月児： 81.0% ・1歳6か月児： 70.0% ・3歳児： 62.0%	・3・4か月児： 81.0% ・1歳6か月児： 70.0% ・3歳児： 62.0%	・3・4か月児： 83.0% ・1歳6か月児： 71.5% ・3歳児： 64.0%	・3・4か月児： 83.0% ・1歳6か月児： 71.5% ・3歳児： 64.0%
2	☆育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	※平成27年度から調査開始	—	90.0%	90.0%	95.0%	95.0%
3	☆子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	※平成27年度から調査開始	—	90.0%	90.0%	95.0%	95.0%

<重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策>

	指標	浦添市の現状 (H25年度)	浦添市の 目標値 (H29年度)	浦添市の 目標値 (H31年度)	国の目標値 (H31年度)	浦添市の 目標値 (H36年度)	国の目標値 (H36年度)
1	☆子どもを虐待していると思われる親の割合	※平成27年度から調査開始	—	—	—	—	—
2	乳幼児健康診査の未受診率	・乳児： 5.4% ・1歳6か月児： 10.1% ・3歳児： 12.4%	・乳児： 5.0% ・1歳6か月児： 9.0% ・3歳児： 10.0%	・乳児： 4.0% ・1歳6か月児： 7.0% ・3歳児： 8.0%	・3～5か月児： 3.0% ・1歳6か月児： 4.0% ・3歳児： 6.0%	・乳児： 3.0% ・1歳6か月児： 4.0% ・3歳児： 5.0%	・3～5か月児： 2.0% ・1歳6か月児： 3.0% ・3歳児： 5.0%
3	☆乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	※平成27年度から調査開始	—	—	—	—	—

☆印は平成27年度以降の乳幼児健康診査での必須問診項目として追加される指標

データソース：人口動態調査、乳幼児健康診査報告書、内閣府自殺統計、健康・食育うらそえ21、生活実態調査(学校教育課)

 第5章

浦添市子ども・子育て支援
事業計画

第5章 浦添市子ども・子育て支援事業計画

1. 本市が定める教育・保育の提供区域

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

【国の区域設定における考え】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 浦添市における教育・保育の提供区域の考え方

教育・保育提供区域について、市域規模、道路・交通網、地理的条件等を踏まえ、二つの確保方策の検討をしてきた結果、次の理由などから、浦添市では市全体を1つの区域として設定していくものとします。

- ア) 区域を細かく設定することで（行政区などで設定した場合）、区域内に施設が存在していないことが考えられ、新たに多数の施設等を確保していく必要が生ずるとともに、量の調整が難しい状況や人口の増減に柔軟に対応することができないなど、効率的な事業の提供が困難になると考えられる。
- イ) 認可保育所については必ずしも居宅近くの施設を利用するとは限らず、勤務地の近隣、あるいは居宅と勤務地の間に立地する施設を利用している状況も見受けられる。
- ウ) 利用者にとって都合のよい施設・サービスを選択できる。

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 量の見込みについて

市町村において策定する「子ども・子育て支援事業計画」には、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量（ニーズ量）の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容、実施時期を定めることとなっています。

■子ども・子育て支援事業計画で扱う事業について

①幼児期の教育・保育（給付）

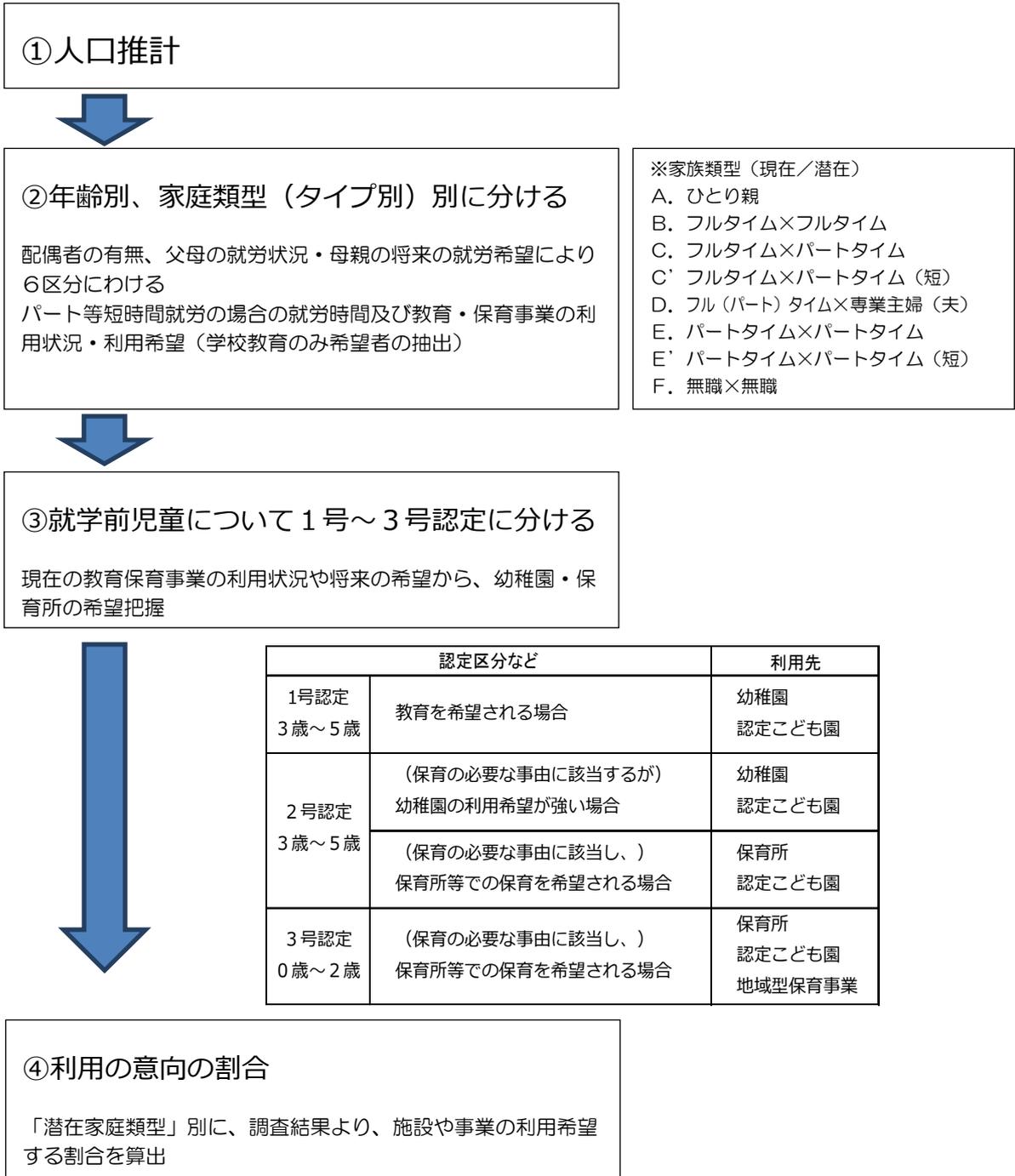
<p><施設型給付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 	<p><地域型保育給付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（利用定員6人～19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育
---	---

②地域子ども・子育て支援事業

<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○妊婦健診 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 ○子育て短期支援事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ファミリー・サポート・センター事業 ○一時預かり事業 ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
---	--

(2) 量の見込みの算出

量の見込みについては、平成25年に行ったニーズ調査結果をもとに、算出しています。なお、各事業の量の見込みは、平成26年1月に国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づいて算出していますが、現在の利用状況と著しく差がみられる事業については、よりニーズの実態に近い「量の見込み」を算出するため、補正を行いました。



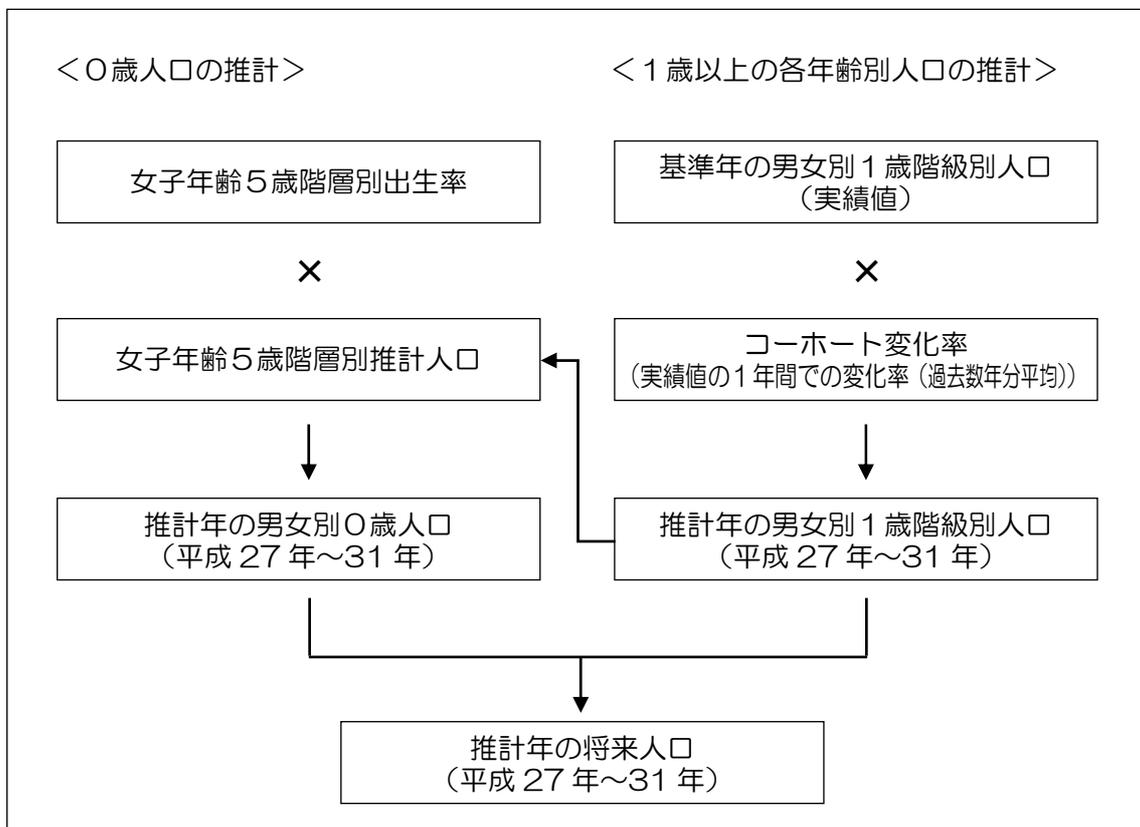
(3) 人口推計（将来児童数の推計）

子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出するため、基礎データとなる将来人口（サービスの対象となる子どもたちを含む）の推計については、**コーホート変化率法**で実施することとし、**1歳ごとの人口推計を算出できる様**にしていくものとします。

◆コーホート変化率法について：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成24年4月2日～25年4月1日生まれのコーホートは、平成27年4月1日時点で満2歳となり、平成31年度の小学1年生となる人々の集団である。コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）

人口推計は、実績人口データに基づいて行います。住民基本台帳は、毎月ないし年数回の時点における人口データを探ることができ、国勢調査よりも直近のデータが使用可能であることから、住民基本台帳の実績人口データに基づいた、1歳毎の推計を行います。これにより、1歳以上の各年齢について、子ども・子育て支援事業計画の目標年である平成31年までの人口を推計します。

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため「コーホート変化率」で推計することができません。0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性の人口と出生率より算出します。母親の年齢別出生率（1年間に子どもを産む割合）をもとに出生数を算出し、出生性比（女兒に対する男児の割合）を用いて、男女別の出生数を推計していきます。

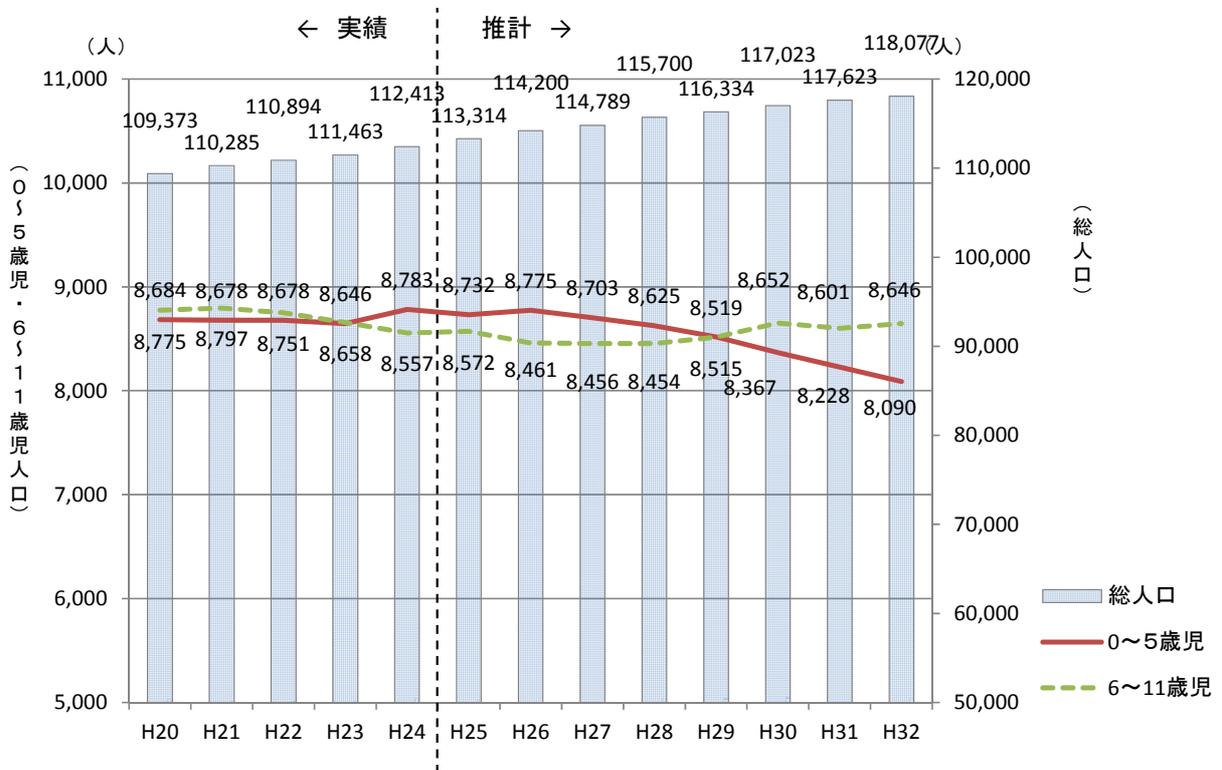


人口推計の結果

計画目標年度の平成31年度を含む32年度までの人口推計結果は以下の通りです。

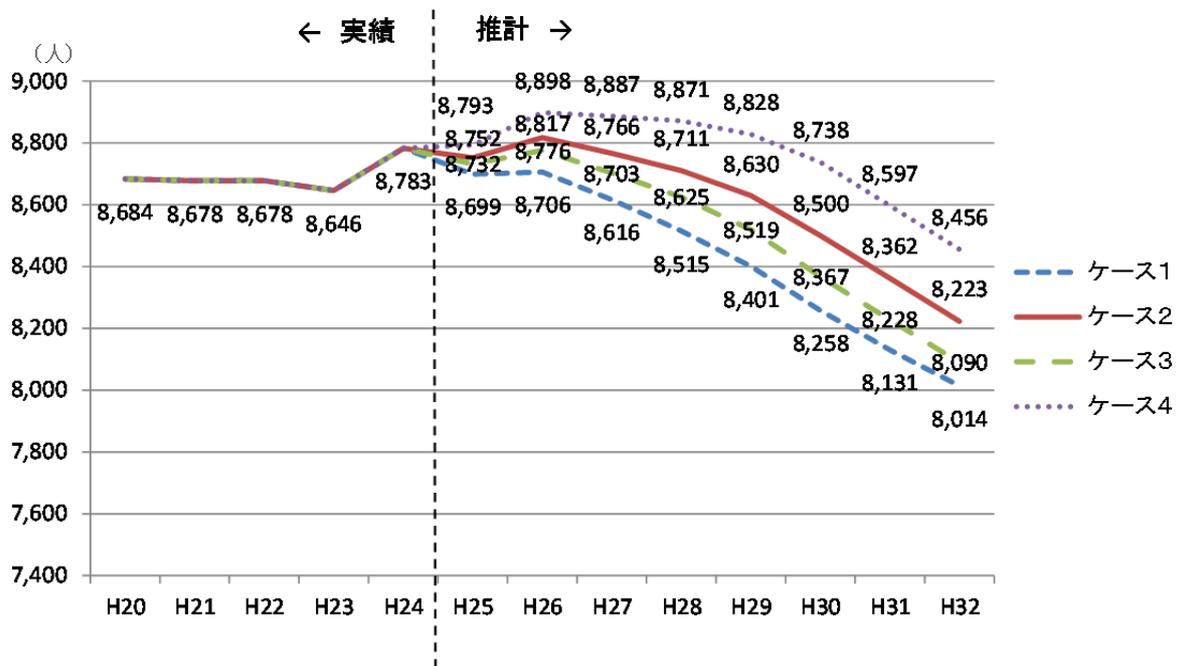
	計画期間							
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
0歳児	1,462	1,438	1,412	1,386	1,362	1,342	1,323	1,300
1歳児	1,512	1,479	1,455	1,429	1,403	1,379	1,359	1,340
2歳児	1,465	1,491	1,459	1,435	1,409	1,383	1,359	1,339
3歳児	1,448	1,452	1,478	1,446	1,422	1,396	1,370	1,346
4歳児	1,470	1,450	1,454	1,480	1,448	1,424	1,398	1,372
5歳児	1,375	1,465	1,445	1,449	1,475	1,443	1,419	1,393
6歳児 (小1)	1,485	1,367	1,457	1,437	1,441	1,467	1,435	1,411
7歳児 (小2)	1,329	1,483	1,365	1,455	1,435	1,439	1,465	1,433
8歳児 (小3)	1,373	1,324	1,477	1,359	1,449	1,429	1,433	1,459
9歳児 (小4)	1,436	1,377	1,328	1,482	1,364	1,454	1,434	1,438
10歳児 (小5)	1,463	1,441	1,382	1,333	1,487	1,369	1,459	1,439
11歳児 (小6)	1,486	1,469	1,447	1,388	1,339	1,494	1,375	1,466
0-11計	17,304	17,236	17,159	17,079	17,034	17,019	16,829	16,736
0-5計	8,732	8,775	8,703	8,625	8,519	8,367	8,228	8,090
6-11計	8,572	8,461	8,456	8,454	8,515	8,652	8,601	8,646

図 人口推移 (将来推計含む)



【参考】

図 0～5歳児人口の推計人口



(ケース1ー過去数年間の平均値を使用するケース)

- ・コーホート変化率（1歳階級別の変化率）平成21～24年 3区間の平均
- ・女子の推計出生率 平成21～24年 直近4年間の平均
- ・0歳児変化率 平成21～24年 直近4年間の平均

(ケース2ー直近の1カ年のデータを使用するケース)

- ・コーホート変化率（1歳階級別の変化率）平成23～24年 直近の1区間
- ・女子の推計出生率 平成24年 直近1カ年
- ・0歳児変化率 平成24年 直近1カ年

(ケース3ー上記2ケースの組み合わせを変えて行ったケース)ー採用したケース

- ・コーホート変化率（1歳階級別の変化率）平成23～24年 直近の1区間
- ・女子の推計出生率 平成21～24年 直近4年間の平均
- ・0歳児変化率 平成21～24年 直近4年間の平均

(ケース4ー0～5歳児が最も増加するケース)

- ・コーホート変化率（1歳階級別の変化率）平成23～24年 直近の1区間
- ・女子の推計出生率 平成20～24年 直近5年間で各年齢階級のmax値を採用
- ・0歳児変化率 平成21～24年 直近4年間の平均

3. 確保方策について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する、平成27年度から平成31年度にかけての「量の見込み」を踏まえ、以下に確保方策の案を示します。前述したように、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に基づいて算出していますが、現在の利用状況と著しく差がみられる事業については、よりニーズの実態に近い「量の見込み」を算出するため、補正を行いました。特に、0歳児（3号認定）の保育の量の見込みについては、母親の育休取得状況等を反映させ、補正をしています。

3-1 認定区分別見込み量と確保方策

(1) 1号認定（3～5歳児）

1号認定については、計画期間の当初より教育ニーズに対し、供給量が確保されています。下表中の「教育ニーズ（2号）」は、保護者の就労などの理由により保育を必要とする2号認定に区分されることが見込まれるもののうち、幼稚園や認定こども園の利用希望が強く、教育ニーズが高い子どもを表しています。

1号認定			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
			1号	教育 ニーズ (2号)									
量の見込み①			876	813	870	808	871	809	859	798	849	789	
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	公立幼稚園	か所	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
			人	770	480	740	510	733	517	721	530	711	539
		私立幼稚園	か所	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
			人	6	10	35	46	35	46	35	46	35	46
	認定こども園	か所	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
		人	3	17	3	17	53	157	53	157	53	157	
	確認を受け ない幼稚園	市内 私立幼稚園	か所	2	1								
			人	88	149	59	113						
		市外 私立幼稚園	人	50	84	50	84	50	84	50	84	50	84
	計②			917	740	887	770	871	804	859	817	849	826
不足数(②-①)			41	▲73	17	▲38	0	▲5	0	19	0	37	

(2) 2号認定 (3～5歳児)

2号認定については、計画期間の当初は、ニーズ量が供給量を上回っていますが、認可保育所の整備や、認可外保育施設の認可保育所への移行などにより、平成29年度には供給量が確保されます。

2号認定			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
			保育ニーズ					
量の見込み②			2,231	2,216	2,217	2,187	2,162	
確保 方策	特定教育・ 保育施設	公立保育所	か所	3	3	3	3	3
			人	240	240	240	240	240
		私立保育所	か所	23	24	31	31	31
			人	1,442	1,513	1,988	1,988	1,988
	認定こども園	か所	/	/	/	/	/	
		人	/	/	/	/	/	
	認可外保育施設	か所	3	3	/	/	/	
		人	140	152	/	/	/	
	計③			1,822	1,905	2,228	2,228	2,228
	不足数(③-②)			▲ 409	▲ 311	11	41	66

(3) 3号認定 (0～2歳児)

3号認定については、計画期間の当初は、ニーズ量が供給量を上回っていますが、認可保育所の整備、小規模保育の実施、認可外保育施設の認可保育所への移行などにより、平成29年度には供給量が確保されます。

3号認定			平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			2・1歳	0歳								
量の見込み①			1,950	470	1,916	462	1,881	454	1,849	447	1,819	441
確保 方策	特定教育・ 保育施設	公立保育所	か所	3	3	3	3	3	3	3	3	
			人	122	18	122	18	122	18	122	18	122
		私立保育所	か所	23	24	31	31	31				
			人	1,079	355	1,190	369	1,575	403	1,575	403	1,575
		認定こども園 (3号枠)	か所	/	/	1	1	1				
			人	/	/	32	32	32				
	特定地域 型保育事業	小規模保育	か所	1	4	8	8	8				
			人	16	3	64	12	128	24	128	24	128
		家庭的保育	か所	/	/	/	/	/				
			人	/	/	/	/	/				
		居宅訪問型 保育	か所	/	/	/	/	/				
			人	/	/	/	/	/				
	事業所内 保育	か所	1	3	3	3	3					
		人	10	5	26	9	26	9	26	9	26	9
	認可外保育施設	か所	2	3	/	/	/					
		人	109	11	124	13	/	/	/	/	/	/
計②			1,336	392	1,526	421	1,883	454	1,883	454	1,883	454
不足数(①-②)			▲ 614	▲ 78	▲ 390	▲ 41	2	0	34	7	64	13

3-2 教育・保育事業の施設ごとの確保方策について

(1) 特定教育・保育施設

1) 認可保育所

①公立保育所

- ・市内の公立保育所3園については、平成31年度まで公立として存続させるものとし
ます。

- 公立保育所3園は平成31年度までそのまま公立保育所として存続
- 宮城ヶ原保育所の改修により定員増を図る（平成27年4月1日開始分）

	保育所名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員	備考
平成 27 年 度	内間保育所	6	10	24	30	25	25	120	
	大平保育所	6	18	26	30	25	25	130	
	宮城ヶ原保育所	6	20	24	30	25	25	130	10名増(1歳児)
	計	18	48	74	90	75	75	380	

※平成31年度まで、3園存続

②私立保育所

- ・平成27年度から平成29年度にかけて、現状施設での定員増や増改築による定員増、
また認可外保育施設の認可保育所への移行、分園整備、創設により、施設数・定員数
の増加を図っていくものとします。

○以下の内容を想定

<施設数の増を伴うもの>

- a. 分園の整備：10か所、315名増
(30名定員×7か所=210名、35名定員×3か所=105名)
- b. 認可外保育施設からの認可化移行：4か所、380名増
(平成27~28年度にかけて)
- c. 創設：4か所、510名増
(120名規模×3=360名、150名規模×1=150名)

<施設数の増を伴わないもの>

- d. 増改築による定員増：1か所×30名=30名増
- e. 定員変更による増：173名増

計：18か所の施設増、1,408名の定員増

2) 幼稚園

③公立幼稚園

- ・市内の公立幼稚園 11 園については、平成 31 年度まで公立として存続させ、確保方策として見込むものとします。
- ・4歳児の預かり保育の受入枠の拡充により、2号認定の教育ニーズの増加が見込まれます。
- ・1号認定を受けた3歳児の子どもの教育ニーズに対応するため、3年保育の実施について検討するとともに、認定こども園への移行についても検討を行うものとします。

○今後4歳児の預かり保育利用枠の制限を設けないことから、2号認定の教育ニーズの増加が見込まれ、預かり保育の拡充等に努めます。

平成26年5月1日現在在籍児童数

公立幼稚園	入園児数			うち預かり保育利用者数			備考
	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	
11園	294	788	1082	52 17.6%※1	392 49.8%※2	444	

※1、2:4歳児、5歳児それぞれの入園児数に対して、預かり保育を利用している割合

④私立幼稚園

- ・市内の私立幼稚園は2園となっており、そのうち1園は平成28年度に新制度の対象となる特定教育・保育施設（私立幼稚園）へ移行する予定となっています。
市内のもう1園については、平成29年度に新制度の対象となる特定教育・保育施設（私立認定こども園）へ移行する予定となっています。
この2園とも、特定教育・保育施設へ移行するまでの間は、確保方策上、「確認を受けない幼稚園」に計上するものとします。
- ・他市町村に所在する私立幼稚園については、新制度の対象となる特定教育・保育施設への移行についての動向を把握した上で、確保方策へ計上しています。

3) 認定こども園

⑤公立認定こども園

- ・公立の認定こども園については現時点での設置予定はありませんが、地域型保育事業の連携施設として、また1号認定を受けた3歳児の子どもの教育ニーズに対応するため、今後必要に応じて設置に向けた検討を行うものとしします。

⑥私立認定こども園

- ・平成27年度4月より、浦添市の子どもたちが通う市外の私立幼稚園1園が認定こども園へ移行する予定です。
- ・平成29年度には、市内私立幼稚園1園が、新規の認定こども園として創設予定となっています。現時点では、定員3歳児140人、4歳児140人、5歳児105人、計385名定員として設定しています。(浦添市児童分として190名を確保方策に計上)0歳児や1、2歳児の受け入れ等、具体的な定員数などは検討中となっていることから、確保方策には反映していません。

○新規認定こども園(2か所)を創設。(①市内1園、②市外1園)

①市内私立幼稚園の認定こども園としての予定定員は385名、うち浦添市児童の利用が約半数190名として設定し、内訳は以下の通り。

- ・3歳児：70名 ・4歳児：70名 ・5歳児：50名
(190名内教育ニーズ分50名、保育ニーズ分140名←現在の預かり状況より算出)
- ・1、2歳児：32名 を含めると 計222名

②市外私立幼稚園の認定こども園への移行は平成26年度の通園状況から1号認定3人、2号認定17人として確保方策に計上します。

4) 確認を受けない(新制度に移行しない)幼稚園

⑦私立幼稚園

- ・市内の私立幼稚園2園のうち1園については、平成28年度に新制度の対象となる私立幼稚園へ移行する予定であり、また、もう1園については、平成29年度に新制度の対象となる認定こども園へ移行する予定となっています。それぞれ、移行するまでの間は、確認を受けない幼稚園として確保方策に計上します。

5) 特定地域型保育事業

⑧小規模保育事業（定員規模：6人以上、19人以下、0～2歳児対象）

- ・平成27年度から平成29年度にかけて、8か所（定員19名×8か所＝152人増）の確保を見込むものとします。
- ・2歳児までが事業の対象となっており、保育内容の支援及び、卒園後（3歳児）の受け皿の役割を担う「連携施設」を設定することが求められています。

○小規模保育（8か所）を確保。各園19名定員と想定
・3号認定：0歳児24名、1・2歳児128名

⑨家庭的保育事業（保育者の自宅などで少人数（5名以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業）

- ・現時点での予定はなく、今後必要に応じ検討を行います。

⑩居宅訪問型保育事業（保育士等が児童の居宅を訪問して保育を行う事業）

- ・現時点での予定はなく、今後必要に応じ検討を行います。

⑪事業所内保育事業（従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業）

- ・平成27年度に1か所、平成28年度に2か所での実施を見込むものとします。
- ・市内事業所等に対し、事業所内保育所の設置や、地域枠の確保などの働きかけを行います。

○事業所内保育（3か所）を確保。計35名
・3号認定分：0歳児9名、1・2歳児26名

6) 認可外保育施設

⑫認可外保育施設（市町村または県が一定の基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設）

- 平成 26 年 4 月現在、市内に立地する認可外保育施設は、54 か所となっています。
- 現在 2 施設が認可化へ向けた助成を受けており、平成 27 年度と、平成 29 年度に 1 か所ずつ、認可保育所へ移行するものと想定します。（私立保育所へ計上）
- 今後さらに、2 施設を認可化移行施設として選定することを想定します。
- 認可外保育施設に対して認可化移行を支援するための助成を行っている場合、当該認可外保育施設については、確保方策の対象施設として計上することができます。

○認可外保育施設：4 か所を認可化支援（私立保育所へ）	計 380 名
-----------------------------	---------

(2) 確保方策のまとめ 教育・保育事業

- 教育保育事業の確保方策や待機児童解消を図ることを目的に検討した結果、平成 29 年度において、教育・保育ニーズについては受け皿の確保方策が上回っています。
- 保育所の定員については、新制度においてその運用が厳格化されるとのことで、確保方策については定員の範囲内で行うことが求められており、定員数での確保方策に努めています。
- これまで待機児童の増加に伴い、保育士の配置や施設面積などの基準の範囲内においては、定員を超えた弾力的な受け入れを行っている園もみられます。その受け入れ児童数にあわせて定員を見直すことで、施設整備を行わずとも、現状の入所児童分の受け皿を確保することは可能と考えます。今後の動向を見ながら、各認可保育所に定員枠の拡充を働きかけ、保育のニーズに添えていくこととします。

3-3 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

①延長保育事業

■事業の概要

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	人	2,891	2,865	2,829	2,779	2,733
②確保方策	か所	26	27	34	34	34
	人	2,279	2,416	3,042	3,042	3,042
②-① 過不足		▲ 612	▲ 449	213	263	309

- ・延長保育については、市内の認可保育所全園で実施されています。
- ・平成27年以降に創設される認可保育所においても、延長保育を実施することとします。
- ・認可保育園の園児のうち延長保育利用者の割合（70%）を求め、確保方策で設定した公立保育所、私立保育所の定員数より算出しています。

○延長保育事業（34か所）

平成31年度の確保方策で公立と私立保育所で受け止める児童数が4,346名となっており、現在の延長保育事業の利用実績70%（平成25年）をもとに算出すると、3,042名を確保していくものとする。それに対し見込み量は2,733名となっており、供給量が充足している。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童(学童)クラブ）

■事業の概要

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	人	1,950	1,934	1,963	1,975	1,971
②確保方策	か所	29	31	34	38	42
	人	1,464	1,544	1,664	1,824	1,984
②-① 過不足		▲ 486	▲ 390	▲ 299	▲ 151	13

※ひまわり学童クラブ（障害児放課後児童健全育成事業）1か所含む

※量の見込みについては、小学生のアンケート結果をもとに算出しています。

(低学年)
 =推計児童数×(「現在放課後児童(学童)クラブを週4日以上利用している児童」割合(21.5%) + 「利用したいが料金面など何らかの理由で利用していない割合」(23.7%))
 (高学年)
 ・「現在放課後児童(学童)クラブを週4日以上利用している児童」割合を推計児童数にかけあわせ算出

- 平成27年度の新制度開始時は、28か所の実施で、登録児童数1,424名を予定しています。ニーズが高く、そのニーズに対応するためにも、新設への呼びかけを行い、受け皿の確保に努めます。平成31年度には公的施設への併設などを図り、42か所での実施をめざしていくものとします。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童(学童)クラブ)(平成31年度:42か所)
 年度ごとに3~4か所(1か所おむね40人以内)の設置をめざす。

③地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

- 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。(交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等)
- 地域機能強化型では、利用者支援(子育て関連事業の利用にあたって支援する取組み)・地域支援(地域における親・子の育ちを支援する取組み)機能を付加し、機能を強化。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	人回	5,315	5,222	5,128	5,043	4,966
確保方策	か所	7	7	7	7	7

- 引き続き子育て支援センターやつどいの広場など、既存の7か所を存続させ、必要量を確保します。
- 利用者支援事業と連携を図り、子育て支援の充実をめざすとともに、利用を促進します。

○地域子育て支援拠点事業 (平成31年度:7か所)

④一時預かり事業

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり、2号認定による預かり保育>

■事業の概要

- ・一時預かり保育については、学校行事及び地域行事への参加や冠婚葬祭への出席等、やむを得ない理由で、1日単位で利用する預かり保育です。
- ・預かり保育については、保護者の就労等により、教育課程に係る教育時間終了後に保育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量 の 見 込 み	1号認定による利用	人日	1,048	1,047	1,040	1,020	1,002
	確保方策	か所	25	25	24	24	24
		人日	4,020	4,020	3,725	3,725	3,725
	2号認定による利用	人日	166,550	165,485	165,561	163,316	161,451
	確保方策	か所	25	25	24	24	24
		人日	180,750	188,250	161,750	165,000	167,250

※2号認定による利用について、国から補正の考えが示され、作業の手引きより算出された量の見込みから、「日常的・緊急時などに祖父母などに見てもらえる」と回答した割合に相当する人日を控除し補正を図っています。

- ・ほぼ必要量を充足している状況にあります。
- ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについて、実績値がニーズよりも上回っており、引き続き事業の周知を図り、利用を促進していくものとします。
- ・2号認定による利用について、市内では公立幼稚園11園と私立幼稚園2園において預かり保育を実施しています。公立幼稚園では平成27年度より、4歳児の預かり保育の定員の拡充や、一部の園で預かり保育の時間延長も試行される予定となっており、預かり保育の充実に努めていきます。

<それ以外での預かり事業>

(保育所等での一時保育、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業)

■事業の概要

- ・保育所等での一時預かり事業については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

- ・ファミリー・サポート・センター事業については、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など。
⇒平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を付加。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み		人日	3,448	3,406	3,356	3,293	3,235
確保方策	一時預かり(幼稚園在園児対象)を除く	か所	26	27	31	31	31
		人日	163	173	217	217	217
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	人日	4,080	4,080	4,080	4,080	4,080

- ・保育所では、現在認可保育園の園児のうち一時預かりの利用者の割合（5.0%）を求め、確保方策で設定した保育所の定員数より算出しています。

⑤病児・病後児保育事業

■事業の概要

- ・保育所へ通所中の児童等が、病氣中若しくは病氣回復期にあり、自宅での養育を余儀なくされる期間、病院等において児童等を一時預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援し、併せて児童の健全育成を目的とします。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み		人日	2,775	2,750	2,716	2,668	2,623
確保方策	病児・病後児保育事業	人日	650	650	650	650	650
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])	人日	42	42	42	42	42

※国から補正の考えが示され、「病児・病後児の発生頻度」について、作業の手引きより算出された発生頻度に、1施設当たりのキャンセル率（平均値）約25%（平成25年厚生労働省調査）をかけて補正を図った。

- ・見込み量は実績と大きな差がみられ、確保方策が下回っています。
- ・病児・病後児保育事業については、平成25年度より1か所での実施となっています。今後はファミリー・サポート・センター事業の活用等、サービスの提供の検討を行いながら、ニーズに対応していきます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業での病児・病後児の預かりの実績は多くありませんが、量の見込みが高く、引き続き確保方策について検討を行います。

⑥ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	人日	26	26	26	26	26
確保方策	人日	411	411	411	411	411

- ・就学児の当事業の見込み量については、ほぼ充足していると思われませんが、引き続きまかせて会員の確保に努めます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業の概要

- ・保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、母子生活支援施設浦和寮において療育・保護を行う事業です。（原則として7日以内）

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	人日	136	134	133	130	128
確保方策	人日	260	260	260	260	260

- ・見込み量に対する確保方策は充足しており、引き続き既存施設での実施に努めます。

※⑧以降はこれまでの実績などを勘案し算出

⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■事業の概要

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	人	1,411	1,386	1,362	1,342	1,323
確保方策	※	1,411	1,386	1,362	1,342	1,323

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う事業であることから、基本的に0歳児を対象とします。（児童の推計で算出された0歳児数を量の見込みとします。）

⑨養育支援訪問事業

■事業の概要

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	人	16	16	16	16	16
確保方策	※	16	16	16	16	16

- ・乳幼児健診や各訪問事業などとの連携により、相談に関する取り組みを充実し、早期発見に努めていくものとし、当事業については平成25年度の実績値（16件）を維持させていく方向ですすめるものとしてします。

⑩妊婦健診

■事業の概要

- ・妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診を行う事業です。

※平成21年4月より妊婦健診の公費負担がそれまでの5回から14回（望ましい健診回数）に拡充。

■量の見込みと確保方策

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平均
妊婦健診の受診率		97.6%	96.7%	95.2%	96.8%	91.7%	95.6%

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	人	1,349	1,325	1,302	1,283	1,265
確保方策	※	1,349	1,325	1,302	1,283	1,265

- ・平成20年度～24年度の妊婦健診の受診率の平均（95.6%）を求め、児童の推計で算出された0歳児の人数にその平均をかけ合わせることで算出しています。

⑪利用者支援事業（新規事業）

■事業の概要

- ・子どもや保護者が、認定保育園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡・調整等も行います。

■量の見込みと確保方策

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

- ・新規事業となっており、浦添市では市域で1か所での実施めざします。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

■事業の概要

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として区が定めるものを助成する事業です。

■量の見込みと確保方策

- ・今後、国などから示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて検討し、適切に実施を行うこととします。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進する事業（新規事業）

■事業の概要

- ・待機児童対策として新設した特定教育・保育施設や地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう巡回を実施し、支援や助言等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

- ・今後、国などから示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて検討し、適切に実施を行うこととします。

第6章

計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の周知

本計画の基本的な視点である「親育ち」、「子育て」、「地域育ち」を進め、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためにも、保護者、保育・教育支援の従事者、行政等が共通認識を持ち、連携を図りながら子育てやそれを支えるための環境整備・仕組みづくりを引き続き進めていくことが重要となっています。そこで本計画を浦添市の共通の子育て指針として広く浸透を図るため、ホームページへの掲載や広報誌、ふれあい出前講座などを通じて周知、啓発に努めます。

2. 浦添市子ども・子育て支援協議会との連携

計画策定後も、今後の子どもの政策を考え、解決しなければならない課題について話し合う必要があります。そこで、子育て支援の従事者、学識経験者、地域団体などで構成する「浦添市子ども・子育て支援協議会」において意見交換を行い、施策や事業の改善に反映させていきます。

3. 進捗管理と計画の見直し

庁内の担当部署が横断的に連携しながら進捗管理を行うなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、取り組みを進めていきます。進捗状況については、先の「浦添市子ども・子育て支援協議会」へ報告し、点検評価を行います。

また、本計画に定める量の見込みと、実際の教育・保育の認定者数などが大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しについて検討を行います。

4. 国や県との連携

計画に位置づける取り組みは、法律や新制度に基づいた事業や、しくみが変わる事業などがあります。また、虐待防止やひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など専門的知識や技術を有する取り組みもあるため、国や県などとの連携を深め、必要に応じて協力を要請しながら計画を推進します。



參考資料



(参考資料) 浦添市の子育てを取り巻く現状

1. 子ども・子育て家庭の環境やひとり親家庭の現状

(1) 子ども・子育てを取り巻く現状

①総人口及び児童人口等

平成25年3月末の住民基本台帳における浦添市の総人口は、113,752人で、平成21年からの推移を見ると増加の傾向にあり、平成21年と比較すると3,467人の増加となっています。また、18歳未満の児童人口は25,940人となっており、総人口の2割強(22.8%)を占めています。

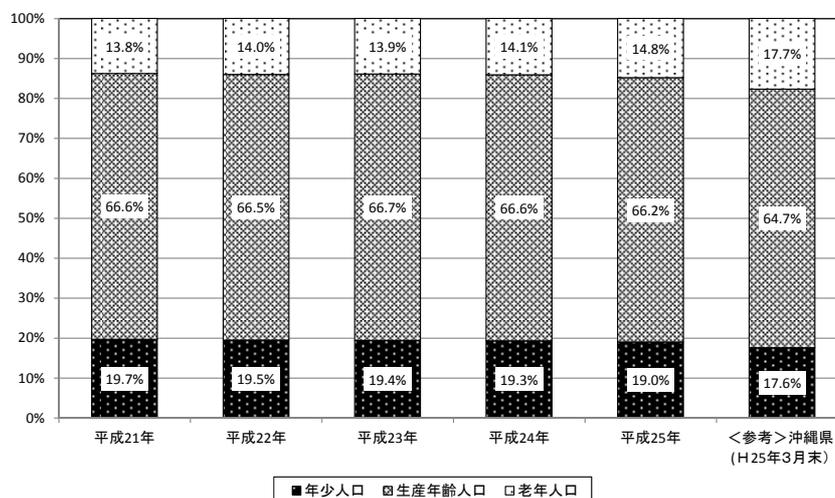
さらに、年齢3階層別人口をみると、年少人口(0~14歳)が21,652人(19.0%)、生産年齢人口(15~64歳)が75,290人(66.2%)、老年人口(65歳以上)が16,810人(14.8%)となっています。平成21年からの推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口が占める割合は減少傾向にある一方で、老年人口の割合が増加しており、浦添市においても少子・高齢化が進んでいます。沖縄県と比較をすると、年少人口及び生産年齢人口の占める割合が高く、比較的若い世代が多いことがわかります。

◇総人口及び児童人口、年齢3階層人口

各年3月末、単位：人、%

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総人口	実数	110,285	110,894	111,463	112,413	113,752
	増加率	—	0.6%	0.5%	0.9%	1.2%
年少人口 (0~14歳)	実数 構成比(%)	21,678 19.7%	21,673 19.5%	21,601 19.4%	21,691 19.3%	21,652 19.0%
	増加率	—	0.0%	-0.3%	0.4%	-0.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	実数 構成比(%)	73,440 66.6%	73,695 66.5%	74,384 66.7%	74,876 66.6%	75,290 66.2%
	増加率	—	0.3%	0.9%	0.7%	0.6%
老年人口 (65歳以上)	実数 構成比(%)	15,167 13.8%	15,526 14.0%	15,478 13.9%	15,846 14.1%	16,810 14.8%
	増加率	—	2.4%	-0.3%	2.4%	6.1%
児童人口 (18歳未満) (再掲)	実数 構成比(%)	25,886 23.5%	25,916 23.4%	25,836 23.2%	25,912 23.1%	25,940 22.8%
	増加率	—	0.1%	-0.3%	0.3%	0.1%

児童人口は浦添市統計資料



②出生の動向

ア 出生数について

浦添市の平成23年の出生数は1,541人となっており、平成19年からの推移を見ると、増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。平成23年の合計特殊出生率は1.865と沖縄県より高く、沖縄本島9市の中では4番目に高くなっています。

◇出生数及び合計特殊出生率

単位：人

	浦添市	沖縄県	那覇市	宜野湾市	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市	南城市
平成19年	1,487	16,588	3,399	1,218	749	703	1,788	791	1,357	381
平成20年	1,534	16,736	3,466	1,165	744	690	1,794	843	1,355	324
平成21年	1,535	16,744	3,362	1,275	730	733	1,759	849	1,363	365
平成22年	1,509	17,098	3,625	1,278	765	733	1,704	869	1,404	356
平成23年	1,541	16,918	3,386	1,312	758	723	1,692	834	1,326	363
合計特殊出生率	1.865	1.817	1.670	1.826	1.906	1.888	1.821	2.046	1.864	1.588

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生数の合計

※合計特殊出生率に用いた分母：住民基本台帳（平成23年）の5歳階級別女性人口

資料：衛生統計年報

※出生数：衛生統計年報

イ 年齢別出生数

母の年齢別出生数をみると、平成7年～12年にかけては「25～29歳」の出生数が最も多くなっていますが、平成17～22年では「30～34歳」の出生数が最も多く、それ以上の年齢の出生数も増えてきており、子を産む母の年齢が高くなっている状況がうかがえます。

◇母の年齢別出生数

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	30	49	22	21
20～24歳	275	276	211	160
25～29歳	596	568	452	448
30～34歳	533	512	549	492
35～39歳	196	204	213	319
40～44歳	38	32	43	66
45～49歳	1	2	2	3
合計	1,669	1,643	1,492	1,509

資料：衛生統計年報

③婚姻・離婚の動向

浦添市における平成22年の婚姻数は777件、婚姻率は7.04‰（パーミル）となっています。平成7年以降の婚姻数の推移をみると、平成7年から12年にかけて増加していますが、その後、減少に転じています。婚姻率についても減少しており、平成7年と平成22年を比較すると1.56ポイントの減少がみられます。

平成22年の離婚数は309件、離婚率2.80‰（パーミル）となっています。平成7年以降の推移をみると、平成7年から平成12年にかけては離婚数、離婚率ともに増加していますが、その後は横ばいで推移しています。

◇婚姻・離婚の状況

単位：件、%

	沖縄県		浦添市		沖縄県		浦添市	
	婚姻数	婚姻率	婚姻数	婚姻率	離婚数	離婚率	離婚数	離婚率
平成7年	8,401	6.60	819	8.60	2,804	2.22	244	2.55
平成12年	9,077	6.90	847	8.20	3,589	2.74	334	3.25
平成17年	8,808	6.47	790	7.45	3,667	2.69	294	2.77
平成22年	8,892	6.38	777	7.04	3,580	2.57	309	2.80

資料：国勢調査、衛生統計年報

※平成22年の婚姻率・離婚率に使用した人口は国勢調査人口
 ※婚姻率＝年間婚姻届出件数／3月31日現在の日本人×1,000
 ※離婚率＝年間離婚届出件数／3月31日現在の日本人×1,000

④世帯の様子

平成22年における浦添市の世帯数は40,858世帯ですが、そのうち「18歳未満世帯員のいる世帯」は13,716世帯(33.6%)となっています。「18歳未満世帯員のいる世帯」の割合を沖縄県、沖縄本島9市と比べると、沖縄県より高く9市の中では3番目に高い割合となっています。

また、世帯の家族類型別で「18歳未満世帯員のいる世帯」の割合をみると、「核家族世帯」(46.3%)、「核家族以外の世帯」(50.5%)とともに、沖縄県の値と比較すると高くなっています。なお、「母子世帯」(91.5%)は他市と比べてやや低い割合となっています。

◇世帯類型別一般世帯数及び18歳未満親族のいる一般世帯数

単位：世帯

	沖縄県			那覇市			宜野湾市			浦添市			名護市		
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	%	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	%	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	%	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	%	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	%
総数	519,184	157,284	30.3%	129,221	34,215	26.5%	36,332	10,779	29.7%	40,858	13,716	33.6%	24,210	6,516	26.9%
A 親族のみの世帯	359,697	156,007	43.4%	81,623	33,923	41.6%	23,389	10,648	45.5%	29,083	13,601	46.8%	14,718	6,443	43.8%
I 核家族世帯	314,152	133,488	42.5%	72,086	29,579	41.0%	20,812	9,349	44.9%	26,084	12,086	46.3%	13,004	5,553	42.7%
II 核家族以外の世帯	45,545	22,519	49.4%	9,537	4,344	45.5%	2,577	1,299	50.4%	2,999	1,515	50.5%	1,714	890	51.9%
B 非親族を含む世帯	6,494	959	14.8%	1,609	165	10.3%	681	103	15.1%	611	85	13.9%	252	37	14.7%
C 単独世帯	162,589	318	0.2%	45,895	127	0.3%	12,245	28	0.2%	11,116	30	0.3%	9,083	36	0.4%
(再掲) 母子世帯	14,137	13,126	92.8%	2,991	2,737	91.5%	954	897	94.0%	1,238	1,133	91.5%	642	603	93.9%
(再掲) 父子世帯	1,770	1,603	90.6%	290	258	89.0%	105	97	92.4%	120	107	89.2%	97	91	93.8%

	糸満市			沖縄市			豊見城市			うるま市			南城市		
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	%												
総数	19,188	6,561	34.2%	47,942	15,799	33.0%	19,299	7,195	37.3%	38,277	13,080	34.2%	12,644	3,970	31.4%
A 親族のみの世帯	14,649	6,525	44.5%	33,704	15,667	46.5%	15,186	7,145	47.0%	29,665	13,035	43.9%	10,307	3,944	38.3%
I 核家族世帯	12,924	5,643	43.7%	29,705	13,622	45.9%	13,488	6,273	46.5%	24,436	10,256	42.0%	8,764	3,199	36.5%
II 核家族以外の世帯	1,725	882	51.1%	3,999	2,045	51.1%	1,698	872	51.4%	5,229	2,779	53.1%	1,543	745	48.3%
B 非親族を含む世帯	188	26	13.8%	648	109	16.8%	252	48	19.0%	209	41	19.6%	90	26	28.9%
C 単独世帯	4,349	10	0.2%	13,583	23	0.2%	3,861	2	0.1%	8,401	4	0.0%	2,245	0	0.0%
(再掲) 母子世帯	558	515	92.3%	1,740	1,616	92.9%	465	439	94.4%	1,266	1,176	92.9%	297	281	94.6%
(再掲) 父子世帯	83	79	95.2%	217	196	90.3%	56	54	96.4%	173	149	86.1%	61	57	93.4%

資料：国勢調査

⑤就労状況等

平成 22 年国勢調査における浦添市の就業者総数は 46,871 人ですが、労働力人口に占める割合は 90.1%となっており、豊見城市（90.7%）に次いで高い値となっています。

また、女性の就業者は 20,928 人（44.7%）となっていますが、就業者率を他市と比較をすると、名護市、那覇市、宜野湾市に次いで4位となっています。

さらに、女性の年齢別就業者数をみると、30代『30～34歳(2,579人)+35～39歳(2,968人)』が5,547人(26.5%)で最も多く、40代『40～44歳(2,651人)+45～49歳(2,387人)』が5,038人(24.1%)と続いています。

◇労働力の状況

単位：人、%

	浦添市	那覇市	宜野湾市	沖縄県	名護市	糸満市	沖縄市	豊見城市	うるま市
総数	88,533	260,656	74,292	1,138,467	48,359	46,577	105,150	45,786	95,761
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就業者総数	46,871	131,003	37,349	578,638	24,142	24,293	50,271	24,666	42,823
総数に占める割合	52.9%	50.3%	50.3%	50.8%	49.9%	52.2%	47.8%	53.9%	44.7%
男性就業者数	25,943	71,914	20,612	324,552	13,205	13,891	28,011	13,799	24,534
男性就業者率	55.3%	54.9%	55.2%	56.1%	54.7%	57.2%	55.7%	55.9%	57.3%
女性就業者数	20,928	59,089	16,737	254,086	10,937	10,402	22,260	10,867	18,289
女性就業者率	44.7%	45.1%	44.8%	43.9%	45.3%	42.8%	44.3%	44.1%	42.7%
完全失業者総数	5,129	13,798	4,386	71,669	3,046	3,242	8,532	2,531	9,506
総数に占める割合	5.8%	5.3%	5.9%	6.3%	6.3%	7.0%	8.1%	5.5%	9.9%
非労働人口	29,875	84,412	25,738	405,186	17,550	17,484	38,706	15,274	36,917
総数に占める割合	33.7%	32.4%	34.6%	35.6%	36.3%	37.5%	36.8%	33.4%	38.6%

資料：国勢調査

※総数：労働力状態「不詳」含む

◇男女別年齢別就業者数

単位：人、%

	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
総数	25,943	100.0%	20,928	100.0%
15～19歳	337	1.3%	341	1.6%
20～24歳	1,615	6.2%	1,594	7.6%
25～29歳	2,631	10.1%	2,423	11.6%
30～34歳	3,111	12.0%	2,579	12.3%
35～39歳	3,785	14.6%	2,968	14.2%
40～44歳	3,144	12.1%	2,651	12.7%
45～49歳	2,858	11.0%	2,387	11.4%
50～54歳	2,661	10.3%	2,110	10.1%
55～59歳	2,602	10.0%	1,990	9.5%
60～64歳	1,708	6.6%	1,079	5.2%
65～69歳	768	3.0%	461	2.2%
70～74歳	473	1.8%	217	1.0%
75～79歳	177	0.7%	83	0.4%
80～84歳	46	0.2%	32	0.2%
85歳以上	27	0.1%	13	0.1%

資料：国勢調査

⑥流動人口

平成22年国勢調査による就学・通学による流動人口をみると、夜間人口に対する昼間人口の割合は103.2%となり、流入人口が多くなっています。

また、流入・流出の関係をみると、市内に住む就業・通学者の3割弱(27.2%)が那覇市へ、次いで、1割弱が宜野湾市へ通っています。一方で、浦添市内に流入する就業・通学者をみると、那覇市から2割弱(18.2%)、宜野湾市から約1割(10.1%)となっており、那覇市、宜野湾市を中心に隣接市町村と結びつきが強いことがうかがえます。

◇流動人口

単位：人、%

	平成22年						
	総数		就業者		通学者		
	実数	%	実数	%	実数	%	
浦添市の人口(夜間人口)	110,351						
市内に住む就業・通学者	53,665	100.0%	46,871	100.0%	6,794	100.0%	
市外で就業・通学する者	23,465	43.7%	20,376	43.5%	3,089	45.5%	
流出人口	総数	27,563	51.4%	24,166	51.6%	3,397	50.0%
	県内計	25,360	47.3%	22,422	47.8%	2,938	43.2%
	①那覇市	14,616	27.2%	12,968	27.7%	1,648	24.3%
	②宜野湾市	3,033	5.7%	2,559	5.5%	474	7.0%
	③西原町	2,077	3.9%	1,581	3.4%	496	7.3%
	④沖縄市	1,028	1.9%	985	2.1%	43	0.6%
	⑤南風原町	664	1.2%	590	1.3%	74	1.1%
県外	104	0.2%	77	0.2%	27	0.4%	
浦添市の人口(昼間人口)	113,936	—					
市内の就業・通学者数	56,912	100.0%	50,667	100.0%	6,244	100.0%	
流入人口	総数	29,453	51.8%	26,295	51.9%	3,158	50.6%
	県内計	29,413	51.7%	26,258	51.8%	3,155	50.5%
	①那覇市	10,370	18.2%	9,258	18.3%	1,112	17.8%
	②宜野湾市	5,773	10.1%	5,170	10.2%	603	9.7%
	③沖縄市	2,044	3.6%	1,951	3.9%	93	1.5%
	④西原町	1,808	3.2%	1,636	3.2%	172	2.8%
	⑤豊見城町	1,264	2.2%	1,182	2.3%	82	1.3%
県外	40	0.1%	37	0.1%	3	0.0%	
夜間人口を100とした場合の昼間人口	103.2%		—		—		

資料：国勢調査

- 1) 従業地・通学地「不詳」を含む。
- 2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

⑦子育て支援の現状

ア 教育・保育の現状

0歳～5歳児の保育状況を見ると、「認可保育所」が3割強（34.0%）で多く、次いで、「その他(家庭保育等)」(31.4%)、「認可外保育施設」(18.2%)、「認可幼稚園」(16.4%)となっています。

年齢別にみると、0歳児、1歳児では「その他(家庭保育)」がそれぞれ8割弱（76.4%）、5割弱（45.2%）と最も多く、年齢が上がるにつれてその割合は減少しています。2～3歳児では「認可保育所」、「認可外保育施設」の割合が多く、4歳児では「認可保育所」、「認可幼稚園」の割合が多くなっています。5歳児では「認可幼稚園」が6割強（63.0%）と最も多くなっています。

◇0～5歳児の教育・保育状況

単位：人、箇所

	乳幼児数	認可保育所			認可外保育施設 (50力所)	認可幼稚園			その他(家庭保育等)
		市立 (4力所)	法人 (22力所)	合計		市立 (11力所)	私立 (2力所)	合計	
0歳児	1,464	21	251	272	74	0	0	0	1,118
	100	1.4%	17.1%	18.6%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	76.4%
1歳児	1,508	70	444	514	313	0	0	0	681
	100	4.6%	29.4%	34.1%	20.8%	0.0%	0.0%	0.0%	45.2%
2歳児	1,440	84	481	565	376	0	0	0	499
	100	5.8%	33.4%	39.2%	26.1%	0.0%	0.0%	0.0%	34.7%
3歳児	1,459	101	503	604	396	0	120	120	339
	100	6.9%	34.5%	41.4%	27.1%	0.0%	8.2%	8.2%	23.2%
4歳児	1,452	105	472	577	331	280	145	425	119
	100	7.2%	32.5%	39.7%	22.8%	19.3%	10.0%	29.3%	8.2%
5歳児	1,401	56	377	433	100	770	112	882	-14
	100	4.0%	26.9%	30.9%	7.1%	55.0%	8.0%	63.0%	
0～5歳児 の合計	8,724	437	2,528	2,965	1,590	1,050	377	1,427	2,742
	100	5.0%	29.0%	34.0%	18.2%	12.0%	4.3%	16.4%	31.4%

※乳幼児数は、平成26年2月28日現在

※認可保育所の人数は、平成26年3月1日現在

※認可幼稚園(市立)の人数は、平成26年3月24日現在

※認可幼稚園(私立)の人数は、平成25年5月1日現在

イ 保育施設等の状況

平成26年3月現在、浦添市内に立地している保育施設は、認可保育所が26施設(市立4か所、認可法人22か所)、認可外保育施設が54施設となっています。ただこ親子プラン後期計画のスタート時期である平成22年4月以降に取り組んできた指定保育施設が平成25年12月31日に廃止されたことに伴い、4か所の認可法人保育所が整備されました。

認可保育所の定員は市立保育所が430人、認可法人が2,317人、認可外保育施設は2,246人(認可外保育施設の定員は平成25年7月現在)となっており、浦添市内で保育定員の4割強を認可外保育施設で占めている状況となっています。

ウ 保育サービス等の状況

保育サービスの状況を見ると、全ての認可保育所で平日の延長保育を実施しています。その中でも「ありあけ保育園」では、午後 10 時までの4時間の延長保育を行い、仕事をもつ保護者への支援を積極的に行っています。

特別保育は、全ての認可保育所で発達支援保育を実施、一時保育は認可法人保育園の 16 施設で、休日保育は認可法人保育園の 1 施設で実施しています。

エ 入所・待機児童数の推移

浦添市の入所・待機状況を見ると、平成 25 年 3 月末現在の認可保育所定員数は 2,747 人に対して、入所児童数は 2,972 人、待機児童数は 220 人であり、待機率は 7.4%となっています。

待機児童数について過去 5 年間の推移を見ると、200~300 人で増減を繰り返しており、待機児童がなかなか減らない状況となっています。また、沖縄県(平成 25 年待機率 5.9%)や国(待機率 1.0%)のデータと比較しても、浦添市の待機率は高い状況になっています。

◇待機児童数の推移と比較

単位：人、%

		入所定員数	入所児童数	待機児童数	待機率
浦添市	H21	2,345	2,583	197	7.6%
	H22	2,435	2,652	238	9.0%
	H23	2,612	2,842	274	9.6%
	H24	2,697	2,857	261	9.1%
	H25	2,747	2,972	220	7.4%
沖縄県	H21	29,888	32,087	1,888	5.9%
	H22	30,748	33,114	1,680	5.1%
	H23	32,467	34,964	2,295	6.6%
	H24	33,497	36,556	2,305	6.3%
	H25	34,913	37,705	2,216	5.9%
全国	H21	2,131,929	2,040,934	25,384	1.2%
	H22	2,158,045	2,080,072	26,275	1.3%
	H23	2,204,393	2,122,951	25,556	1.2%
	H24	2,240,178	2,176,802	24,825	1.1%
	H25	2,288,819	2,219,581	22,741	1.0%

注) 浦添市のデータについては、浦添市福祉保健課より
 ※沖縄県のデータについては、青少年・児童家庭課より
 ※全国については、厚生労働省の速報値。

オ 幼稚園の状況

平成 25 年度現在、市内には公立幼稚園が 11 か所、私立幼稚園が 2 か所設置されています。

公立幼稚園では、4 歳児及び 5 歳児の 2 年保育を実施しており、認可定員 1,540 人に対し 1,050 人が在籍しています。

私立幼稚園では、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の 3 年保育を実施しており、418 人が在籍しています。

◇公立幼稚園の設置状況

	園数	認可定員	合計	年齢別	
				4歳児	5歳児
平成22年度	11	1,510	1,070	294	776
平成23年度	11	1,520	1,073	341	732
平成24年度	11	1,635	1,131	305	826
平成25年度	11	1,540	1,050	280	770

◇私立幼稚園の設置状況

	園数	学級数	合計	年齢別		
				3歳児	4歳児	5歳児
平成22年度	3	20	391	146	119	126
平成23年度	3	16	374	134	144	96
平成24年度	2	16	401	147	131	123
平成25年度	2	16	418	147	156	115

資料：学校基本調査

カ 児童センター等の設置状況

児童センターは遊びを通した子ども達の健全育成等を目的に設置される施設ですが、子ども会・母親クラブなどの地域組織活動の拠点としても利用されており、各小学校区に 1 か所、合計 11 か所が設置されています。

平成 25 年度の各施設の利用状況を見ると、各館ごとに利用者のばらつきがありますが、最も多い児童センターの 1 日平均利用者数は 129 人となっています。

キ 学童クラブの状況

学童クラブは各小学校区に 1～3 か所、市内に 26 か所(うち 1 か所は障がい児を受け入れている。)が組織され、小学校低学年の児童を中心に放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成に寄与しています。

ク その他の子育て支援施設

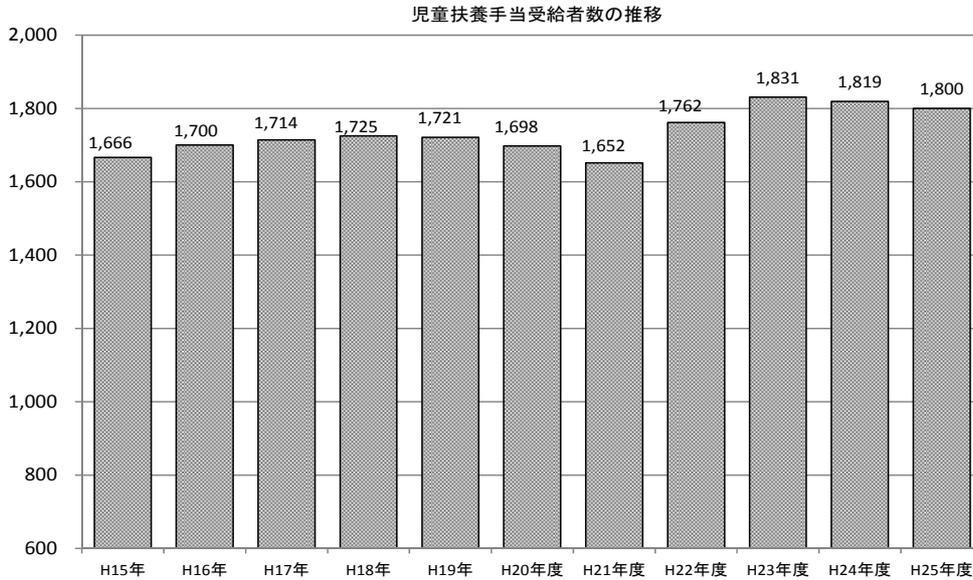
子育て支援センター、つどいの広場ともに、乳幼児をもつ親が気軽におしゃべり（情報交換）をしたり、子ども同士が遊んだりする場として提供されており、育児相談、子育てに関する講座等も行っています。

子育て支援センターは市内に3か所設置されており、港川中学校区、浦添中学校区、神森中学校区にそれぞれ1か所設置されています。

つどいの広場は市内に4か所設置されており、港川中学校区、仲西中学校区、浦添中学校区、浦西中学校区にそれぞれ1か所設置されています。

(2) ひとり親家庭の推移

本市に居住する母子家庭、父子家庭の実数については、正確な数字が把握できない状況にあります。児童扶養手当受給者数と国勢調査をみると、児童扶養手当受給者数(支給停止者含む)とほぼ近い数値と考えられます。児童扶養手当の受給者数の推移をみると平成15年末から平成25年度までの10年間に増減しながらも、全体的には微増傾向にあります。平成15年末と比べて約130世帯増加しています。

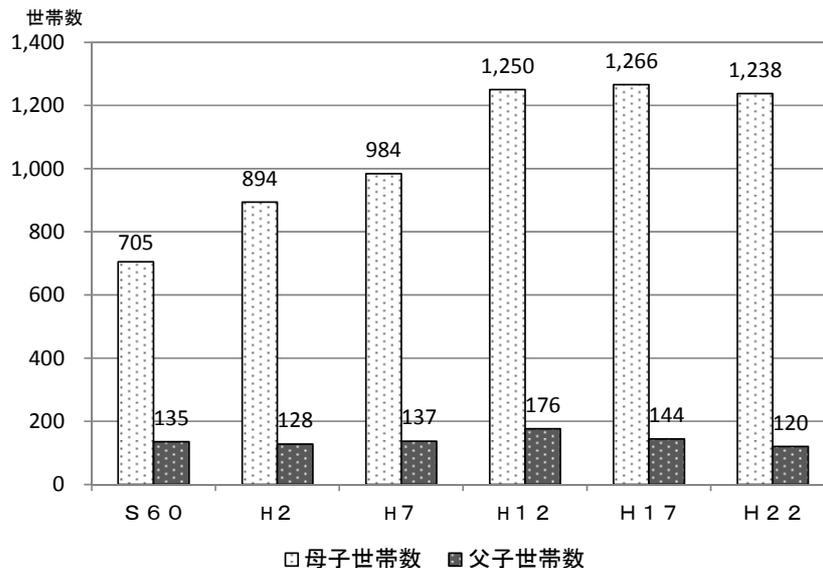


資料：浦添市福祉部 児童家庭課

※H15年～H19年は12月末現在

平成22年の国勢調査より浦添市の母子・父子世帯をみると、母子世帯が1,238世帯、父子世帯は120世帯となっています。

推移をみると、母子世帯は昭和60年以降増加傾向にありますが、平成22年調査では若干の減少がみられました。父子世帯についても、平成17年より減少しています。



資料：国勢調査

※国勢調査の数値は、他の世帯員が同居しているケースは含まれない。児童扶養手当の受給者と定義が異なる。

参考 各種調査等におけるひとり親家庭の定義

※ 総務省統計局

国勢調査報告書 : 母子世帯 未婚、死別又は離別の母親と未婚の20歳未満の子どものみで構成されている一般世帯(他の世帯員がないもの)

父子世帯 未婚、死別又は離別の父親と未婚の20歳未満の子どものみで構成されている一般世帯(他の世帯員がないもの)

※ 厚生労働省

児童扶養手当受給者: 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童の父又は母や、父又は母に代わって児童を養育している人に対し支給される制度(児童とは、18歳に到達した日以降の最初の3月31日までの間にある者又はある一定の障害の状況にある20歳未満の者)

(平成22年8月1日より父子世帯も該当)

平成 25 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査にみる現状

※以下、平成 25 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書から抜粋・整理をおこなった

I) 調査の概要

○調査の目的

県内の母子世帯および父子世帯ならびに寡婦の生活実態などを総合的に把握し、ひとり親世帯などの福祉施策を強化・推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

○調査の対象および調査数

日本国籍を有し、平成 25 年 8 月 1 日現在、県内の居住する母子世帯および父子世帯ならびに寡婦を調査の対象とする。調査数は、母子世帯 2,239 世帯、父子世帯 542 世帯、寡婦世帯 526 世帯、総数 3,307 世帯である。

○調査方法

- ・調査方法は郵送法によった。
- ・市町村は住民基本台帳ならびにこれに変わる資料により、平成 25 年 8 月 1 日現在の母子世帯および父子世帯ならびに寡婦世帯の名簿を無作為抽出により作成し、県に提出した。

○調査の時期：平成 25 年 11 月 7 日に発送し、締切は平成 25 年 11 月 25 日とした。

○回収状況

調査票配布世帯数および回収数（世帯数・平成 25 年 8 月 1 日現在）

調査年度	世帯総数 A(調査対象 世帯数)	調査票配布数 B(世帯)	宛先不明数 C(世帯)	有効配布数 D(世帯)	回収数 E(世帯)	回収率 E/D(%)
世帯総数	41,623	3,307	19	3,288	1,025	31.17
母子世帯	29,894	2,239	11	2,228	757	33.98
父子世帯	4,912	542	3	539	143	26.53
寡婦世帯	6,817	526	5	521	125	23.99

※世帯総数については、「沖縄県の推計人口」の平成 25 年 8 月 1 日現在の「市町村別人口総数及び世帯数」より転載

※本調査において世帯累計（母子・父子・寡婦）別の世帯数Aは「8. 調査対象世帯等の定義」により、市町村が作成した名簿を集計したものであり、市町村が既存の資料（住民基本台帳等）を利用した結果の推計である

※上述したように、本調査における世帯累計別の世帯数は推計であるが、特に寡婦世帯数については、住民基本台帳等既存の資料によっては「40 歳以上 70 歳未満の配偶者のいない女子」かつ「寡婦控除を受けている者」等で抽出できるのみであり、その者がかつて児童を扶養していたかどうかまでを把握するのは困難であった。よって、特に寡婦世帯については、沖縄県における当該世帯数の実数との差異があることが推察される

※宛先不明数とはあて先不明として返送されてきた値である

Ⅱ) 調査結果の概要

■ひとり親世帯になった時の状況

①ひとり親家庭になった理由

母子世帯、父子世帯ともに「離婚」が79.3%、80.4%で最も多いが、母子世帯は父子世帯に比べて「未婚の母」が、父子世帯は母子世帯に比べて「病死・事故死」が多くなっている。

これらは、父子世帯に比べて母子世帯が低年齢の子を持つ理由の一つと考えられる。

(単位:%)

	選択肢	平成 20 年度		平成 25 年度	
		母子 N = 786	父子 N = 202	母子 N = 757	父子 N = 143
1	離婚	80.5	78.7	79.3	80.4
2	未婚の母(父)	10.6	2.0	12.2	2.1
3	病死・事故死	3.3	9.4	4.6	12.6
4	自死(自殺)	0.9	1.5	0.3	0.7
5	行方不明・失踪など	0.5	1.5	0.1	0.7
6	遺棄	0.5	1.0	0.1	0.7
7	相手の心身障害	0.1	0.5	1.7	0.7
8	相手からの暴力	-	-	0.3	0.0
9	その他	1.5	2.0	0.7	0.7
	不明	2.0	3.5	0.8	1.4
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0

■養育費について

②養育費の受け取りの有無

母子世帯、父子世帯ともに、「最初から全く受け取っていない」が7割を超えて多く、特に父子世帯では92.2%となっている。

(単位:%)

	選択肢	平成 20 年度		平成 25 年度	
		母子	父子	母子 N = 600	父子 N = 115
1	現在も、定期的に受け取っている	7.3	2.5	8.8	0.9
2	現在も、定期的ではないが、時々受け取っている	3.2	2.5	3.5	0.0
3	途中までは受け取っていたが、現在は受け取っていない	7.3	2.5	9.8	0.9
4	最初から全く受け取っていない	79.1	81.1	75.8	92.2
5	すでに受け取りは完了した	0.0	0.0	-	-
6	その他	1.3	1.9	1.2	1.7
7	不明	1.9	9.4	0.8	4.3
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0

※離婚と回答した人のみ

③養育費の取り決めの有無

母子世帯、父子世帯ともに、「取り決めをしていない」がともに多くなっているが、父子世帯は68.7%となっている。

また、「取り決めをしている」割合は、母子世帯が19.0%、父子世帯が7.9%と差がみられる。

(単位:%)

	選択肢	平成 20 年度		平成 25 年度	
		母子	父子	母子 N = 757	父子 N = 115
1	文書などを交わして取り決めをしている	9.5	1.9	12.0	7.0
2	文書を交わしていないが、取り決めをしている	8.1	3.1	7.0	0.9
3	取り決めをしていない	56.7	63.5	48.3	68.7
4	不明	25.8	31.4	32.6	23.5
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

■あなたの仕事について

④仕事や働き方に困難を感じた理由（複数回答）

母子世帯、父子世帯はともに「子どもの保育・世話」が46.2%、46.8%、寡婦世帯は「年齢制限が厳しい」が41.7%で最も多くなっている。母子世帯で「ひとり親家庭が就職に不利」と回答している割合が高く、30.8%となっている。

平成 25 年度

(単位:%)

	選択肢	母子 N = 494	父子 N = 47	寡婦 N = 94
1	ひとり親家庭が就職に不利	30.8	21.3	6.7
2	希望に合う求人がない	27.3	23.4	26.6
3	相談窓口や情報の入手	4.3	10.6	5.0
4	年齢制限が厳しい	17.2	19.1	41.7
5	資格・技術が少ない	22.5	6.4	31.7
6	職業経験が少ない	8.9	6.4	5.0
7	子どもの保育・世話	46.2	46.8	38.3
8	その他	7.1	12.8	6.7
9	不明	4.0	0.0	6.7

※母数は、無職だったが仕事を始めた、仕事を辞めて無職になったなど働き方に変化のあった人のみ

⑤取得を希望する資格・技術について（複数回答）

母子家庭では、回答した割合が高い順に、①「パソコンの資格」24.8%、②「看護師・准看護師の資格」19.9%、③「医療事務の資格」18.8%、④「理容師・美容師の資格」18.0%である。

父子世帯では、回答した割合が高い順に、①「医療事務の資格」24.5%、②「大型自動車運転免許（一種・二種）」23.8%、③、「土木・建築・電気・水道等技師の資格」15.4%、④「パソコンの資格」14.7%である。

寡婦世帯では回答した割合が高い順に、①「パソコンの資格」12.8%、②「理容師・美容師の資格」8.8%、③「調理師・栄養士の資格」8.0%となっている。

平成 25 年度

(単位:%)

	選択肢	母子 N = 662	父子 N = 132	寡婦 N = 94
1	教員・保育士などの資格	14.0	7.7	4.0
2	看護師・准看護師の資格	19.9	2.8	5.6
3	理容師・美容師の資格	18.0	7.7	8.8
4	エステティシャン・美容関係の仕事	12.0	11.9	7.2
5	医療事務の資格	18.8	24.5	5.6
6	医師・薬剤師の資格	5.5	3.5	1.6
7	理学療法士・作業療法士の資格	4.8	3.5	0.8
8	土木・建築・電気・水道等技師の資格	1.1	15.4	-
9	簿記の資格	10.2	1.4	1.6
10	パソコンの資格	24.8	14.7	12.8
11	外国語検定の資格	8.1	5.6	4.0
12	介護福祉士、ホームヘルパーの資格	12.5	2.1	4.8
13	調理師・栄養士の資格	17.0	7.7	8.0
14	普通自動車運転第二種免許	3.7	11.2	2.4
15	大型自動車運転免許（一種・二種）	3.2	23.8	1.6
16	その他	3.3	3.5	1.6

⑥仕事に関する支援で特に望むもの（複数回答）

母子世帯、父子世帯では「技術・資格取得の支援」が 41.7%、40.6%、寡婦世帯では「訓練受講の際の経済的援助」が 31.2%で最も多くなっている。

母子世帯では、父子世帯や寡婦世帯に比べて「保育所や学童保育の整備」「延長保育や休日保育の充実」「病児保育の充実」など、保育に関する項目が多くなっている。

平成 25 年度

(単位:%)

	選択肢	母子 N = 757	父子 N = 143	寡婦 N = 125
1	仕事の紹介	20.3	18.2	16.8
2	技術・資格取得の支援	41.7	40.6	26.4
3	職業訓練の機会の充実	11.4	11.2	13.6
4	訓練受講の際の経済的援助	33.9	25.9	31.2
5	仕事に関する相談窓口の充実	8.9	8.4	8.8
6	ホームヘルパー等の派遣	1.5	0.0	3.2
7	保育所や学童保育の整備	15.1	11.2	9.6
8	延長保育や休日保育の充実	13.7	8.4	7.2
9	病児保育の充実	11.8	4.9	4.0
10	その他	2.6	4.9	11.2
11	不明	9.4	23.1	23.2

■生活と住まいについて

⑦世帯の年間総収入について

母子世帯では、「150万円以上～200万円未満」が多くなっており、全体の約2割を占めている。※母子世帯全体の平均をみると、259万円となっている。

父子世帯は、「200万円以上～250万円未満」が10.5%最も多く、次いで「300万円以上～400万円未満」が9.8%となっている。※父子世帯全体の平均をみると、297万円となっている。

平成 25 年度

(単位: %)

	選択肢	母子 N = 757	父子 N = 143	寡婦 N = 125
1	0万円以上～50万円未満	1.2	0.7	0.0
2	50万円以上～100万円未満	2.2	1.4	3.2
3	100万円以上～150万円未満	7.1	7.7	4.0
4	150万円以上～200万円未満	9.6	3.5	3.2
5	200万円以上～250万円未満	9.0	10.5	8.8
6	250万円以上～300万円未満	4.9	7.7	5.6
7	300万円以上～400万円未満	6.3	9.8	8.8
8	400万円以上～500万円未満	3.3	5.6	7.2
9	500万円以上～	2.8	7.7	9.6
	無回答	53.5	45.5	49.6
	合計	100.0	100.0	100.0

⑧現在の暮らしについて

「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を足した値でみると、母子世帯、父子世帯は約8割、寡婦世帯は約5割となっている。

平成 25 年度

(単位: %)

	選択肢	母子 N = 757	父子 N = 143	寡婦 N = 125
1	大変苦しい	22.6	25.2	11.1
2	苦しい	26.6	28.0	17.6
3	やや苦しい	31.7	26.6	23.2
4	ふつう	15.5	17.5	36.8
5	ややゆとりがある	2.0	2.1	4.8
6	ゆとりがある	0.1	0.0	0.8
7	不明	1.6	0.7	5.6
	合計	100.0	100.0	100.0

⑨現在の不安・悩み（複数回答）

母子世帯、父子世帯はともに「家計（生活費）」が 75.7%、68.5%で最も多く、次いで「子育て・教育」が 40.4%、46.2%となっている。

寡婦世帯は「自分の健康」が 56.0%で最も多く、次いで「家計（生活費）」が 44.0%となっている。

（単位：％）

	選択肢	平成 20 年度			平成 25 年度		
		母子 N = 786	父子 N = 202	寡婦 N = 235	母子 N = 757	父子 N = 143	寡婦 N = 125
1	生活費	74.3	58.9	44.3	75.7	68.5	44.0
2	住宅	16.3	8.4	16.2	15.3	11.2	14.4
3	仕事	39.1	32.2	22.6	34.2	35.7	32.8
4	家事	2.0	7.9	0.0	3.8	10.5	0.8
5	子育て・教育	35.2	44.6	2.6	40.4	46.2	7.2
6	相談相手	2.0	2.5	1.7	1.6	2.1	4.0
7	精神的苦痛	5.6	6.4	4.3	6.3	4.2	6.4
8	孤独感	3.1	3.0	9.8	4.4	4.9	3.2
9	自分や家族の健康	21.1	17.8	37.9	29.6	23.1	56.0
10	元の配偶者等とのトラブル	1.3	3.0	0.0	1.0	0.0	0.0
11	家族関係	1.1	0.5	2.1	-	-	-
12	実家・親戚との関係	2.8	4.0	3.0	-	-	-
13	近所との関係	0.9	0.5	1.3	1.1	0.7	0.0
14	借金・ローンの返済	19.0	28.2	19.6	18.5	20.3	18.4
15	ひとり親世帯への偏見	3.2	2.5	3.4	2.5	0.7	0.0
16	その他	3.1	1.5	2.1	4.2	2.1	5.6
17	特になし	2.9	6.4	16.2	3.0	4.9	5.6
	無回答・無効	2.9	2.0	7.2	1.5	1.4	6.4

⑩現在の住まい

母子世帯は「民間の借家」が 47.7%、父子世帯は「持ち家（父母等の家に同居）」が 33.6%、寡婦世帯は「持ち家（自己所有の住宅・マンション）」が 51.2%で最も多くなっている。

平成 25 年度

（単位：％）

	選択肢	母子 N = 757	父子 N = 143	寡婦 N = 125
1	持ち家（自己所有の住宅・マンション）	7.9	18.9	51.2
2	持ち家（父母等の家に同居）	21.1	33.6	12.8
3	公営住宅（県営・市町村営・住宅）	16.5	9.8	15.2
4	民間の借家（アパート・賃貸マンション）	47.7	32.2	14.4
5	借間（部屋を借りている）	3.2	2.1	2.4
6	母子生活支援施設（母子寮）	0.1	0.0	0.0
7	その他	2.2	1.4	0.8
8	不明	1.2	2.1	3.2
	合計	100.0	100.0	100.0

⑪健康状態について

いずれの世帯も「健康」と「おおむね健康」と回答した割合が高いが、一方「病気がち」と「自宅療養中・入院中」をあわせてみると、母子世帯が17.7%、父子世帯が13.3%、寡婦世帯が16.8%となっている。

平成25年度

(単位:%)

	選択肢	母子 N = 757	父子 N = 143	寡婦 N = 125
1	健康	24.8	19.6	14.4
2	おおむね健康	50.3	57.3	47.2
3	病気がち	14.5	9.8	15.2
4	自宅療養中・入院中	3.2	3.5	1.6
5	不明	7.1	9.8	21.6
	合計	100.0	100.0	100.0

⑫子育てに関する悩み、不安（複数回答）

母子世帯、父子世帯ともに「進学」と「しつけ」が上位2つになっており、母子世帯ではそれぞれ36.5%、32.2%、父子世帯ではともに32.9%となっている。

(単位:%)

選択肢	平成20年度		平成25年度		
	母子 N = 786	父子 N = 202	母子 N = 757	父子 N = 143	
1	発育・発達	10.2	10.9	8.6	10.5
2	育児	9.4	9.4	10.2	11.2
3	しつけ	37.8	33.2	32.2	32.9
4	病気	19.6	24.8	9.2	9.8
5	障害	4.7	3.0		
6	いじめ	12.6	12.4	10.8	8.4
7	不登校	4.7	3.0	4.4	1.4
8	非行	5.6	6.9	7.0	8.4
9	暴力	0.3	0.5	-	-
10	学校成績	23.2	26.2	17.4	23.8
11	進学	30.2	20.3	36.5	32.9
12	就職	17.6	14.9	17.4	11.9
13	結婚	3.3	3.5	-	-
14	その他	2.5	1.5	2.1	2.1
15	特になし	13.7	16.8	8.3	11.2
	無回答・無効	6.3	9.9	3.8	5.6

2. 浦添市子ども・子育てに関するニーズ調査結果から

(1) 調査の概要

本調査においては、就学前の保護者、小学生の子どもの保護者に対しアンケート調査を下記の通り実施しました。

調査の種類	対象者	抽出方法	調査期間と実施方法	有効回収数(率)
就学前児童調査 【0歳～5歳児】	市内に居住する就学前児童のいる世帯を対象として、その保護者に実施	住民基本台帳より5,000世帯を無作為抽出	平成25年12月13日～27日 郵送による調査票の配付・回収	1,558件 (31.2%)
就学児童調査 【小1～小6年生】	市内に居住する就学児童のいる世帯を対象として、その保護者に実施	市立11小学校の全児童数の按分により1,000世帯を抽出	平成26年2月18日～26日 各小学校を通じた調査票の配付・回収	946件 (94.6%)

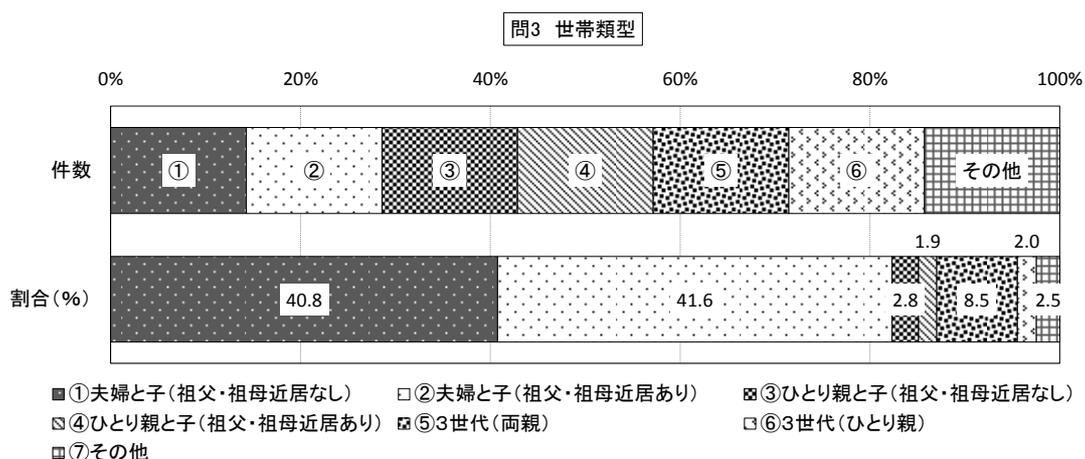
(2) 調査の結果

<就学前児童>

お子さんと家族の状況について

問3 あて名のお子さんの同居・近居の状況についてお伺いします。

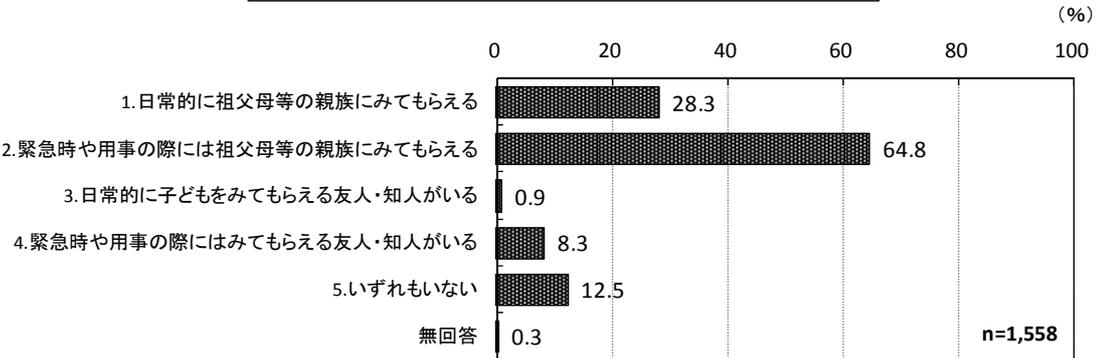
同居・近居の状況についてみると、「夫婦と子(祖父・祖母近居あり)」が4割強(41.6%)で最も多く、次いで「夫婦と子(祖父・祖母近居なし)」が約4割(40.8%)となっており、『夫婦と子』世帯が8割強(82.4%)を占めています。『ひとり親』(4.7%)をあわせた9割弱(87.1%)が核家族世帯となり、『3世代同居』は約1割(10.5%)にとどまっています。



問9 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

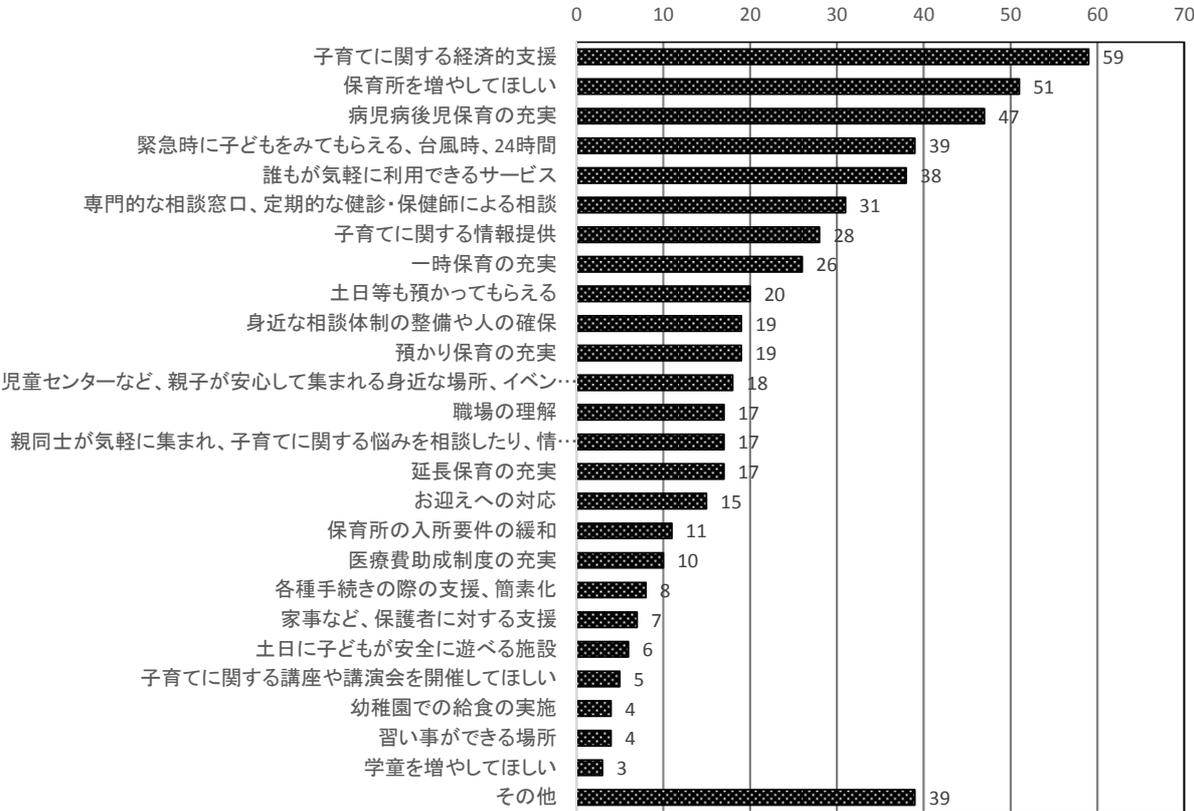
面倒をみてくれる親族・知人については、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割強を占め、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は3割弱となっています。一方で、「いずれもない」が約1割と、“子どもの面倒をみてもらえる親族・知人がいない世帯”もみられます。

問9 日頃、面倒をみてくれる親族・知人の有無(複数回答:すべて)



問11 子育てをする上で、周囲（身近な人、行政など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。

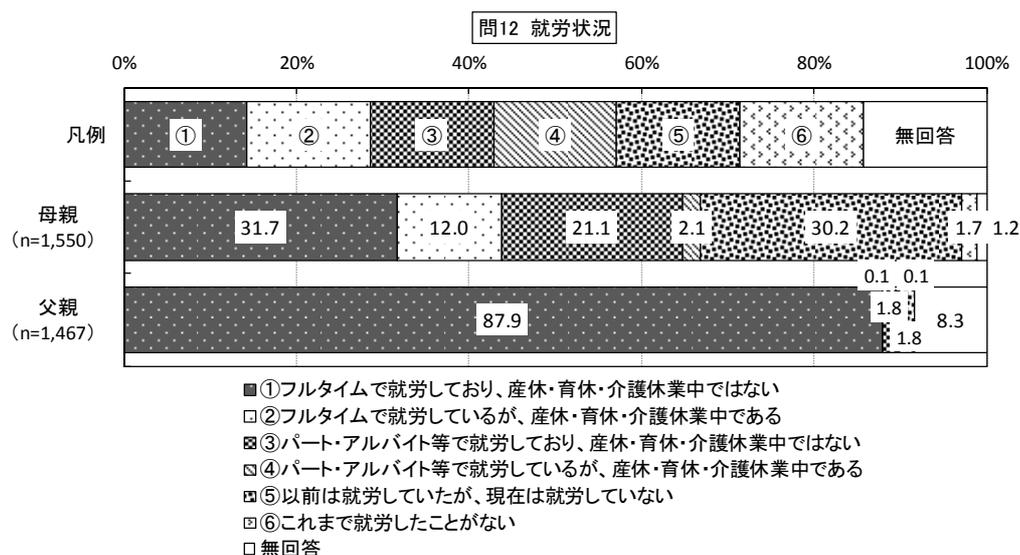
子育てをする上で必要なサポートとしては、経済的な支援を求める意見や、保育所の増設、病児病後児保育の充実が上位を占めており、経済的な支援や子どもを預けやすい環境整備を求める声が多くなっています。



保護者の就労状況について

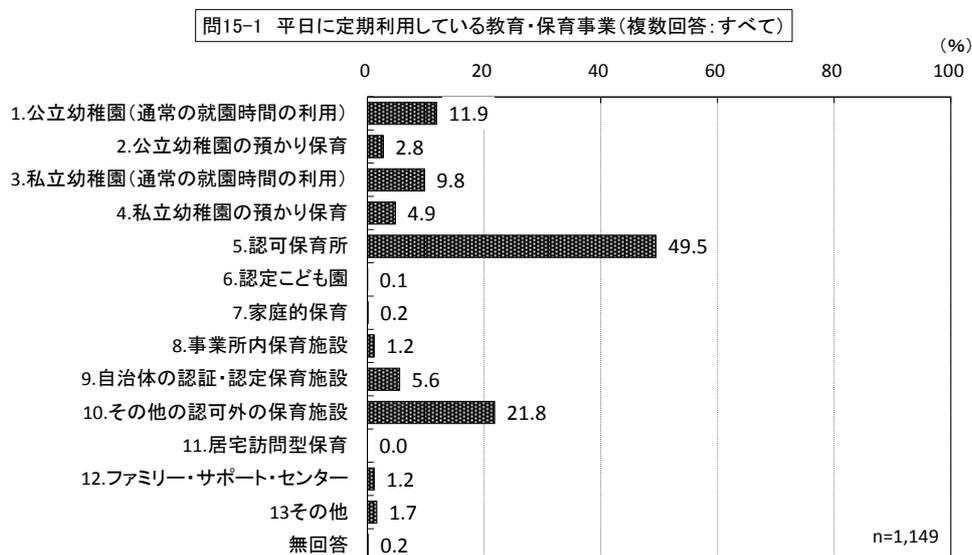
問12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

保護者の就労状況を見ると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が3割強（31.7%）で最も多く、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（21.1%）をあわせた半数以上（52.8%）が現在就労しています。また、『就労しているが産休・育休・介護休業中』もあわせて1割強（14.1%）となっています。父親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が9割弱（87.9%）を占めています。



問15-1 問15 で平日教育・保育の事業を「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。

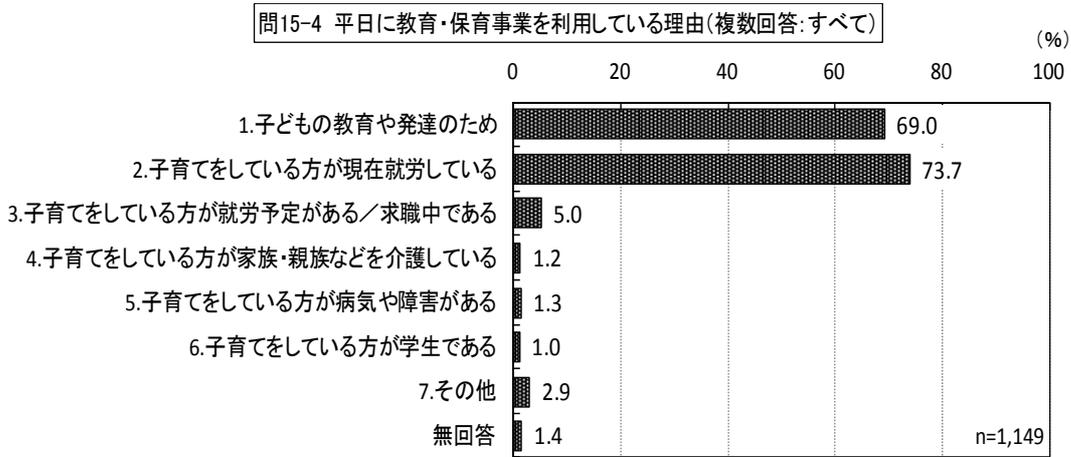
平日に定期的に利用している教育・保育事業を見ると、「認可保育所」が約5割（49.5%）で最も多く、次いで「その他の認可外の保育施設」（21.8%）、「公立幼稚園（通常の就園時間の利用）」（11.9%）となっています。



問15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

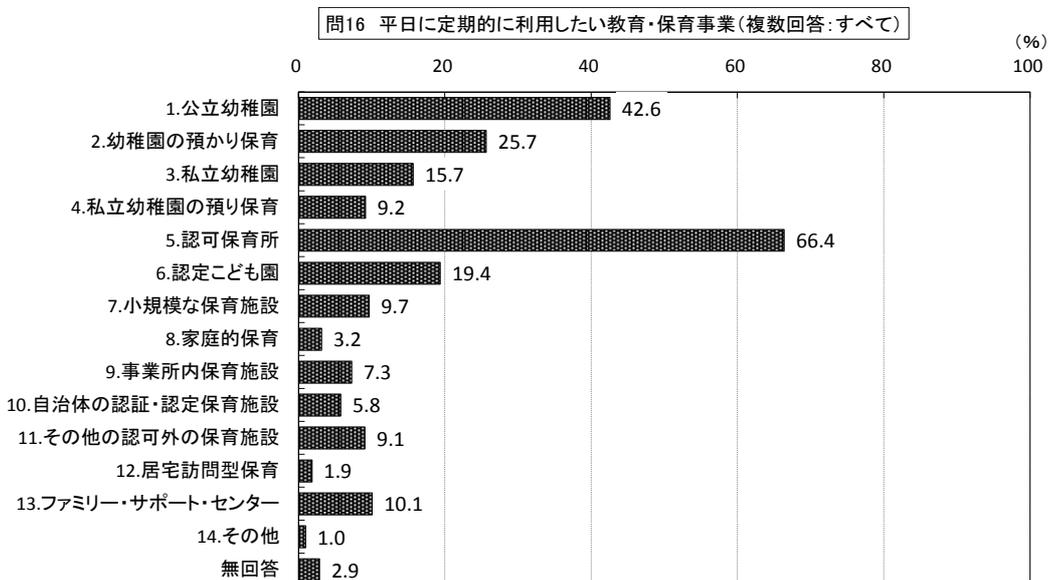
平日に教育・保育事業を利用している理由をみると、「子育てをしている方が現在就労している」が7割強（73.7%）で最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」（69.0%）となっています。

利用している教育・保育事業との関係でみると、幼稚園（公立幼稚園・私立幼稚園）では「子どもの教育や発達のため」が多く、認可保育所では「子育てをしている方が現在就労している」が多くみられました。なお、幼稚園（公立幼稚園・私立幼稚園）においても、「子育てをしている方が現在就労している」が4割程度みられる状況にあります。



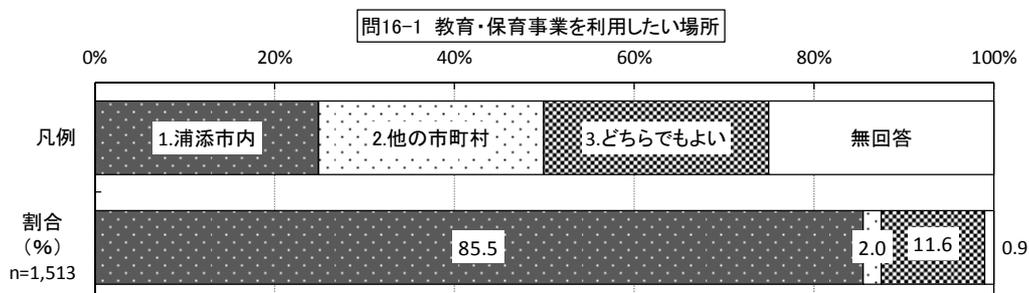
問16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

平日に利用したい教育・保育事業をみると、「認可保育所」が7割弱（66.4%）で最も多く、次いで「幼稚園」（42.6%）、「幼稚園の預かり保育」（25.7%）となっています。



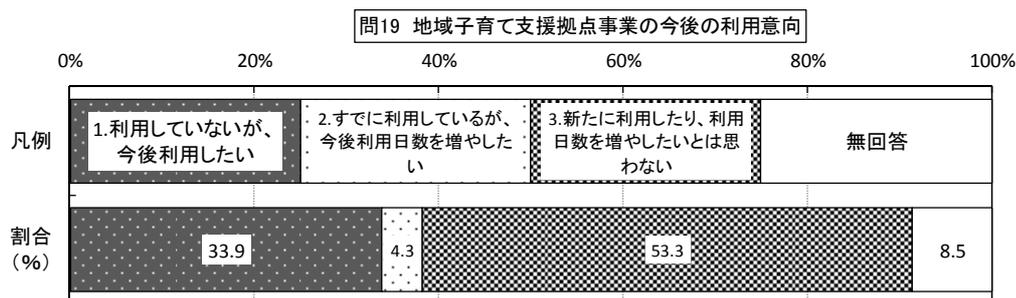
問16-1 教育・保育事業を利用したい場所について、あてはまるもの1つに〇をつけてください。

教育・保育事業を利用したい場所は、「浦添市内」が9割弱（85.5%）を占めています。「どちらでもよい」も1割程度（11.6%）みられます。



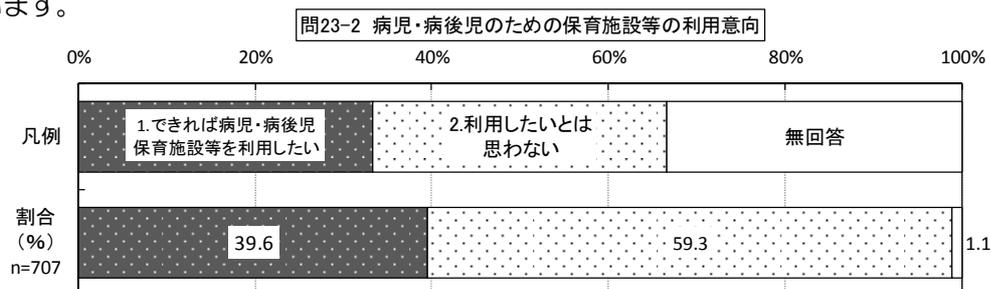
問19 問18 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が5割強（53.3%）で、「利用していないが、今後利用したい」は3割強（33.9%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は約4%となっています。



子どもが病気の時、父または母が仕事を休んだと回答した方におたずねします
問23-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」が約6割（59.3%）を占め、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は約4割（39.6%）となっています。



問26 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。

この1年間に保護者の用事で泊りがけで預けたことの有無をみると、「なかった」が約7割（70.9%）で、「あった」は2割強（24.8%）となっています。

泊りがけで預けた際の対処方法をみると、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が9割弱（88.3%）と、ほとんどの回答者が親族や知人に子どもの面倒を頼んでいる状況にあります。一方、「仕方なく子どもを同行させた」も1割強（14.0%）となっています。

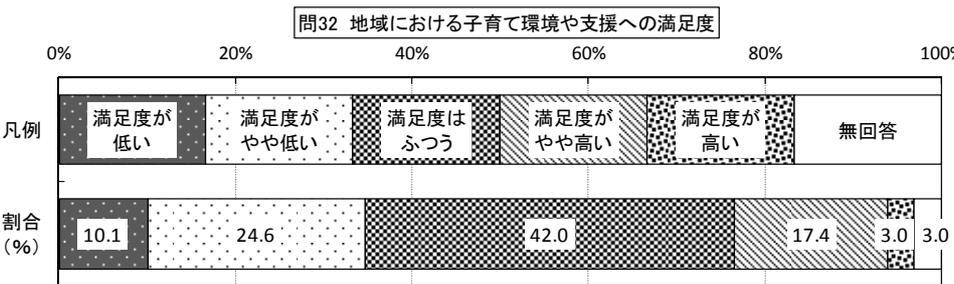


地域の子育て環境や支援に対する満足度について

問32 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号に1つに○をつけてください。

地域における子育て環境や支援への満足度をみると、「満足度はふつう」が4割強（42.0%）で最も多くなっています。

満足度が「低い」と「やや低い」をあわせた『低い』は3割強（34.7%）、「高い」と「やや高い」をあわせた『高い』は約2割（20.4%）となり、地域における子育て環境や支援の満足度はやや低いものとなっています。



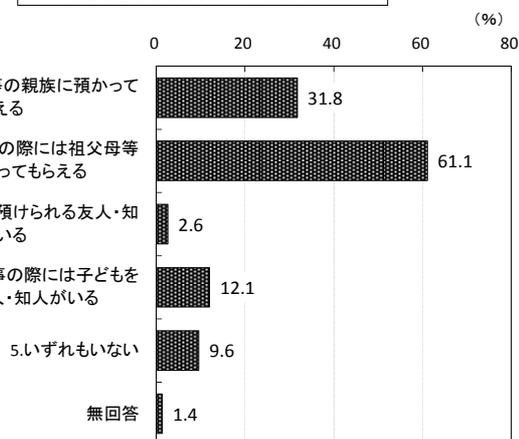
<就学児童（小学生）>

問6 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割強(61.1%)を占め、次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割強(31.8%)となっています。

一方で、「いずれもない」が約1割(9.6%)となっています。

問6 子どもをみてもらえる人の有無(複数回答)

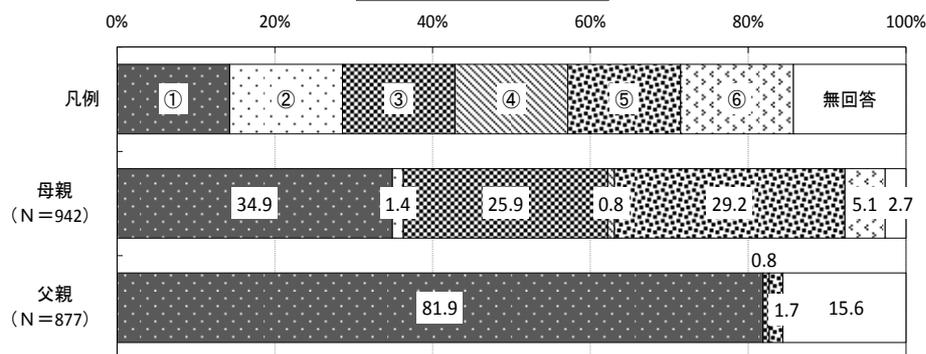


保護者の就労状況について

問7 保護者の就労状況について

保護者の就労状況を見ると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が3割強(34.9%)で最も多く、「パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(25.9%)をあわせた半数以上(60.8%)が現在就労しています。

問7 保護者の現在の就労状況

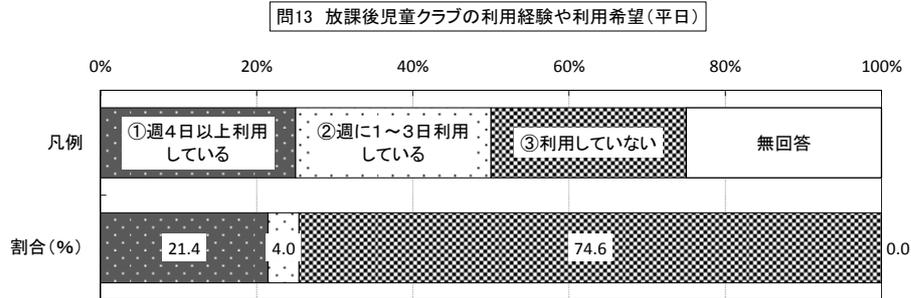


- ①フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ②フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▣ ③パートタイム、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤ ④パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▥ ⑤以前は就労していたが、現在は就労していない
- ⑥これまで就労したことがない
- 無回答

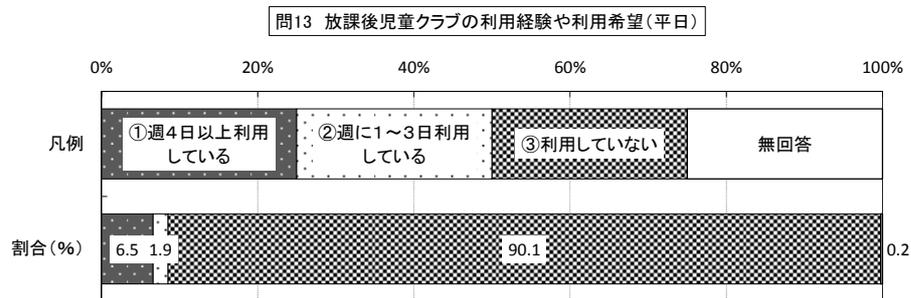
放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況や今後の利用希望について

問13 平日、土曜日にお子さんは放課後児童クラブ（学童保育）を利用されていますか。

低学年



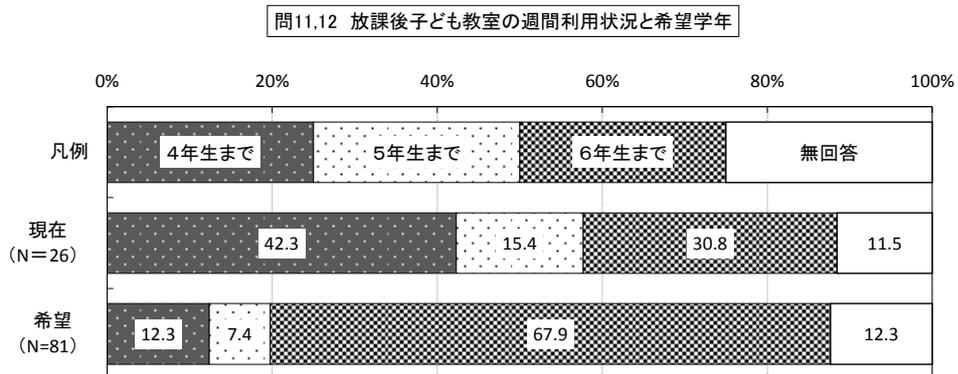
高学年



放課後子ども教室利用について

放課後子ども教室の週間利用状況を見ると、4年生まで（利用している、利用していた）」が4割強（42.3%）と多く、次いで、「6年生まで」が30.8%となっています。一方で、利用希望としては、「6年生まで（利用したい）」が7割弱（67.9%）を占め、6年生まで放課後子ども教室を利用したいとするニーズが高いことがうかがえます。

高学年



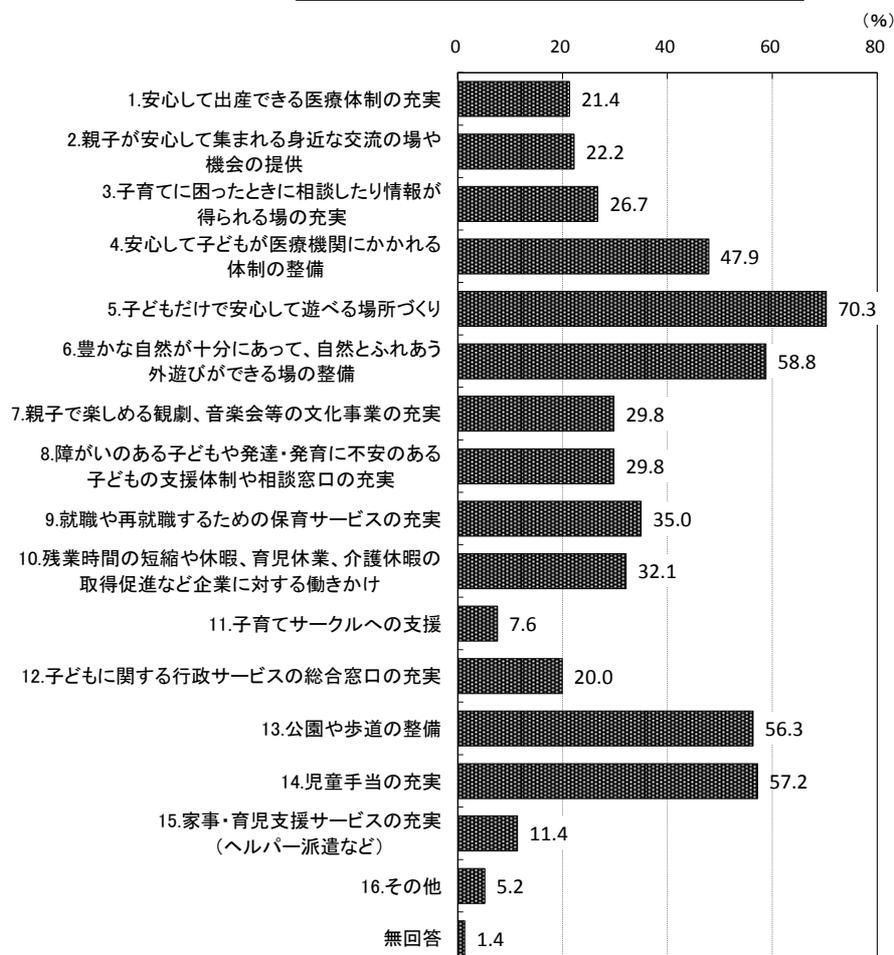
子育てについて

問 16 子育て支援でもっと力を入れてほしいものは何ですか。

子育て支援でもっと力を入れてほしいものをみると、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」が約7割(70.3%)で最も多く、次いで、「豊かな自然が十分にあって、自然とふれあう外遊びができる場の整備」(58.8%)、「児童手当の充実」(57.2%)、「公園や歩道の整備」(56.3%)がそれぞれ6割弱、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が5割弱(47.9%)と続いています。

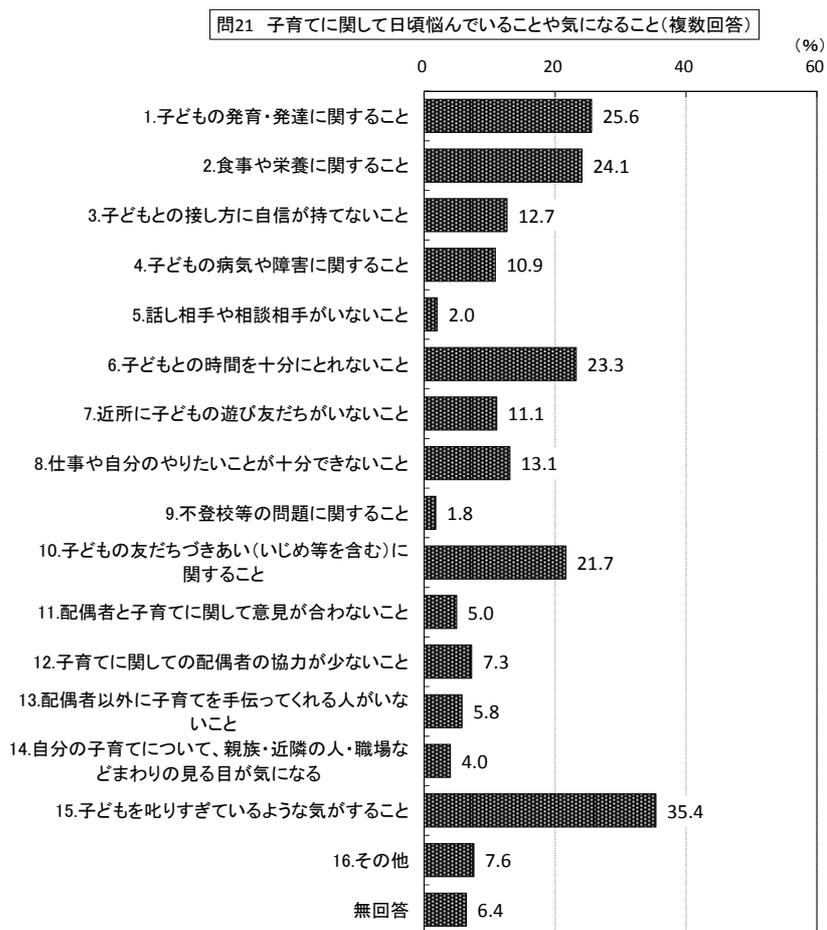
安心して遊べる場所や自然とふれあえる場所、公園など周囲の環境整備を求める回答が多い一方で、児童手当や医療機関の整備など、子育て世帯が暮らしやすい支援を求める声も多くなっています。

問16 子育て支援でもっと力を入れてほしいもの(複数回答)



問21 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことですか。

子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることをみると、「15. 子どもを叱りすぎているような気がする」（35.4%）が最も多く、4割弱が子どもを叱りすぎているのではと悩んでいます。次いで、「1. 子どもの発育・発達に関すること」（25.6%）、「2. 食事や栄養に関すること」（24.1%）、「6. 子どもとの時間を十分にとれないこと」（23.3%）、「10. 子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」（21.7%）と続いています。



3. 第2次てだこ親子プラン〈浦添市次世代育成支援行動計画(後期計画)〉、第2次浦添市ひとり親家庭自立促進計画の評価と課題

(1) 第2次てだこ親子プラン(浦添市次世代育成支援行動計画)の評価

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」には、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、次世代育成支援対策に係る部分の分析、評価を行うこととされています。今年度は、次世代育成支援行動計画の計画期間中であるため、概ね平成25年度までの取り組み状況、平成26年度の実績見込みの状況を確認し、基本方針別に評価を取りまとめました。

基本方針(1) 地域における子育て支援の充実

ア 子育て支援の多様なネットワークの充実

- 子育て家庭の不安や負担を軽減し、地域で親子が孤立しないよう、身近なところで気軽に利用できる相談の場や交流の機会の充実をめざし取り組んできました。
- 地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センター(センター型)は3か所、つどいの広場(ひろば型)は4か所設置しています。これらは親や子どもが交流する場として、育児相談や子育て講座なども行っています。また、保育士からのアドバイスが受けられることから、子育てに対する不安軽減や親子支援に寄与しています。今後とも地域ぐるみで子育てをサポートしていくために、コミュニティソーシャルワーク事業との連携や地域の方々との見守り体制の強化が求められます。
- 地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業は、平成26年度現在、会員数は1,850人となっています。会員間で子育ての相談を行うなどの交流も見られ、特に若い保護者への支援につながっています。このような重要な役割を担う「まかせて会員」の中で、柔軟に調整できる会員が限られているため、安定した預かりができるよう、まかせて会員の確保に向け、事業を市民に広く周知し、理解をしてもらう必要があります。病児病後児の預かりの際の安全対策の充実やまかせて会員のさらなるスキルアップを行う必要があります。
- 子育てに関する情報については、ホームページ、広報誌などを通して発信していますが、あらゆる媒体や機会を活用した情報発信が求められています。

イ 待機児童解消に向けた保育サービスの質的・量的充実

- 本市の保育ニーズは高く、これまで分園等の整備を行い、保育の定員増に努めてきましたが、依然として待機児童が生じており、その解消が大きな課題となっています。このため適切な環境で子どもを保育していくために、引き続き、受け入れ体制の質的・量的充実が求められています。同時に、保育士などのさらなる質を高めるため、研修などの機会創出に努める必要があります。

- 発達支援保育については、全認可園（市立保育所3か所、法人保育園23か所）で実施しており、引き続き受け入れを支援するとともに、市民に広く、障がいなどに対する理解を深めてもらうよう周知が求められます。
- 認可外保育施設については、平成26年4月1日現在、54か所が立地しており、約1,650人の児童が通園しています。そのうち、2か所が認可化移行支援事業を受け、認可化にむけて取り組みを行っています。認可外保育施設は、待機児童の受け皿となっていることから、引き続き連携に努めるとともに、児童の処遇・保育環境の向上への取り組みの継続が求められます。

ウ 多様なニーズに対応した保育等サービスの展開

- 女性の社会進出、就労形態の多様化等に伴い、延長保育や休日保育をはじめ、幼稚園終了後の預かりなど、多様化する保育ニーズに応えられるよう、各種サービスの実施に努めてきました。
- 延長保育については、平成26年度現在、全ての認可保育園において実施しており、保護者の多様な勤務形態などから、延長保育の利用児童は増加傾向にあります。引き続き延長保育事業の充実を図る必要があるとともに、長時間利用する児童の福祉向上が課題となっています。
- 一時預かりについては、平成26年度現在、補助事業で1園、自主事業として17の認可保育園で実施しています。ある一定の広さを確保しなければならないので、実施園は限られていますが、今後増改築が予定されている園に対し、広さの拡充とともに、一時預かりの実施を促進する必要があります。
- 病児・病後児保育事業については、保護者の子育てと就労の両立を支援するため実施していますが、平成25年度より、実施施設が1か所になったことで、時期によって需要に応えられない状況があり、今後受け皿の確保については、医療機関だけでなく、他方策を検討する必要があります。
- ショートステイについては、保護者の疾病、家庭環境上の問題により、緊急に保護が必要となった児童や、DV等による保護が必要な母子の対応を行っています。特に緊急一時保護に関しては、引き続き関係機関との連携のもと、対象者等の状況把握とその対応に努める必要があります。
- 幼稚園での預かり保育については、平成22年度の11クラスから平成26年の19クラスへと拡充を図り、そのニーズに対応してきました。しかし預かり保育のニーズが高いことから、希望するすべての園児が利用できるような環境（人材、施設）の整備を行う必要があります。預かり保育の午後7時までの時間延長については、市民ニーズを受け平成27年度から一部の園で試行実施します。28年度以降、その課題を検討し、全園実施に向けて取り組んでいきます。

エ 児童の健全育成

- 異年齢児童、子育て親子の交流の場として、また、安全に過ごすことのできる活動の場として児童センターが小学校区に1か所ずつ立地しており、引き続き、児童センターの利用促進に努める必要があります。
- 放課後子ども教室については、放課後や週末等の安全な居場所として、地域の協力のもと、勉

強やスポーツ、文化活動など、さまざまな取り組みを実施しています。また、子どもの放課後の健全な居場所づくりにむけ、関係機関との連携や活動を支えるボランティアの確保や、運営の強化を促進する必要があります。

- 放課後児童健全育成事業については、大規模学童クラブに対し、規模の適正化を促進することで、学童クラブ数の増設につながり、平成26年度は27か所となっています。引き続き児童の健全育成を図るため、規模の適正化など環境改善に向けた取り組みを支援する必要があります。ひまわり学童クラブについては、障がい福祉サービスの充実とともに、利用者が減少しているため、福祉サービスの状況を把握しながら、利用促進に努める必要があります。
- 児童デイサービスの利用者数は増加しています。また、発達障がい等に関する相談対応を充実させるため、相談体制を整える必要があります。
- 要保護児童対策については、各種の会議が行われ、関係機関との連携協力がとりやすく、ケースの状況把握や支援の充実が図られています。虐待防止に向けた職員のスキルアップを図るなど、さらなる相談・支援体制の強化が求められているとともに職員・相談員の体制を整えることが課題となっています。
- 青少年の健全育成に向けた地域での見守りについて、PTAや地域住民、学校、自治会、青少年相談員、指導員等との協力のもと、愛の声かけ運動や巡回街頭指導を行っています。相談員や指導員は声かけだけでなく、積極的に家庭訪問をし、保護者を含めた支援を行い、子どもとの良好な関係も築かれつつあります。一方、青少年相談員の人材確保や育成が課題となっています。

基本方針（2）母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

ア 子どもや母親の健康の確保

- 母子の健康の確保、増進のため、妊娠前から健康について気を配ることができ、安心して妊娠・出産期がむかえられるよう、健康管理への支援に努めています。
- 親子健康手帳の交付について、保健師による面談をしながらの直接交付となったことから、市民が各種サービスの案内や相談を受けられるようになりました。
- 妊婦が自分の健康状態や胎児の成長を把握しながら、適切な健康管理ができるよう、妊婦一般健康診査を実施しています。親子健康手帳交付時に、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれのある疾病等を確認し、早期に初回の妊婦健診受診ができるよう促す必要があります。加えて、出産や産後の育児に備えて各種教室への参加促進に努める必要があります。
- 産後直後の母親のメンタルケアについても訪問指導、健康教室等、母子の健康管理の支援体制の充実が求められます。
- 保健相談センターに保健師や栄養士などの専門職を配置して、妊婦や母親などからの妊娠、出産、育てにくさなどの不安や悩みなどに対応しています。支援が必要な家庭については、地区担当保健師等へつなぎ、地域の中で孤立しないよう継続的な支援を行っています。
- 乳幼児健康診査については、これまで受診勧奨に努めてきました。さらなる受診率の向上にむけて、待ち時間対策の工夫や、健診の大切さについての周知活動を行う必要があります。また、

未受診者は何らかのリスクがあることが懸念されることから、訪問事業と連携し、未受診者対策に取り組む必要があります。

- 感染症予防については、予防接種が集団接種から個別接種へと移行したことで、かかりつけ医のもとで安全に受けられるようになりました。接種率の向上にむけて関係機関との連携のもと、予防接種勧奨を行う必要があります。
- 障がいや疾病のある子どもやその家族へ支援を行い、子どもの健やかな発育の促進に努める必要があります。
- 平成 25 年度より未熟児教室を開始しており、保護者同士の交流の場として活用してもらい、育児不安が軽減できるよう、教室の充実に努める必要があります。

イ 思春期保健対策の充実

- 思春期の保健対策として本市においても、学校を中心に性教育が行われています。しかし、学ぶ内容について、明確な位置付けがされていないため、各学校で内容も異なっています。各学年で何を学ぶべきか、成長に応じた目標を明確に定めて、学校のカリキュラムに取り組む必要があります。
- 子どもたちが、適切な判断力を持つことができるよう支援することが求められています。したがって、予期しない妊娠や感染症の予防策等、個人の自己決定権や男女の平等を尊重した取り組みの強化や関連教科・特別活動などと結びつけた教育等を進めていきます。さらに、思春期に向かう子どもを持つ保護者に対しても、学習提供の場の充実に努める必要があります。
- 子どもたちを喫煙、飲酒、薬物の害から守るために、それらが体に与える悪影響について講話を行ったり、喫煙、飲酒等の防止対策が取られていますが、依然として問題となっています。引き続き、喫煙等の防止教育を推進するとともに、禁煙等に関する相談・支援体制の充実をはじめ、地域で声かけを行い、たばこ等を入手しにくい環境づくりも行う必要があります。

ウ 食を通じた教育の推進

- 食の大切さを理解し、望ましい食生活を実践していくことができるよう、各種健康教室や、社会教育学級、学校、地域等で食に関する学習機会の創出に努めました。
- 生活スタイルの多様化や保護者の生活習慣と、子どもの食習慣は密接に関係しているため、保護者に対する意識啓発の工夫が求められます。
- 保育所、幼稚園、小中学校などにおいては、食育が進められており、家庭や地域と連携した取り組みの充実に努める必要があります。

基本方針（3）次代の親と子を育む教育環境の充実

ア 豊かな心、生きる力の育成に向けた教育文化環境等の整備

- 子どもたちが、さまざまな経験を通して、豊かな心や生きる力を育むために学校では、「エコアイランドに向けた人材育成及びキャリア教育事業」(旧セカンドスクール)を実施しており、子どもたちにとっても貴重な体験となっています。
- 幼児期は、生涯にわたる基礎を培う大切な時期であるため、引き続き幼児教育の質の向上とその充実に努めていく必要があります。
- 感受性豊かな人間としての育成を図るために、図書館や美術館では工夫を凝らした教室や講座を開き、また、音楽祭や演劇のワークショップなども実施しています。しかし、参加が少ない取り組みもあり、文化に触れ、創造活動へ参加することの楽しさを伝えていく必要があります。
- 児童生徒にとって、学校が楽しく魅力的な場所だと感じられるように保護者や地域と意見交換をしながら、開かれた学校づくりをすすめる必要があります。
- 子どもたちにとってよりよい環境づくりをめざし、たばこ自動販売機の実態調査など社会環境浄化活動を展開してきました。
- 教育相談事業では、児童生徒及び保護者・学校等の教育上の問題や悩みに対応しており、相談件数も伸びています。引き続き不登校対策推進委員会との連携強化を図り、様々な相談に対応していく必要があります。
- 子ども会等の活動についても、各地域の子ども会の代表がリーダー養成などの研修会に参加しており、子ども会の活性化へとつながっています。今後は未加入地区の子ども会の発掘と人材育成事業への参加促進を行う必要があります。

イ 子どもを生み育てる知識と知恵の習得

- 将来自立し、次代の親として成長するため、乳幼児ふれあい体験を実施してきましたが、現在は幼稚園などへの職場体験のなかでのふれあいとなっています。今後は授業のなかで展開するとともに、単発的な活動にならないよう工夫が求められます。
- 社会教育学級の委託事業には、家庭教育学級や中央婦人学級、たんぼぼ家庭教育学級があり、「親の学び」に関する学習、子育てなどに関する学習を通じて子どもを生み育てる親としての知識や知恵が習得でき、家庭の教育力の向上につながっています。そのほか、中央婦人学級では、子育て中の若い保護者の身近な相談者としての役割を地域活動をとおして担っています。
- ふれあい出前講座では、平成22年以降子育てに関する講座利用はほとんどないことから、広報の充実や利用促進に努める必要があります。
- 中央公民館講座では、これまで親学びや遊びを通じて子どもと触れ合う取り組みや、食育などに関する内容が行われています。

基本方針（４）快適な生活環境の充実

ア 子育て家庭を支える快適な生活環境の整備

- ・住宅環境における取り組みについては、障がい者世帯やひとり親世帯に対し、市営住宅における入居選考時に当選率を一般に比べ高くする措置をとっています。空室自体が少ないため、実績は少ない状況にありますが、引き続き抽選の優遇措置を講じていく必要があります。
- ・子どもたちやその保護者をはじめ、全ての人に優しい住宅・住環境づくりをめざすため、計画に基づき公園や歩道の整備を進めています。歩道が設置されたことにより、車道と分離され、安全性が向上しています。道路沿いの広場や花壇の整備については、緑化推進事業により潤いのある空間が創出されています。

基本方針（５）子どもの安全の確保

ア 交通安全対策の充実

- ・子どもが地域で安心して育つことができるよう、新入園児や新入学児童等を対象とした交通安全教育、信号機の設置による交通安全対策の強化、通学路の安全確保等に努めました。しかし、信号機などの交通安全施設の設置については進捗が遅く、警察署に引き続き要請を行う必要があります。

イ 防犯教育等の強化

- ・子どもが犯罪にあわないための情報発信メール「ていだメールシステム」は平成 22 年度に市内小中学校に導入されましたが、受信する端末機器の多様化などにより、不具合が生じたりするなど、その利用は進んでいません。
- ・当システムの利用状況等を確認するとともに、関係課や関係機関と連携し問題の解決と、システムの利便性を高めるための対策を講じる必要があります。
- ・児童生徒の不審者からの避難訓練については、学校からの要請により行われています。防犯標語「いかのおすし」の下敷きを新入学児童に対し、配布しており、引き続き標語の普及や、警察との連携による訓練の実施に努める必要があります。
- ・地域においては、子ども 110 番の家の設置、巡回パトロール等による地域の活動によりその効果を上げています。一方、防犯パトロール未結成の地域に対しては、学校と連携しながら、結成の促進を図る必要があります。

基本方針（6）子育てと就労の両立を支える就労環境の充実

ア 男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

- ・事業所に対して、男性の育児休業の取得に特化した働きかけを行うことはできませんでしたが、今後、国や県の刊行物や情報を活用しながら各種制度や事業の周知に取り組む必要があります。
- ・男女共同参画の視点から、男女平等意識の醸成をめざし、ワーク・ライフ・バランスに関する講座や男性の育児参加を促進するための啓発活動等を実施しています。引き続き男女共同参画に関わる事業について取り組むとともに、子育て支援センター等との連携を図りながら啓発活動に取り組む必要があります。
- ・父親としての役割等を学ぶ機会として、マタニティスクールなどへの父親の参加を促進する必要があります。

イ いきいきした暮らしを支える就労支援の充実

- ・安定して働くことのできる環境づくりをめざし、重要な法律や各種制度の情報発信を行ってきました。今後は、子育てと就労の両立について、より積極的な働きかけを行う必要があります。女性の再就職への支援については、県などからの情報をHPに掲載したり、パンフレットを紹介するなど情報発信に努めています。
- ・ひとり親家庭への就労支援については、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等事業について活用の促進に努めています。また平成25年度より父子家庭の父も対象となっていることから、周知の必要があります。

基本方針（7）要保護・要支援児童への対応

ア 児童虐待防止の充実

- ・虐待防止推進月間などにあわせて、小中学校や医師会をはじめとした関係機関への虐待防止月間ポスターの配布や、コミュニティFMを活用した、児童虐待の防止に向けた意識啓発に取り組みました。加えて市内の量販店やスーパーにおける、チラシ、オレンジリボン、ティッシュ、ステッカーなどの広報・啓発用品の配布や、児童虐待の防止に関する講演会やワークショップの開催などにより、地域住民の児童虐待防止への意識が高まったものと思われます。
- ・妊娠の早い時期での保健師との面談の実施や訪問活動事業の実施、要保護児童対策地域協議会の設置や相談員等の配置など児童虐待防止や早期対応のための体制が強化されつつあります。虐待は実態がつかめないものが多い状況にあります。引き続き、市民に対し、虐待防止に対する意識啓発に努めるとともに、児童相談所や医療機関、警察等の関係機関と連携を密にし、虐待を防止する必要があります。

イ ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、「第2次浦添市ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の母や父、そしてその子どもの福祉が一体となり保障されることを目

的とし、母子自立支援員による支援や各種事業の充実に努め、社会全体で支えていく仕組みづくりの構築に努めています。

- 養育費を受け取っていない家庭も多く、養育費の確保に関する支援が求められます。
- 母子寡婦福祉会の会員数が年々減少していることから、会の活性化にむけ人材の確保や活動内容の見直し等により、会員数の増加に取り組み、組織強化を促す必要があります。

ウ 障がい児福祉施策の充実

- 平成 24 年 3 月に策定した「第 3 次てだこ障害者プラン」では、アンケート調査を行いながら、乳幼児から児童生徒、さらに学校卒業後の社会へと、一貫した療育・教育が展開できるよう、関係機関や事業所と連携を図ることとし、取り組んできました。
- てだこ障害者プランに基づくサービス提供体制の充実促進、制度の周知等が引き続き必要となっています。
- 障がい福祉サービスは利用者の望む暮らしを実現するためのきめ細かなサービスの提供が求められています。サービスを利用するためには、サービス等利用計画を作成する必要がありますが、相談支援事業所、相談支援専門員が不足していることから計画作成の遅れが見られます。サービス提供事業所との連携強化を図る必要があり、相談支援専門員不足の解消に向けての取り組みを行う必要があります。
- 短期入所事業の利用者は、平成 22 年度以降増加傾向にあり、ニーズの高いことがうかがえます。入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を短期間入所し受けることができることから、一時的に介護が困難となった介護者の支援にも寄与しています。
- 補装具費給付事業や日常生活用具給付事業の利用により、家族など介護者の負担軽減にもつながっていることから、引き続きサービスの事業の案内を行います。
- 相談支援については、自立支援協議会を中心に関係機関の連携が図られ、スムーズな支援ができるよう取り組みが進んでいます。また発達障がいに対する理解を促進するためのリーフレット等を作成するなど、その周知に取り組んでいます。
- 相談対応については、保護者への支援も含め、きめ細やかな対応が求められています。

(2) 第2次浦添市ひとり親家庭自立促進計画の評価と課題

1 子育てや生活の支援

1) 子育て支援

多くの母子家庭や父子家庭の親は子育てと生計を維持する役割を一人で担っており、その両立を支えるためにも、保育サービスの提供などの支援が求められます。

本市においては保育所への入所にあたり、ひとり親家庭の優先度を高める取り組みを進めてきました。ファミリー・サポート・センター事業においても、病児病後児などへの対応に努めてきました。引き続き、ひとり親家庭の利用促進のために、利用費補助を進める必要があります。

また、浦和寮（母子生活支援施設）での子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、子育てと就労の両立等に寄与していると思われます。学童クラブにおいては、母子・父子家庭等に学童保育料の補助をしており、引き続き推進する必要があります。

さらに、自治会などでふれあいサロンや地域子ども学習支援活動が行われており、引き続き親子の地域での交流の場として、地域との連携を強化しながら、参加を促進する必要があり、地域でのサポート体制の充実に求められます。

県の調査をみると、教育費や子どもの進学に関する悩みがあげられていることから、教育支援の展開を今後検討する必要があります。

2) 生活支援

本市の浦和寮（母子生活支援施設）は、母子を支援する生活の場として大きな役割を果たしています。生活習慣、就労、保育、育児、学習への各種相談・支援、臨床心理士によるメンタルケアなどを行っています。また、退所後の安定した生活基盤を築くため、退所後の継続支援が求められます。その1つとして、関連機関と連携しながらフードバンクなどの取り組みを実施しており、退所した母子が来所し情報交換の場となっています。浦和寮については、引き続き、母子を支援する生活の場として機能の充実に努める必要があります。

養育が困難な家庭に対しては、養育支援訪問事業によりホームヘルパーや保健師等の支援員を派遣し、家事の援助や育児の負担軽減をサポートしています。当事業への相談件数も増加しており、育児等の負担軽減や虐待の未然防止にもつながることから事業の周知に努める必要があります。このほか、県の調査では、母子世帯の公営住宅への入居意向が見られることから、本市においても市営住宅の入居選考時の当選率の優遇実施に引き続き取り組む必要があります。

障がい児とそのひとり親へ通所、通学等の支援を行ってきました。今後は支援範囲の検討を行うとともに、事業の周知が求められます。

2 就労支援

県の調査では、資格取得支援の希望がみられました。本市では自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金といった資格取得に関する事業を行っています。特に後者においては、看護師など社会的にニーズが高く生活の安定が図れる就業に結びつくなど、着実に効果を上げています。父子家庭の実績が無いことから、情報提供に工夫が必要です。

また、母子家庭の正規雇用の割合は父子家庭に比べ低くなっています。子どもを抱えているため就業時間に制約があるなど、雇用面についても、収入面についても母子家庭は厳しい状況にあります。母子世帯で仕事や働き方に困難を感じた理由に、「ひとり親家庭が就職に不利」との回答が比較的多いことなどから、雇用主側への啓発が求められています。本市としては、市ホームページや県などの刊行物を活用して情報を発信していますが、引き続き、情報提供に努める必要があります。

さらに、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークなどの関係機関と連携を強化し、就業支援を効果的に進める必要があります。特に、自立支援員が相談を受ける中で、希望する仕事に必要な知識に関する情報提供、資格取得の支援・情報提供を強化します。

3 経済的支援

県の調査では、ひとり親家庭の厳しい経済状況がうかがえました。また、国や県及び市町村等に特に要望したいこととして、「各種年金・手当等の充実」、「医療保障（医療費助成）の充実」といった経済的支援を要望する項目の割合が高くなっています。

本市においても、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために、児童扶養手当を支給しています。引き続き適切な支給を行うために児童扶養手当に関する周知に努めるとともに、就労による自立支援強化のため、自立支援員の本格的活用が求められます。

医療費助成については、給付方法などに対するさまざまな意見（現物給付を求める意見など）がでていますが、引き続き県の動向をみながら、検討していく必要があります。

4 養育費の確保

ひとり親家庭になった理由として、離婚の占める割合が大きく、沖縄県の離婚率は全国的にみても高い状況が続いており、本市の離婚率は沖縄県平均の離婚率を上回って推移しています。養育費の取り決めについては、専門家による法律相談などを実施するほか、児童家庭課などでも情報提供を行っています。引き続き、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるように、養育費に関する相談体制の充実を図るとともに、養育費に関する広報啓発活動を推進する必要があります。

5 相談体制の充実

本市では、女性相談員と家庭相談員の計6名が生活や家庭問題に対応しています。近年多様化する相談に対応するため、平成23年度より家庭相談員を2名増員し、体制の充実を図りました。引き続き相談対応の充実に向けて、相談体制の検討と相談員の更なるスキルアップを図る必要があります。また、そのほかの市民相談や健康相談など、相談対応窓口間の連携が求められます。

ひとり親家庭対象の情報交換や交流の場として、母子寡婦福祉会の活性化を図る必要があります。

各種情報提供については、市のホームページや市広報による発信、窓口でのチラシの配布などを行っていますが、情報提供や情報交換の方法については、より工夫が必要になってくると考えられます。特に父子世帯へ向けた情報発信の充実が求められます。

4. 浦添市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

(1) 保育サービスの充実

- ・本市女性の就業率は県内でも高く、勤務形態の多様化などに伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。引き続き待機児童解消への対策が求められており、保育サービスの質と量の充実を図る必要があります。
- ・子どもたちの育ちを支える認可保育所、認可外保育施設等との連携に努めるとともに、その子どもたちの処遇等が向上していくよう、取り組みの促進が求められます。

(2) 地域における子育て支援や相談体制の充実

- ・核家族化の進行や地域のつながりが希薄化する中で、保護者が安心して子育てを行うためにも、悩みや不安を受け止め、寄り添う支援が必要です。また、ニーズ調査からも、子育て支援に関する情報を求める意見や、相談先が分かりにくいなどの声もみられているため、子育て家庭に広く届くよう、情報提供を行う必要があります。また、保護者同士の交流を通して悩みが相談できる場の確保にも努める必要があります。
- ・すべての子どもたちはどのような状況にあっても、等しく地域での健やかな育ちを保障されなくてはなりません。そのため、児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭の自立支援、障がい児等に対する支援等の充実にも努める必要があります。

(3) 子どもの豊かな心と創造性を育む教育環境の充実

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われ、心身の健やかな成長の基礎となる大切な時期です。このため、浦添市の子どもたちが質の高い保育・教育が受けられるよう環境の充実が求められます。
- ・ニーズ調査では、平日の教育・保育事業を利用する理由として、「子どもの教育や発達のため」が約7割と高く、教育を目的として利用している家庭がみられます。また幼稚園の利用希望は高いため、引き続き教育環境の充実を図る必要があります。
- ・小学校から中学校へと子どもたちがさまざまな体験を通して、子ども自ら課題を見つけ自ら学び考える力を育むための取り組みが求められます。

(4) 妊娠期からの切れ目のない支援と健全な育ちへの支援の充実

- ・妊娠前から適切な健康管理を行うことができ、育児の不安や負担感を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健の充実や医療体制の強化が求められます。
- ・障がいや疾病などの早期発見に努め、適切な支援につなげるよう対策が求められます。また、障がい等のある子どもやその家庭へ寄り添う支援を行い、子どもの健やかな成長、発育の促進に努める必要があります。
- ・思春期の保健対策を充実し、いのちの大切さ、自分のからだや他者を思いやる気持ちの醸成を図る必要があります。

(5) 子どもが安全にのびのびと育つ環境づくり

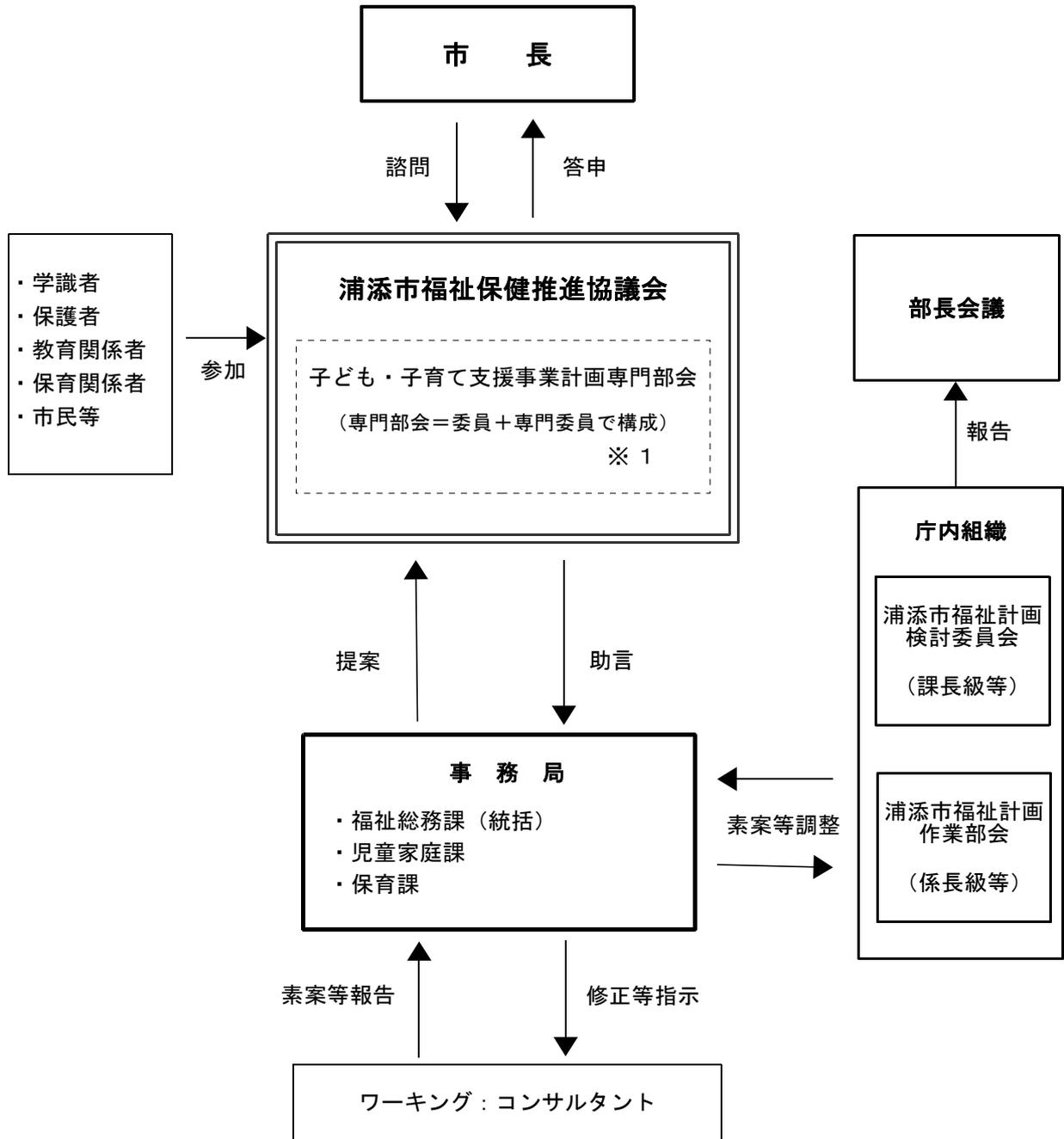
- 子どもたちが地域のなかで、安心して育つことができるよう、公園や道路、交通安全施設の整備を行ってきました。ニーズ調査では、身近で安全に遊べる場を求める声もみられるため、引き続き公園、道路の計画的な整備を行いつつ、地域の人々と触れ合いながら学び、遊ぶ場の確保に努める必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

- 保護者が働きながら安心して子どもを生き育てることができるよう、多様な働き方が選択できる職場環境とするため、産休・育休取得など、各種制度の周知に努める必要があります。また、職場全体の機運を高められるよう、事業所など関係機関と連携を図りながら、意識啓発を進める必要があります。
- 家庭においても男女が支え合いながら、育児や家事がおこなわれるよう、男女共同参画に関する講座などを通して、意識啓発を進める必要があります。

5. 計画策定の体制・経緯等

○計画策定の体制



※1 浦添市子ども・子育て支援協議会の委員の中から専門委員を委嘱する。

○計画策定の経緯

年 月 日	会 議 等
平成 25 年 11 月 28 日	浦添市子ども・子育て支援協議会
平成 25 年 12 月 13 日～ 平成 25 年 12 月 27 日	子ども・子育てに関するニーズ調査 就学前児童対象（0歳～5歳児）
平成 26 年 2 月 18 日～ 平成 26 年 2 月 26 日	子ども・子育てに関するニーズ調査 就学児童対象（小学1年生～小学6年生）
平成 26 年 3 月 12 日	浦添市福祉保健推進協議会（諮問）
平成 26 年 6 月 3 日	第 1 回 浦添市福祉計画検討委員会・作業部会 ○浦添市子ども・子育て支援事業計画策定の概要説明 ○子ども・子育て新支援制度について ○子ども・子育てに関するニーズ調査結果について ○事業点検シートについて
平成 26 年 7 月 23 日	第 1 回 子ども・子育て支援事業計画専門部会 ○浦添市子ども・子育て支援事業計画策定にむけて ○子ども・子育てに関するニーズ調査結果について ○教育・保育等の「量の見込み」の検討について
平成 26 年 9 月 26 日	第 2 回 子ども・子育て支援事業計画専門部会 ○教育・保育の提供区域の確認 ○教育・保育等の「確保方策（案）」の検討について
平成 26 年 12 月 25 日	第 2 回 福祉計画検討委員会・作業部会 ○教育保育ニーズの見込み量と確保方策について ○浦添市の子育てに関する現状と課題について ○浦添市子ども子育て支援事業計画の枠組みについて
平成 27 年 1 月 28 日	第 3 回 福祉計画検討委員会・作業部会 ○浦添市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 27 年 2 月 5 日	第 3 回 子ども・子育て支援事業計画専門部会 ○教育保育ニーズの見込み量と確保方策について ○浦添市の子育てに関する現状と課題について ○浦添市子ども子育て支援事業計画の枠組みについて
平成 27 年 2 月 26 日	第 4 回 子ども・子育て支援事業計画専門部会 ○浦添市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 27 年 3 月 10 日～ 平成 27 年 3 月 19 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 3 月 26 日	浦添市福祉保健推進協議会
平成 27 年 3 月 27 日	浦添市福祉保健推進協議会より市長へ答申

○浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

改正 平成7年10月27日規則第26号
平成9年3月31日規則第12号
平成11年4月1日規則第21号
平成18年9月1日規則第30号
平成22年3月26日規則第1号
平成25年3月29日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉部又は健康部の当該事務の担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則（昭和57年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成7年10月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

■浦添市福祉保健推進協議会 委員名簿

平成 27 年 3 月 19 日現在

	氏 名	役 職 等	備考
1	神里 博武	かみざと社会福祉研究所 所長	会長
2	我部 政義	浦添市民生委員・児童委員連絡協議会会長	副会長
3	中野 紘子	浦添市ボランティア連絡協議会会長	
4	島田 勝男	浦添市ふれあいのまちづくり推進委員会委員長	
5	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会会長	
6	津波 善英	浦添市身体障がい者福祉協会会長	
7	稲福 英子	浦添市母子保健推進連絡会会長	
8	高良 政幸	浦添市学校保健会会長	
9	松田 ミサ子	NPO法人 ほっとハウス理事長	
10	池村 剛	一般社団法人 浦添市医師会会長	
11	宮城 栄之	公益社団法人 南部地区歯科医師会 浦添班長	
12	護得久 朝文	浦添市子ども会育成連絡協議会会長	
13	比嘉 勝昭	浦添市自治会長会会長	
14	國吉 眞安	浦添市老人クラブ連合会会長	
15	友寄 利津子	NPO法人 ライフサポートてだこ代表	
16	松堂 貴浩	浦添商工会議所 総務部長	
17	上地 武昭	沖縄大学 教授（人文学部福祉文化学科）	
18	徳元 清美	浦添市社会福祉協議会 常務理事	
19	嘉味田 朝	浦添市 福祉部長	
20	高江洲 幸子	浦添市 健康部長	

※ 委員の任期：平成 25 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日まで

■浦添市福祉保健推進協議会

子ども・子育て支援事業計画専門部会 委員名簿

平成 26 年 9 月 22 日 現在

	氏名	所属・役職等	備考
1	山城 眞紀子	沖縄キリスト教短期大学教授	部会長 専門委員
2	護得久 朝文	浦添市子ども会育成連絡協議会会長	副部会長 委員
3	高良 政幸	浦添市学校保健会会長	委員
4	高良 聡子	たから小児科医院院長	専門委員
5	仲底 善章	浦添市小中学校長会副会長	専門委員
6	高嶺 徹	浦添市社会福祉協議会	専門委員
7	又吉 剛	浦添市法人保育園連絡協議会	専門委員
8	新本 淳	浦添市学童保育連絡協議会会長	専門委員
9	當間 常雄	浦添市認可外保育施設連絡協議会会長	専門委員
10	盛本 克枝	宮城ヶ原保育所長	専門委員
11	下地 匠	保育所 保護者代表	専門委員
12	宮國 和之	那覇地区公立幼稚園会 浦添・久米島支部会長	専門委員
13	根間 章子	宮城幼稚園副園長	専門委員
14	山城 泰一郎	浦添市立幼稚園PTA会 代表	専門委員
15	川満 翔太	学校法人みのり学園 みのり幼稚園 事務長	専門委員
16	嘉味田 朝	浦添市 福祉部長	委員
17	與古田 達郎	浦添市 福祉部 福祉総務課長	専門委員
18	与那覇 純子	浦添市 福祉部 児童家庭課長	専門委員
19	仲本 力	浦添市 福祉部 保育課長	専門委員
20	渡口 和子	浦添市 健康部 こども健康課長	専門委員
21	山田 宏	浦添市 教育委員会 指導部長	専門委員
22	知花 優子	浦添市 教育委員会 指導部 学務課長	専門委員
23	石川 博基	浦添市 教育委員会 指導部 学校教育課長	専門委員

※ 委員の任期：委嘱又は任命の日から担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間

○浦添市福祉計画検討委員会設置要綱

(平成 25 年 9 月 30 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 浦添市子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な検討を行うため、浦添市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）にその結果を報告する。

- (1) 福祉計画に係る基本計画に関すること。
- (2) 福祉計画に係る実施計画に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉計画策定に必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部長を、副委員長は健康部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(福祉計画作業部会)

第 6 条 委員会に、福祉計画作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- 2 作業部会は、第 2 条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第 7 条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるときまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

■浦添市福祉計画検討委員会 委員名簿

平成 26 年 12 月 9 日 現在

	氏 名	所 属 等	備 考
1	嘉味田 朝	福祉部長	委員長
2	山田 宏	指導部長	副委員長
3	知名 美好	企画部 男女共同参画推進 ハーモニーセンター所長	
4	大里 千都美	市民部 市民生活課長	
5	外間 則光	// 商工産業課長	
6	與古田 達郎	福祉部 福祉総務課長	
7	金城 徹	// 福祉給付課長	
8	与那覇 純子	// 児童家庭課長	
9	仲本 力	// 保育課長	
10	金城 盛達	健康部 地域支援課長	
11	渡口 和子	// こども健康課長	
12	比嘉 克也	// 国民健康保険課長	
13	安里 宗健	都市建設部 道路課長	
14	登野城 寛	// 美らまち推進課長	
15	新垣 剛	// 建築営繕課長	
16	宮城 増美	教育部 生涯学習振興課長	
17	松川 章	文化部 文化課長	
18	宮城 篤直	// 浦添市美術館主幹	
19	知花 優子	指導部 学務課長	
20	石川 博基	// 学校教育課長	
21	新崎 寛治	// こども青少年課長	
22	吉本 真紀雄	// 浦添市立学校給食調理場所長	

■福祉計画作業部会 部会員名簿

平成 26 年 12 月 9 日 現在

	氏 名	所 属 等
1	屋宜 久世	企画部 男女共同参画推進ハ-モニ-セ-タ- 男女共同参画推進ハ-モニ-セ-タ-主査
2	真座 佳美	市民部 市民生活課 市民生活係長
3	末広 良憲	// 商工産業課 商工観光係長
4	平良 聡子	福祉部 福祉総務課 管理係長
5	松本 ゆかり	// 福祉給付課 障がい福祉係長
6	安慶田 忠	// // 支援給付係長
7	高嶺 勤子	// 児童家庭課 母子係長
8	安里 るみ子	// // 母子係主査
9	赤嶺 エリナ	// 保育課 保育係長
10	古倉 かおり	// // 保育係主査
11	吉長 聖哲	// // 保育係主査
12	喜舎場 三弘	// // わんぱく係長
13	吉浜 真子	// // 子育て支援担当主査
14	仲宗根 律子	健康部 地域支援課 支援センター係主査
15	藤岡 直子	// こども健康課 母子保健係長
16	大城 美登利	// // 予防係長
17	鋤田 洋一郎	// 国民健康保険課 庶務係長
18	仲西 信雄	都市建設部 道路課 工事係長
19	平良 吉秀	// 美らまち推進課 公園みどり係長
20	金城 隆雄	// 建築営繕課 計画工事係技査
21	宮平 愛	教育部 生涯学習振興課 生涯学習係長
22	小那覇 典江	// 中央公民館 公民館主事
23	宮城 勝	文化部 文化課 文化振興係長
24	小澤 絹江	// 浦添市立図書館 管理係長
25	岡本 亜紀	// 浦添市美術館 学芸管理係主査
26	安和 さゆり	指導部 学務課 学務係長
27	平良 亮	// 学校教育課 指導係長
28	松田 孝	// こども青少年課 こども育成係長
29	諸喜田 司	// // 青少年係長
30	吉村 賢二	// 浦添市立学校給食調理場 浦添共同調理場副所長

○浦添市子ども・子育て支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に規定する地域における次世代育成支援対策の推進に関して必要となるべき措置について協議し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務について協議するため、浦添市子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浦添市次世代育成支援行動計画及び浦添市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）に関すること。
- (2) 計画の実施状況に係る意見に関すること。
- (3) その他計画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業主
- (3) 子育てに関する活動を行なう団体の者
- (4) 保健・福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 市民代表

2 協議会は、特定の課題等について情報交換等を行なうため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は、会長をもって充てる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉部保育課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉部の当該事務の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 20 年 11 月 11 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。

■浦添市子ども・子育て支援協議会 委員名簿

平成 25 年 11 月 28 現在

	氏 名	所属・役職等	備考
1	山城 真紀子	沖縄キリスト教短期大学教授	会長
2	護得久 朝文	浦添市子ども会育成連絡協議会会長	副会長
3	高良 聰子	たから小児科医院院長	
4	崎濱 秀一	浦添市小中学校長会会長	
5	田場 栄作	浦添市学校保健会会長	
6	池村 みどり	浦添市社会福祉協議会（ひまわり学童クラブ所長）	
7	又吉 剛	浦添市法人保育園連絡協議会	
8	新本 淳	浦添市学童保育連絡協議会会長	
9	當間 常雄	浦添市認可外保育施設連絡協議会会長	
10	盛本 克枝	宮城ヶ原保育所長	
11	下地 匠	保育所 保護者代表	
12	富田 尚	那覇地区公立幼稚園会 浦添・久米島支部会長	
13	名嘉 房枝	前田幼稚園 副園長	
14	江成 聡美	浦添市立幼稚園PTA会 代表	
15	川満 翔太	学校法人みのり学園 みのり幼稚園 事務長	

※ 委員の任期：平成 25 年 11 月 21 日から平成 27 年 11 月 20 日まで

○事務局

氏名	所属等
宮城 真士	福祉部 福祉総務課 管理係主査
高嶺 勤子	// 児童家庭課 母子係長
赤嶺 エリナ	// 保育課 保育係長
吉長 聖哲	// // 保育係主査
古倉 かおり	// // 保育係主査
喜舎場 三弘	// // わんぱく係長

6. 用語解説

(あ行)

○ICT 機器

パソコン、デジカメ、DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン、テレビ、電子黒板等。

○育児休業制度等両立支援事業

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策。

○いかのおすし（一人前）

子どもへの犯罪を少しでも未然に防ぐために警視庁が考えた防犯標語。

いか…知らない人についていかない

の…他人の車にのらない

お…おおごえを出す

す…すぐ逃げる

し…何かあったらすぐ知らせる

なお、浦添市では「いかのおすし」に内容を追加した「いかのおすし一人前」による防犯活動を推進している。

一人前…「一人」で遊ばない。「でかける前」におうちのひとに「だれと」「どこへ」行くのかをいう。

○エンゼルプラン

少子化傾向に歯止めをかけるために、働く女性の育児支援を行う厚生省の計画。「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」ともいう。

(か行)

○グローバル社会

国境を越えて地球規模で人々の営みが行われていること

○コミュニティソーシャルワーク

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するスタッフのこと。

コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域を基盤とする活動やサービスを調整して、支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行ったりすること。

(さ行)

○性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であり、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別

を理由として、役割を分ける考え方。

(た行)

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

○特別支援教育コーディネーター

学校の公務として位置づけ、すべての小中学校又は特別支援学校に置いて、関係機関との連携協力の体制整備を図る。また、家族などへの相談窓口を行う専門職を担う教員。

○特別支援教育巡回指導員

校内委員会での検討結果を受け、障害に基づく種々の困難を児童・生徒が主体的に改善克服するための指導及び教科の補充指導を担任と連携して行う。

(な行)

○認定こども園

就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい選択肢。幼稚園と保育所の良いところを活かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする。

(は行)

○PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つのこと。

Plan=(計画)、Do=(実行)、Check=(評価)、Action=(改善)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく。

○フードバンク

包装の傷みなど、まだ食べられるのにさまざまな理由で、市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

(や行)

○要保護児童

児童福祉法第6条の3により、①保護者のいない児童(孤児、保護者が行方不明等の児童)、②保護者に監護させることが不相当と認める児童(保護者に虐待されている児童、保護者の疾病等により必要な監護を受けることができない児童、不良行為をなし又はなすおそれのある児童等)とされている。

(わ行)

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。

第3次てだこ親子プラン
浦添市子ども・子育て支援事業計画

平成27年（2015年）3月

発行：浦添市 福祉部 福祉総務課
〒901-2501
沖縄県浦添市安波茶1-1-1
電話：(098) 876-1234（代表）

